

創価大学大学院法務研究科法務専攻
自己点検・評価報告書

2007年9月25日

創価大学法科大学院

創価大学大学院法科大学院

研究科長_____

目 次

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	5
1 - 1 - 1	養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。	5
1 - 2 - 1	自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。	8
1 - 3 - 1	教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案 に適切に対応していること。.....	11
1 - 4 - 1	法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・ 独立性をもって意思決定されていること。.....	13
1 - 4 - 2	法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実 施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切 な手当等を行っていること。.....	15
1 - 5 - 1	特徴を追求する取り組みが適切になされていること。.....	17
2 - 1 - 1	適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に 公開されていること。.....	19
2 - 1 - 2	入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されてい ること。.....	21
2 - 2 - 1	適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定 手続が明確に規定され、適切に公開されていること。.....	23
2 - 2 - 2	法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び 手続に従って適切に実施されていること。.....	25
2 - 3 - 1	入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験の ある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上 となることを目標として適切な努力をしていること。.....	26
3 - 1 - 1	専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の 割合を確保していること。.....	29
3 - 1 - 2	法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。.....	30
3 - 1 - 3	5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。.....	31
3 - 1 - 4	専任教員の半数以上は教授であること。.....	32
3 - 1 - 5	教員の年齢構成に配慮がなされていること。.....	33
3 - 1 - 6	教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。.....	34
3 - 2 - 1	教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度	

	の適正なものであること。 ……	35
3 - 2 - 2	教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。 ……	38
3 - 2 - 3	教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。 ……	40
4 - 1 - 1	教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。 ……	43
4 - 1 - 2	教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。 ……	49
5 - 1 - 1	授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることの内容に配慮されていること。 ……	54
5 - 1 - 2	授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。 ……	56
5 1 3	法曹倫理を必修科目として開設していること。 ……	61
5 2 1	学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。 ……	63
5 2 2	履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること、および修了年度の年次は 44 単位を標準とするものであること。 ……	66
6 - 1 - 1	開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。 ……	67
6 - 1 - 2	開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。 ……	69
6 - 2 - 1	理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。 ……	81
6 - 2 - 2	臨床科目が適切に開設され実施されていること。 ……	88
7 - 1 - 1	法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。 ……	90
8 - 1 - 1	授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。 ……	99
8 - 1 - 2	教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。 ……	101
8 - 2 - 1	学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。 ……	103
8 - 2 - 2	学生が学習方法や進路選択につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。 ……	105
8 - 2 - 3	学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。 ……	107

8 - 2 - 4	国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。 ……	109
8 - 3 - 1	1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること ……	110
8 - 3 - 2	入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。 ……	111
8 - 3 - 3	在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。 ……	112
9 - 1 - 1	厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。 ……	113
9 - 1 - 2	成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。 ……	117
9 - 1 - 3	成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。 ……	119
9 - 2 - 1	修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。 ……	121
9 - 2 - 2	修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。 ……	123
9 - 2 - 3	修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。 ……	124
第4	その他 ……	125
別紙	学生数および教員に関するデータ ……	128

第1 法科大学院の基本情報

1	大学(院)名	創価大学大学院
2	法務博士が授与される大学院課程の名称	法務研究科法務専攻
3	開設年月	2004年4月
4	当該大学院課程の教学責任者	
	氏名	桐ヶ谷 章
	所属・職名	法務研究科 教授(研究科長)
	連絡先	042-691-9476
5	認証評価対応教員・スタッフ	
	氏名	黒木 松男
	所属・職名	法務研究科 教授(研究科長補佐)
	役割	F D、自己点検・評価の 教学責任者
	連絡先	042-691-5647
	氏名	藤井 俊二
	所属・職名	法務研究科 教授
	役割	F D・自己点検委員会委員
	連絡先	042-691-9485
	氏名	藤田 尚則
	所属・職名	法務研究科 教授
	役割	F D・自己点検委員会委員
	連絡先	042-691-5436
	氏名	岩元 隆
	所属・職名	法務研究科 教授
	役割	F D・自己点検委員会委員
	連絡先	042-691-8804
	氏名	島田 新一郎
	所属・職名	法務研究科 教授
	役割	F D・自己点検委員会委員

連絡先 042-691-8109

氏名 嘉多山 宗
所属・職名 法務研究科
准教授

役割 F D・自己点検委員会委員

連絡先 042-691-9379

氏名 小野 淳彦
所属・職名 法務研究科
教授

役割 教務委員会委員

連絡先 042-691-8886

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

1 自己点検・評価体制

平成19年5月18日、認証評価を受けるための体制を決定した。

F D・自己点検委員会を母体として、教務委員会委員のメンバーを加えて、認証評価実施委員会を発足させた。

同委員会のメンバーおよび点検項目分担は以下の通りである。

総 括		桐ヶ谷章	黒木松男
1	基本方針等	桐ヶ谷章	岩元隆
2	入学者選抜	黒木松男	嘉多山宗
3	教員体制	黒木松男	矢部善朗
4	F D	黒木松男	嘉多山宗
5	カリキュラム	藤井俊二	藤田尚則
6	授業	藤井俊二	藤田尚則
7	法曹に必要な資質・能力の養成	桐ヶ谷章	島田新一郎
8	学習環境	矢部善朗	島田新一郎
9	成績評価	小野淳彦	矢部善朗
他	自由記述	桐ヶ谷章	黒木松男

小野淳彦教授がF D・自己点検委員会以外の委員である。

2 認証評価のスケジュール

- 5月18日 第1回認証評価実施委員会開催 分担決定 同日の研究科委員会へ報告
- 6月7日 各教員への調査・確認事項の提出〳切
- 6月8日 第2回認証評価実施委員会開催 分担者の進捗状況の確認
- 6月22日 自己点検評価報告書案(第1次案)提出〳切
- 6月29日 第3回認証評価実施委員会開催 第1次案の検討
- 7月20日 自己点検評価報告書案(第2次案)提出〳切
- 7月27日 第4回認証評価実施委員会開催 第2次案の検討
- 8月22日 自己点検評価報告書案(第2次案)に対する研究科委員会における意見聴取
- 8月30日 第1回最終案検討会
- 8月31日 第2回最終案検討会
- 9月7日 自己点検評価報告書(最終案)を認証評価実施委員会委員全員へ送付
- 9月11日 第5回認証評価実施委員会開催 最終案の確定、同日研究科委員

会で最終案を了承、その後の微調整については研究科長に一任
9月25日 自己点検評価報告書提出

第3 自己点検・評価の内容と結果

1 - 1 - 1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。

1 現状

(1) 本法科大学院で養成しようとする法曹像

創立者池田大作先生が創価大学の建学にあたり示された「人間教育の最高学府たれ」「新しき大文化建設の揺籃たれ」「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」との建学の精神¹に基づき、次のような法曹を育成していく。

ア 一人ひとりのかけがえのない人生に対して深く共感しうる豊かな人間性、法曹としての必須の基礎力と確固たる実力（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、深い洞察力、国際的な素養）および法曹としての責任感と職業倫理等を備えた法曹を養成する。

イ その上で、本学の建学の精神に照らし、特に、次のような特性を有する法曹の養成を目標とする。

生活者の側に立つ人間性豊かな法曹

多種・多様な法的紛争の場面において、「国民の社会生活上の医師」として、生活者の立場に立って問題の解決を図ることができる人間性豊かな法曹。

人権と平和を志向する国際感覚に溢れた法曹

今後、複雑化・混迷化する国際社会にあって、人権感覚に優れ、平和の理念を堅持し、国際機関、人権機関等の国際舞台で活躍することができる法曹。

国際競争力を備えたビジネス・ロイヤー

取引や交渉をはじめ、種々の法的紛争もますます国際的な広がりをもちつつある現代社会において、渉外・企業法務や知的財産法の実務に習熟し、国際的視野に立ち物事を判断する能力を有する法曹。

(2) 法曹像の周知

¹ さらに、創立者は、本法科大学院紀要の『創価ロージャーナル』創刊号（資料 ）への寄稿の中で『人間のため』『民衆のため』『正義のため』—この信念こそが、法律家の永遠の原点であり、『マグナ・カルタ』でありましょう」との法律家のあり方を示され、『『邪悪を正す冷徹な知性』と『人間を愛する温かな慈愛』、そして『勝利を決する強靱な魂』を併せ持った法律家を育成することは、人類と地球の未来への『平和の準備』の聖業にほかなりません」と本法科大学院に期待を寄せておられる。これに基づき研究科委員会の決議により、（挿入）『『邪悪を正す冷徹な知性』、『人間を愛する温かな慈愛』、『勝利を決する強靱な魂』を、本法科大学院が育成を目指すべき法曹の資質としての三指針としている。

このような法曹像は、総じては、ホームページ²、創価大学法科大学院入学試験要項（以下、「入試要項」という）³、創価大学法科大学院ガイド（以下、「ガイド」という）⁴、本法科大学院紀要『創価ロージャーナル』（以下、「ロージャーナル」という）創刊号⁵などに掲載して学内外への広報に努めるとともに、周知している。さらに具体的には、次のような取り組みがなされている。

ア 教員への周知

本法科大学院が養成しようとする法曹像（以下、「法曹像」という）の内容は、設置申請に際して文部科学省に提出した「創価大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」（以下、「設置趣旨」という）において明確にされ、それは、全専任教員に配布されている。

また、その後も、法曹像は、研究科委員会などにおいて、教学に関わるさまざまな議論をする中で周知を図っている。とくに、入学者選抜は、このような法曹像に即した選抜方針に基づいて行われている。入学者選抜には、ほぼ専任教員全員がかかわるので、同選抜を通じて、毎年養成されるべき法曹像の具体像について専任教員間で継続的な議論がなされている。

なお、非常勤の教員に対しても、年2回行っている教員研修懇談会への参加要請を行うとともに、各種資料の配布、意見交換などを通じて、周知を図っている。

イ 学生への周知

学生に対しては、入学時、各セメスターの開始・終了時におこなわれるガイダンスなどで履修選択や進路選択の場面で、法曹像に沿った指導・助言や情報提供が行われている。本法科大学院では、学生の将来の進路に合わせ、A「生活者と法」、B「平和と人権」、C「ビジネス法」という3つのプログラムが用意されているが、これらのプログラム選択に当たっての指導を通じて、法曹像の実現に向けた助言・相談と支援がなされている。

また、入学試験合格者に対しても、「入学予定者説明会」を行い、法曹像を含めて周知している。

ウ 社会への周知

本法科大学院が主催して毎年、学内および全国の主要都市（東京、大阪、名古屋、福岡、札幌など）で入試説明会を開催しているだけでなく、

² 資料 ホームページのプリント。

³ 資料 「2008年度入学試験要項」2頁。

⁴ 資料 「2008年度創価大学法科大学院ガイド」8頁。

⁵ 資料 「創価ロージャーナル」創刊号11頁。

民間機関が主催し、全国各地で行われる法科大学院説明会にも積極的に参加して、必要な発信を行っている。

また、マスコミや予備校その他の広報機関からの取材に積極的に応じ、本法科大学院の法曹像を含む基本方針を社会に対して広く伝える努力をしている⁶。

2 点検・評価

本法科大学院で養成しようとする「法曹像」は、明確であり、周知徹底されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

とくにない。

⁶ 例えば、アイ・エル・エス出版「ザ・ローヤーズ」(2004 4)88頁
日経BP企画「社会人・学生のための日経大学・大学院ガイド」(2006年秋号)92頁
日経BP企画「社会人・学生のための日経大学・大学院ガイド」(2007年春号)111頁
東京リーガルマインド「Law School Navigator」(2007.特別号)29頁
読売新聞社「2008年度 速報・法科大学院ガイド」34頁

- 1 - 2 - 1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

1 現状

(1) 組織体制の整備

ア 法科大学院

本法科大学院における自己改革を目的とした組織としては、創価大学専門職大学院学則（以下、「学則」という）⁷に基づき、研究科委員会の下に、「FD・自己点検委員会」（その構成員については「第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス」に記載のとおり）と「教務委員会」とがある。

FD・自己点検委員会は、自己点検および評価の項目を定め、実施し、報告書にまとめることを担当すると同時に、日常のFD活動を行うものである。

また、教務委員会は、カリキュラムの編成、授業内容の検討など教務内容にかかわる事柄について検討し研究科委員会への原案を作成することなどを担っている。

イ 大学全体

大学全体では、自己点検および第三者評価を実施するために、「全学企画調査委員会」が組織され、2006年度に全学で自己点検・評価が行われ、2007年度に大学基準協会による点検評価が行われる（自己点検・評価報告書を提出済み）。

法科大学院も、この全学企画調査委員会の下に、法科大学院教学検討委員会（FD・自己点検委員会がその任を担う）を構成し、上記の一環として、自己点検・評価を行い、大学基準協会の点検評価を受けることになっている。

(2) 活動内容とその成果

ア 組織の編成

設置申請時⁸には、FDを担当するための「FD委員会」と自己点検・評価を担当するための「法科大学院教育検討委員会」を置くことにしていたが、開設時には、後者は「教学検討委員会」として発足した。その後、2004年10月8日の第7回研究科委員会において、種々検討した結果、実情に鑑み、これをFD委員会と合体して「FD・自己点検委員会」と

⁷ 「創価大学専門職大学院学則」第2条第2項、同第10条第3項・4項（資料「平成19年度法科大学院要覧」3頁以下に掲載）

⁸ 資料 設置申請書類「設置趣旨」7・8頁、15・16頁参照。

して再編し、今日に到っている。

イ 活動およびその成果

自己点検・評価については、財団法人日弁連法務研究財団が2006年6月～11月に実施したトライアル評価に向けて自己点検・評価を行い、その結果を、『自己点検・評価報告書』（2006年6月1日）にまとめた。

F D・自己点検委員会は、必要に応じて、会議を開催するなどしている。教務委員会は、研究科委員会に先立ち、毎月定例で行われる。

上記トライアル評価およびそれに向けての自己点検・評価活動を通じて、いくつかの改革がなされた。その主なものを挙げると次のとおりである。

授業の相互参観

これまで任意の授業参観は行われてきているが、2006年度後期から、これを制度的に行うことを申し合わせた。当面、 Semester毎に、各教員1回は参観のために授業を公開し、最低1回は授業を参観することとし、参観した場合は「授業参観報告書」を作成して、F D・自己点検委員会委員長に提出することとした。

おおむね順調に推移している（特に2007年度前期においては、多くの授業参観がなされた）。

中間授業アンケートの実施

授業アンケートの改善を図る第一歩として、2006年度後期から、「中間授業アンケート」を実施した。内容は、きわめてシンプルなもの（当該授業でよいと感じた点、改善してほしい点の2問についての記述式）にして、実施、学生へのフィードバックも任意とした。

実施率・回収率もおおむね良好で、教員が適宜回答するフィードバック方式も、学生、教員双方にとって、おおむね好評であった。

今後、これを一つの足がかりにして、さらに改善を図っていきたい。

定期試験答案の返却と解説の実施

法科大学院としての成績評価基準が周知はされているが、個々の教員の定める成績評価基準を組織として把握していない、学生への答案返却が個々の教員に任せられ制度化していない等の指摘があり、また学生からの要望もあるので、定期試験の答案について次のようにすることを、研究科委員会で申し合わせ、2006年度後期から実施している。

各科目とも、採点前の答案のコピーを返却する。

各科目とも、解答のポイントなどについて、ペーパーの作成・配付または説明会の開催などにより学生に知らせる。

2 点検・評価

自己改革を目的とした組織・体制の整備は十分であり、その機能および成果については、カリキュラムの改訂、授業の相互参観の実現、中間授業アンケートの実施などをFDの具体的成果（4 1 1参照）として、着々と表れてきている。

FD・自己点検委員会及び教務委員会は、教育方法の改善などを目的として、必要に応じて、授業の相互参観や授業アンケートの実施方法などを協議している。

3 自己評定

A

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

- 1 - 3 - 1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

1 現状

(1) 開示されている情報の範囲

法科大学院の基本情報のほか、カリキュラムの理念と概要、カリキュラム一覧(新・旧)、各科目の講義の概要、授業の特色、在学生の声、教員紹介(経歴を含む)、施設・設備および奨学金等の支援体制、過去の入学者選抜のデータ、シラバス、時間割、履修登録の手引き、授業内容の報告、授業レジュメなどである。

(2) 開示の方法

からは、一般的公開情報として、ホームページ(随時更新)、ガイド(毎年更新)、入試要項(毎年更新)で公開している。

およびの学内情報は、法科大学院要覧の他、自宅からでもアクセス可能なキャンパスイオス(学内情報システム)でも周知している。

さらに、はロージャーナルに⁹、については、本法科大学院が特に力を入れている要件事実教育に関する「民事法総合」のものを、法科大学院要件事実教育研究所報(同研究所紀要。以下、「要教研所報」という)に¹⁰、過去2年分のものが公開されて、全国の法科大学院に配布されている。

(3) 教育活動等に関して学内外からの質問や提案があった場合の対応

質問への対応は、事務室において、メール、電話、窓口などで行っている。

学生からの質問や提案は、授業アンケート(期末、中間)のほか、1年次生に対するアカデミック・アドバイザーの面談や学生委員会の活動によって吸い上げている。また、各授業で個別になされる質問や提案についても、個別に対応するだけでなく、共通性のあるものについては適宜、教務委員会などで取り上げ、検討している。その結果、カリキュラム編成に当って新科目を開設したり、定期試験の出題意図や要点を解説するシステムを新たに始めるなど、学生の提案が実現した例も少なくない。

なお、文部科学省による履行状況調査については、2004年12月15日、初年度の入学定員をオーバーした点について指摘を受けたが、これについては適切に対処し、完成年度における総学生数は収容定員数とほぼ一致している。

また、日弁連法務研究財団によるトライアル評価の結果については、評

⁹ 資料 「創価ロージャーナル」創刊号32頁以下。資料 「創価ロージャーナル」第2号215頁以下。

¹⁰ 資料 「法科大学院要件事実教育研究所報」第2号166頁以下。資料 「法科大学院要件事実教育研究所報」第5号別冊8頁以下。

価報告書を研究科委員会において専任教員に開示して改善のための資料とした。

2 点検・評価

一般情報は、網羅的に、誰でもアクセスできるようになっており、教員・学生に対しては、学内情報も含め、教育活動に関する詳細な情報をオンラインや掲示で開示しており、さらに必要に応じてメールなどでも情報の周知を図っている。その意味で、全体として申し分のないものになっている。

3 自己評定

A

4 改善計画

とくにないが、フィードバックのあり方をさらに検討する余地がないわけではない。

- 1 - 4 - 1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教育活動の重要事項の意思決定主体としての法科大学院

本法科大学院では、研究科に研究科委員会を置き、専任教員をもって組織している。研究科委員会は、本研究科の運営の方針に関する事項、教育課程に関する事項、教員の人事に関する事項、自己点検・評価、その他本研究科の評価に関する事項、FDに関する事項、入学試験に関する事項、研究科の授業及び指導並びに試験に関する事項、授業の内容及び方法の改善に関する事項、授業科目の担当に関する事項、単位の認定及び課程修了（学位の授与）に関する事項、学生の身分及び厚生補導に関する事項、学生の賞罰に関する事項、学則その他の規定の制定・改廃に関する事項、学長の諮問事項、その他教育研究に関する事項を審議し、その企画、立案、実施のため、多くの委員会を設置している¹¹。

教育活動の重要事項の意思決定は、記上のルールに従ってなされている。即ち、カリキュラムの制定・変更は、各部会で素案を作成し、教務委員会で検討を重ね原案を作成し、研究科委員会で決議している。人事は、人事委員会の議を経て、研究科委員会で審議・決定している。

学校法人としての予算の作成・執行権限は大学当局にあるので、すべて学校法人創価大学の理事会で決議され、その面で形式的には独自性・自立性を発揮することはできないが、事実上の慣行として、予算編成の過程において研究科委員会の要望を申し入れ、理事会は、これについて最大限の配慮をした上で予算を決定している。なお、学生用の図書購入予算は、別立てで図書館予算となっているが、図書委員会で購入希望図書やデータベースなどについて決議しており、それに対応する十分な予算措置が講じられている。

(2) 理事会との関係

理事会は学校法人としての重要事項を審議決定するが、教育活動および人事¹²等の教務事項については、研究科委員会の決定が理事会で覆されることはなく、決定どおり承認されるのが、本学における確立した慣行である。

したがって、これらの事項については理事会との関係で、実質的独立性を保持している。

(3) 法学部との関係

¹¹ 「創価大学専門職大学院学則」第10条2項、3項、4項（資料「平成19年度法科大学院要覧」3頁）。

¹² 但し、研究科長は理事会が任命し、研究科長補佐は研究科長が研究科委員会の承認を得て任命する。

専任教員の中に4名法学部の専任教員を兼ねている教員（以下、「兼属教員」という）および8名の兼任教員がいるが、法科大学院は法学部の運営に左右されることなく、自主独立で運営されている。但し、結果的に、時間割決定の際に、兼属教員・兼任教員の学部との調整、教室の確保などの問題が生じることがあるが、自主決定に影響を及ぼすものではない。

- 2 点検・評価
自主独立性をもって運営されている。
- 3 自己評定
合
- 4 改善計画
とくにない。

- 1 - 4 - 2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した重要事項

学生に約束した重要事項は次のようなものである。

専門的な知識や多様な履修目的に応えるカリキュラムと教員の準備

学習サポート体制の確立（オフィス・アワー制度、アカデミック・アドバイザー制度、チューター制度）

学習環境の整備（自習室、図書室、寮、「教育支援システム」の活用）

経済的なサポート体制の確立（各種奨学金の提供）

(2) 実施上の問題となる事項

上記 ～ についてほぼ完全に実施しているが、カリキュラムについて一部不開講になった科目がある。

「法と医療」（展開先端科目・選択科目）について、2006年度は不開講になったが、これは担当教員が弁護士であり、所属弁護士会の副会長就任により、その1年間だけ不開講の措置をとったものであり、現在は再開されている（なお、同科目を履修する機会は2年間にわたっているので、どうしても履修したい学生の履修機会が全く失われたわけではない）。

「消費者救済の実務」（展開先端科目・選択科目）について、2005年度以来不開講になっているが、担当教員が多忙になったことに加え、「消費者法」のほかに同科目を併設しておくことの当否について再検討した結果、2007年度カリキュラムから同科目が削除されることとなったため、敢えて代替教員を充てる措置は講じなかった。

基本科目には、原則として授業時間に引き続いてオフィス・アワーを置いて、学生からの質問に対応することになっているが、時間割の関係上やむなく、他の授業科目（選択科目）とバッティングしてしまうことがある。このような場合、個々の教員が、オフィス・アワーを使えない学生のため、個別に質問時間を作るなどの工夫をしていることが多い。

2 点検・評価

学習サポート、奨学金などの経済的支援、施設その他の物理的サポート、判例その他の電子データベースの整備・拡充をしており、約束どおり実施できている。

3 自己評定
合

4 改善計画

とくにないが、さらに学生からの意見を聴き、更なる改善を図っていきたい。

1 - 5 - 1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

基本的には次の4つの特徴を追求する取り組みとしており、いずれも適切に遂行されている¹³。

(1) 人間主義を理念とした教育 - 基礎法学の法律家論・人権論・実定法と基礎法などの設置

1 - 1 - 1で述べたとおり、本法科大学院の養成しようとする法曹は、あくまでも、本学の理念・伝統・校風に息吹く人間主義に立脚した人間性豊かな法曹である。それは、高度な専門性を持ちながらも、いわゆる「法律技術屋」ではなく、骨太の人間性に富んだ法曹を育成することを追求している。そのために、「法律家論」、「人権論」、「実定法と基礎法」を必修科目として設置している。

学生の履修意欲も旺盛で、所期の目的は適切に遂行されている。

(2) 少人数教育 - 教育方法

入学定員を50名とし、講義科目においても40名前後であるが、2年次以降の演習科目においては、2ないし3クラス体制を敷き、各クラスを担当する複数教員において、同時並行的に演習形式での授業などを実施している。各クラスの教育内容の共通性を確保するため、共通教材の使用、事前事後の打ち合わせを行っている。このように少人数教育を徹底することにより、法曹養成のための充実した双方向・多方向の授業が実現している。それと同時に、教員と学生のこのような密度の濃いふれあいにより、真の人間教育が可能であると考えている。

これも所期の目的どおり適切に遂行されている。

(3) 要件事実教育の重視

2年次前期に、民事系の基本科目である「民事法総合」(4単位)として、要件事実・事実認定基礎理論を内容とする科目を設置している。要件事実論は、「多様な現実の事実関係の中から、何が本質的なものであるかに着目して、ある法律要件に該当する具体的事実を抽出、分析し、その事実の法的性質を明らかにすることによって、民事法・民事裁判における判断の構造を考える」理論とされる。その過程において、「なぜ？」を徹底的に追求する。この要件事実論の思考方法は、法律学全般に通じる、最も基礎的な考え方であるということが出来る。要件事実論は、法曹にとって不可欠の実務ツールであるばかりか、「裁判規範としての民法」という観点から

¹³ 資料 「2008年度創価大学法科大学院ガイド」12頁参照。

従来の民法学の成果を再点検することを迫るものである。法曹を目指す学生であれば、その基本のマスターは不可欠である。そして、これを支えるものとして、「法科大学院要件事実教育研究所」(所長伊藤滋夫客員教授)を発足させ、その研究成果を広く公開している。

このように、この特色も所期の目的どおり適切に遂行されている。

(4) 理論と実務の架橋

上記の要件事実教育の充実は、理論と実務の架橋を目指す法科大学院の使命に最も資するものである。

そのほか、各分野における実務の最先端で活躍する実務家による授業も多く配置し、また、法律基本科目の総合科目(演習)や実務基礎科目では、派遣裁判官、派遣検察官を含む、実務経験豊かな教員が中心となって、多彩な事例研究や討論、訴状、準備書面、起訴状、冒頭陳述書など各種訴訟関係書面の作成などを通じて、法理論と法実務を架橋し、法曹として必要な実務に根ざした法理論の習得を目指している。

エクスターンシップは、法律事務所や企業の法務部などにおける研修を通して、授業で学習したことが法律実務の現場でどのように運用されるのかを習得するものである。

この特色もまた、適切に遂行されている。

2 点検・評価

追求している特徴は明確であり、取り組み状況は相当に徹底している。

3 自己評定

A

4 改善計画

さらなる少人数教育の徹底を模索する必要があるかもしれない。

- 2 - 1 - 1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1 現状

ア 本法科大学院では、教育理念である「生活者の側に立つ人間性豊かな法曹」、「人権と平和を志向する国際感覚に溢れた法曹」、「国際競争力を備えたビジネス・ロイヤー」の養成に適合する人物を選考するべく、アドミッション・ポリシーを明確にし、これをパンフレット・入学試験要項に明示し、受入方針を明らかにし公開している。

また、本法科大学院の選抜基準、選抜手続の内容については、入学試験要項記載のとおりである¹⁴。

これらの内容は、入学試験要項として配布しているほか、適宜、本法科大学院のホームページでも公開するほか¹⁵、入試説明会を大学内、東京、大阪、名古屋、札幌、福岡の6会場で開催し、学生受入方針・選抜基準・選抜手続を公表し、質問に答えている。

イ 入試選考基準の多様化を図るため、2006年度入試からは、以下のように入試制度を改めて現在に至っている。

(ア) 2004年度および2005年度入試では法学既習者の選抜について「内部振り分け方式」を採用していたが、法学未修者枠と法学既修者枠を分けて入試を行う「別口入試方式」に変更した。

(イ) そのうえで、入学試験をA日程試験・B日程試験の2回に分けて実施し、A日程試験では、「法学未修者入学試験」および「法学既修者入学試験」を、B日程試験では「法学既修者入学試験」を実施することとした。

なお、B日程試験の募集人員について、2006年度および2007年度の入学試験要項では「B日程試験の募集人数は、A日程試験合格者の入学手続状況を考慮して決定します」との記述になっていたが、受験希望者に無用の誤解を与えないため、2008年度の入学試験要項では、「B日程試験、法学既修者入学試験(2年コース)5名~10名程度」(4頁)という記述に改めた。

(ウ) また、適性試験については、2004年度および2005年度では大学入試センター主催の「法科大学院適性試験」のみを採用していたが、2006年度入試からは、これと日弁連法務研究財団主催の「法科大学院統一適性試験」の選択提出を採用した。

ウ 更に2008年度入学試験から、A日程入学試験において、新たに「社会人特別入試」(未修者3年コース)を設けたので、2008年度入学試験要項で明

¹⁴ 資料 「2008年度入学試験要項」2頁参照。

¹⁵ 法科大学院ホームページの「入試について」「What's New」について、http://office.soka.ac.jp/faculty/law_school_soka/index.html 参照。

示するのはもちろんのこと、各入試説明会でもその点を中心に説明した。

2 点検・評価

学生受入方針、選抜基準、選抜手続はいずれも適切であり、入学試験要項において明示し、前年度からの変更点等が生じた場合には、適宜ホームページで公開している。

寄付金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、本学の学部出身であること等は一切考慮要素としていない。

3 自己評定

A

4 改善計画

本学のアドミッション・ポリシーがよりわかりやすく志願者に伝わるよう、パンフレット・ホームページ・入試説明会等の広報媒体を充実させる方向で改訂していく方針である。

2 - 1 - 2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1 現状

2004年度から2008年度の各入学者選抜（なお2008年度入学試験B日程試験は来春実施予定）は、いずれも、入試委員会および研究科委員会の議を経て、予め明確な入学者選抜基準と選抜手続を定め、これに基づいて選抜を行っている。

ア 第1次選抜である書類審査では、2004年度入学試験において入試委員会が作成し、研究科委員会で承認した書類審査基準¹⁶に則って実施し、以降の各入学試験でも、上記審査基準を若干修正のうえで実施している。この書類審査基準は、必要提出書類である法科大学院適性試験、自己推薦書、学業成績証明書および任意提出書類の各提出書類の評点化を行う基準である¹⁷。

イ 第2次選抜における筆記試験である法律科目試験（法学既修者入学試験、2004年度・2005年度の入学試験については法学既修者認定試験）、小論文試験（法学未修者入学試験・社会人特別入学試験）、面接試験（全ての試験）における各試験の評点化および適性試験や書類審査得点を含めた総合得点方式における評点化の配分については、毎年、入学試験実施前に入試委員会で検討し、研究科委員会の承認を得て実施している。

ウ 第2次選抜における各採点方法であるが、小論文試験については、採点者を3人1組にして2組作り、同一の答案を3名で採点してその公平性を担保している。また、法律科目試験については、原則として各科目で2名の採点員が同一答案を採点する方式を採っている。

A日程試験における面接試験は、面接員を2名1組にして10組程度作り、各組が予め作成された共通問題を、予め定められた採点基準に則り評価をしている。なおB日程試験における面接試験も同様に実施されている。

A日程試験の面接試験における共通問題は、未修者入学試験・社会人特別入学試験、既修者入学試験の各試験を併願する受験生の負担を考慮し、同一試験問題を出題している。その際、受験生に不公平が生じないように法律知識によって影響が出ないように問題を作成している。なお、2008年度入学試験から導入した社会人特別入学試験の面接試験では特色を若干持たせた内容としているが、共通問題を使用する点では同じである¹⁸。なお、B日程試験の面接試験の問題は、法学既修者試験であることから法律的素養を問う出題となることもある。

¹⁶ 資料 「2006年度の書類審査基準」を参照。また、総合得点方式について資料 「2007年度入学試験要項」8頁参照。

¹⁷ 必要提出書類および任意提出書類については、資料 「2007年度入学試験要項」6・7頁参照。

¹⁸ 資料 「2008年度入学試験要項」11頁参照。

これまでに、入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起するようなクレームはなかった。

2 点検・評価

2004年度から2007年度にかけて行った入学者選抜は、いずれも定められた入学者選抜基準と選抜手続にしたがって厳正に実施されている。

3 自己評定

合

4 改善計画

入学者選抜の結果と入学後の成績の相関関係等を追跡調査し、入学者選抜がより適切なものとなるよう検討する予定である。なお、重要な改訂部分については適宜公表する方針である。

2 - 2 - 1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1 現状

(1) 法学既修者の選抜基準・選抜手続

ア 2004年度・2005年度（法学既修者認定試験）

本学では、2004年度・2005年度入試においては、「内部振り分け方式」を採用していたため、入学試験の合格者について「法学既修者認定試験」を行い、法学既修者の認定を行った¹⁹。

イ 2006年度以降（法学既修者入学試験）

2006年度入試以降は「法学既修者入学試験」（別口入試方式）に合格した者を法学既修者として入学させている。

ウ 法学既修者の扱い

法学既修者については、1年次に設置する法律基本科目群に属する30単位分の科目を一括して修得したものと認定している²⁰。

エ 法学既修者入学試験の選抜基準および出題科目

2004年度から2007年度までの法学既修者入学試験（認定試験も含む）の出題科目は、公法系（憲法・行政法の基礎）、民事系（民法・商法・民事訴訟法）、刑事系（刑法・刑事訴訟法の）の3系7科目であり、1年次に設置する法律基本科目と符合している。

なお、2007年度のカリキュラムの改定に伴い、2008年度入学試験により入学した者からは、認定される科目は以下のとおりとなる。1年次に設置される法律基本科目群に属する30単位分の科目を一括認定することは同様であるが、科目名称の変更、科目の増設、および設置セメスターの変更に伴い若干の変更がある。すなわち、行政法は「行政法」（2単位）および「行政法」（2単位）とし、「行政法」が1年次の2セメスターに配置されたため、「行政法」が行政法総論を講義する科目であるから、既修者試験の公法系科目の出題範囲を入学試験要項の中で「行政法総論」と明示している（10頁）。また、民事訴訟法は「民事訴訟法」（2単位）を1年次の第2セメスター、「民事訴訟法」（2単位）を2年次の第3セメスターに配置換えをしたが、「民事訴訟法」は「民事訴訟法の法概念を理解し、民事訴訟手続全体の流れを把握することを目指す講義」、「民事訴訟法」は「民事訴訟法の基礎理論を具体的判例に基づいて理解することを目指した演習的要素を取り入れた講義」（創価大学法科大学院ガイド10頁）であるため、民事系科目の出題範囲は従来どおり「民事訴訟法」と表記している（入学試験要項10頁）。

¹⁹ 2005年度の法学既修者認定試験については資料「2005年度入学試験要項」参照。

²⁰ 「創価大学専門職大学院学則」第29条1項但書。（資料「平成19年度法科大学院要覧」3頁以下参照）

オ 公開

上記のような法学既修者の選抜方法については、入学試験要項に明示している²¹。

(2) 既修単位の認定基準・認定手続

ア 本学の他の研究科または他の大学院において履修した授業科目において修得した単位は、研究科委員会が教育上有益と認めた場合には、その修得した単位のうち、30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位も同様である^{22、23}。

イ 他の法科大学院において単位を修得した科目については、本法科大学院が設置する科目の内容と同一と認められる場合に限り、本法科大学院で修得したものとみなすことができる²⁴。

ウ 公開

上記の既修単位の認定基準、認定手続は、法科大学院要覧において公開されている。

2 点検・評価

上述したように、本学における法学既修者選抜・既修単位認定の基準・方法は明確であり、また、適切に公開されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

現時点では改善の必要はない。

²¹ 資料 「2007年度入学試験要項」3・8～12頁参照

²² 「創価大学専門職大学院学則」第25条、第26条。(資料 「平成19年度法科大学院要覧」5頁)。

²³ 「創価大学法科大学院成績履修規程」(資料 「平成19年度法科大学院要覧」13頁)第7条。

²⁴ 「創価大学法科大学院成績履修規程」(資料 「平成19年度法科大学院要覧」13頁)第7条。

2 - 2 - 2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1 現状

(1) 法学既修者

(表1)

	05年度		06年度		07年度	
	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)
学生数	50	9	51	13	53	8
学生数に対する割合		18.0%		25.5%		15.1%

(2) 既修単位の認定

	05年度		06年度		07年度	
	入学者数	既修単位認定数 (内数)	入学者数	既修単位認定数 (内数)	入学者数	既修単位認定数 (内数)
学生数	50	0	51	0	53	1
学生数に対する割合		0%		0%		1.9%

本法科大学院における既修者選抜・既修単位認定は、2 - 2 - 1に記載した方法によって厳格になされている。過去に、既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起するクレーム等がなされたことはない。

2 自己点検・評価

本法科大学院における既修者選抜は、2004年度・2005年度入学試験では入学者選抜合格者について行った「法学既修者認定試験」によって、2006年度以降は法学既修者入学試験によって、それぞれ公平・公正に実施されている。

3 自己評定
合

4 改善計画

現時点では改善の必要はない。

- 2 - 3 - 1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1 現状

- (1) 過去3年間における入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合

(表2-2)

	法学部 出身者	他学部 出身者	実務等経験者	合計
入学者数 07年度	35	6	12	53
合計に対す る割合	66.0 %	11.3 %	22.6 %	100.0%
入学者数 06年度	34	5	12	51
合計に対す る割合	66.7 %	9.8 %	23.5 %	100.0%
入学者数 05年度	28	4	18	50
合計に対す る割合	56.0 %	8.0 %	36.0 %	100.0%

上記の表のとおり、法学部以外の学部出身者と実務等の経験のある者の割合は、2005年度は44パーセント、2006年度は33.3パーセントと、いずれも3割以上であり、特別措置を講ずる必要もなかった。しかし、2007年度については、特別措置を実施して3割を維持した。

- (2) 社会人・非法学部生確保のための努力

ア 「社会人」「非法学部出身者」についての特別措置の実施

2006年度入学試験から2007年度入学試験までは、本法科大学院の法学未修者試験では、社会人・非法学部生の入学を確保するために以下の特別措置を設けていた²⁵。

(ア) 第1次選抜について

第1次総合得点の上位から募集人員中の社会人・非法学部生が3割に満たない場合には、合格ラインより下位の社会人・非法学部生の中から、第1次総合得点の順に募集人員の3割に満つるまで選抜し、第1次選抜の合格者に加える。

(イ) 第2次選抜について

社会人・非法学部生からの合格者を3割確保するために募集人員の3

²⁵ 資料 「2007年度入学試験要項」3頁3の(7)および資料 「(総合意見2)法務研究科 法務専攻(P)」と題する書面を参照。

割の優先枠を設ける。ただし、優先枠で選抜した社会人・非法学部生のうち下位の者の得点が、第2次総合得点の上位から募集人員内に入っていないながら選抜されなかった者の得点よりも著しく劣る場合には、合格者の質を維持する観点から若干の調整をする場合もあり得る。

- (ウ) なお、2007年度入学試験までの「社会人」の意義については、「3年以上の就業等の社会経験を有する者、またはこれに準ずる者」とし、また、「非法学部出身者」とは、「大学で法律学以外の学問分野を専攻した者」としていた²⁶。

(I) 特別措置の実施

2005年度から2006年度の入学試験においては特別措置をとる必要はなかったが、2007年度においては上記特別措置を実施した。

イ 社会人特別入学試験の実施

- (ア) 2008年度入学試験から、5～10名程度を募集定員とする社会人特別入学試験を実施した（これに伴いこれまでの特別措置は廃止した。）
第1次選抜の書類審査では、社会人特別入学試験用の自己推薦書と経歴に関する資料の提出を求めるほかは他の入学試験と同一であり、第2次選抜の小論文試験も一般の未修者入学試験と同一である。面接試験では、未修者、既修者の面接試験と同一の共通問題を実施することに加えて、職業上、社会活動上の経験や実績等を審査している。

- (イ) なお、社会人特別入学試験では、書類審査・面接試験により、職業上・社会活動上の経験や実績を実質的に審査することにしたため、「社会人」の意義自体は「最終学歴卒業後3年を経過した者、またはこれに準ずる者」として形式的判断が容易な基準に改めた。

- (ウ) 先般実施した2008年度入学試験のA日程試験においては、社会人特別入学試験においては、合計30名の入学志願があり、第1次選抜では16名が合格し、第2次選抜で6名が合格した。

なお、2008年度A日程試験では、合格者52名のうち、「実務等の経験を有する者」と「法学部以外の学部の出身者」に該当する者の合計は18名となっている（合格者に対する割合は34%）。

2 点検・評価

本学では、2005年度、2006年度、2007年度の各年度において、入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

²⁶ 本法科大学院で特別措置の対象となった「社会人」とは、日弁連法務研究財団の評価基準の「実務等の経験を有する者」と定義する者にほぼ相当するといえる。もっとも、3年未満の就業等の社会経験を有する者は、本法科大学院における特別措置の対象となる「社会人」には該当しないが、日弁連法務研究財団が示す「実務等の経験を有する者」には該当すると理解している。また、本法科大学院の「非法学部出身者」とは、日弁連法務研究財団の評価基準でいう「法学部以外の学部出身者」と定義する者に相当する。

が3割以上である。2008年度入学試験からは社会人特別入学試験を実施し、A日程試験終了段階ではあるが、合格者の3割以上が「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」となっている。

3 自己評定 合

4 改善計画

社会人特別入学試験が今後も効果的に実施され、また、他学部出身者に対する啓蒙活動をさらに充実させることが更に必要である。ホームページ・入試説明会・その他の広報媒体を通じて、社会人・非法学部生の受験を積極的に呼びかけていく努力を継続していきたい。

3 - 1 - 1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

1 現状

本法科大学院の1学年の定員は50人であるため収容定員数は150人である。これに対し、専任教員数は18人である。

2 点検・評価

上記のように、本法科大学院には専任教員が18人おり、その学生比率は、学生8.3人に専任教員1人となる。学生15人に1人の専任教員という基準を十分満たしている。

採用時の適格性の審査は、人事委員会による審議を経た上で研究科委員会により選任された業績審査委員2人による業績審査を経て、研究科委員会において採用について審議し決定する。

採用後の検証については、毎学期、教員相互の授業参観を行うほか、学生からの授業アンケートを学期の中間及び学期末にとるなどして、それらの結果をFD・自己点検委員会がまとめ、教員が共有できる仕組み作りに取り組んでいる。また、研究科委員会などでも議論することにより、本法科大学院全体の統一性のある検証が行えるよう努めている。

3 自己評定 合

4 改善計画等 特になし。

3 - 1 - 2 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

1 現状

本法科大学院における法律基本科目についての必要教員数と、実員数は以下の通りである。

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1	1	1	1	1	1	1
実員数	2	1	1	2	2	1	2

2 点検・評価

上記の表からすべての法律基本科目の分野において、専任教員数は基準の必要数を満たしており、憲法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の4分野についてそれを上回っている。

3 自己評定 合

4 改善計画 特になし。

3 - 1 - 3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1 現状

本法科大学院には18人の専任教員があり、そのうち「5年以上の実務経験」を有する実務家教員の専任教員数は11人である。

2 点検・評価

以上のように、5年以上の実務経験を有する専任教員が11人で、実務家教員の専任教員比率は61.1%で、基準である20%以上をかなり上回っている。

各実務家教員は、弁護士9人（元裁判官1人、元検察官1人、司法研修所教官経験者3人）、検察官1人（検察庁の派遣検察官）および現役の米国弁護士1人である。

3 自己評定
合

4 改善計画
特になし。

3 - 1 - 4 専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

本法科大学院の専任教員数と、そのうちの教授の数は以下の通りである。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	16	2	18	9	2	11
計に対する割合	88.9%	11.1%	100%	81.8%	18.2%	100%

2 点検・評価

本法科大学院における専任教員全体に対する教授の割合は 88.9%であり、評価基準の 50%をはるかに超えている。

3 自己評価 合

4 改善計画 特になし。

3 - 1 - 5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	0	0	6	1	0	7
		0%	0%	85.7%	14.3%	0%	100%
	実務家教員	1	3	4	3	0	11
		9.1%	27.3%	36.4%	27.3%	0%	100%
合計		1	3	10	4	0	18
		5.6%	16.7%	55.6%	22.2%	0%	100%

2 点検・評価

本法科大学院における教員の年齢構成の中心は、51歳～60歳である。教育・研究面において充実している年代である。それに若手の40歳以下、41歳～50歳および61歳～70歳の年齢の教員を配置することにより、バランスの取れた教員構成となっている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

3 - 1 - 6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1 現状

本法科大学院における男性教員と女性教員の割合は以下の通りである。

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	7	9	14	7	37
	19.0%	24.3%	37.8%	19.0%	100%
女	0	2	0	2	4
	0%	50.0%	0%	50.0%	100%
全体における 女性の割合	11.1%		8.7%		9.8%

2 点検・評価

専任教員における女性比率は 11.1%であり、必ずしもジェンダーバランスがよいとはいえない。また、兼任・非常勤における女性比率も 8.7%であり、こちらもジェンダー比率が低いと思われる。

3 自己評定

B

4 改善計画

本法科大学院では、今後教員採用にあたり、ジェンダーバランスの良い教員構成を考えており、専任教員は勿論、兼任教員・非常勤教員の採用に当たっては、女性教員の優先的な登用を図っていく所存である。

3 - 2 - 1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度
の適正なものであること。

1 現状

2005年度前期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	8	6	10	1	1コマ 90分
最 低	3	1	1	1	
平 均	5.25	2.85	5.25	1	

2005年度後期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6.5	6.5	11	2	1コマ 90分
最 低	2	1	1	1	
平 均	5.13	2.4	7	1.14	

2006年度前期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	9	4	10.25	1	1コマ 90分
最 低	1	1	1	1	
平 均	4.88	2.13	5.56	1	

2006年度後期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6.5	4.5	11	2	1コマ 90分
最 低	2	1	2	1	
平 均	5.13	2.04	6.5	1.14	

2007年度前期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	8	3.25	8.25	2	1コマ 90分
最 低	4	1	1	1	
平 均	5.63	2.16	5.36	1.13	

2 点検・評価

- (1) 専任教員については、おおむね担当コマ数も適当であり、授業の準備等を十分にすることができる程度である。
- (2) 研究者教員の平均が実務家教員に比してやや高いが、これは研究者教員7名のうち4名が法学部との兼属(双方の専任)であるという事情による。そのような事情はあるが、2007年度前期で平均5.71コマは決して高いとはいえない。
- (3) 2007年度後期においては、最高の欄に記載したとおり研究者教員の最高8コマとなっているが、これに該当する教員は1人である。

ア 同教員は兼属教員であり、次のような事情から、8コマとなった。

(ア) 担当コマの内訳

法学部専門演習：2コマ

法学研究科博士前期課程：3コマ

法科大学院：3コマ

- (イ) 当該教員の法科大学院での担当は、「公法総合演習」2コマと「行政法」(講義)1コマであったが、当初公法総合演習は、1学年を2クラスに分け、客員教授と2人で1クラスずつ担当する予定にしていたが、予定していた客員教授が体調不良で急遽担当できなくなり、当該教員が時間をずらして2クラスとも担当することになったため、当該教員の負担が1コマ増えてしまったものである。
- イ この公法総合演習 については、同一授業内容を2回行うということのほか、公法に造詣の深い実務家教員(環境法等を担当の専任教員)が補助として授業を共同担当し、教材準備を含む授業準備、起案、レポートの添削等についても、同教員が全面的にバックアップした。
また、研究科の担当も実際に担当している学生は2名であり、実質的負担はコマ数に比し、軽いものである。
- ウ このような特殊事情の下での0.5コマオーバーであるので、本法科大学院全般にわたる専任教員の加重負担に繋がる問題ではない。

3 自己評定

A

上記特殊問題が1事例あるが、当該事例の教員自体も実質的には「準備等を十分にすることができる程度」であり、他の教員においては、特に問題はない。少人数教育を徹底し、十分な準備をして授業に臨んでいる。

4 改善計画

上記状況はすでに解消の見込みが立っており、その他改善する点も現在のところないと考えるが、なお、きめ細かく点検し必要があれば改善していきたい。

3 - 2 - 2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

1 現状

(1) 職員等の体制等

本法科大学院では、教員総数 41 (うち専任教員 18 名) の教育活動を支援する体制として、職員 5 名を配置している。なお、ティーチング・アシスタント等、授業の補助をする者は不在である。

(2) 教材等の作成

授業で配布する教材・レジュメについては、教員が職員に対して部数や体裁等を指示してコピー・作成をしてもらっている (なお受講生が十数名以下の科目については、講義担当教員自らが行う例もある)。本部棟 9 階の共同研究室の隣に教材作成室があり、コピー機や印刷機などが設置されており、作成された教材等は、教員別の棚に置かれる。この教材作成室は教員自らがコピー・作成する場合にも利用される。

その他、講義でビデオやパワーポイント等を利用する場合には、そのセッティングなども職員が行っている。

(3) Web の利用

専任教員・兼任教員には個人研究室とパソコンが貸与されており、キャンパスイオス (Web) を利用して教材等を配布している教員も多い。教員が作成したレジュメ・教材などは Web にアップロードし、学生がいつでもダウンロードできる体制となっている。また、学生の作成したレポートなども各教員別のレポートボックスに提出できるようになっている。なお、教員が採点・添削したレポート・起案の返却は、担当教員が講義の際に返却する機会が多いが、職員 (法科大学院事務室) を通じて返却することも多い。

2 点検・評価

教育支援体制として 5 名の事務職員がおり、配置された職員が法科大学院について、レジュメ・教材等の作成、レポート・起案の返却など教育の整備と支援に献身的に取り組んでおり、教員はもとより、多くの学生からも信頼されている。また Web も比較的多くの教員によって利用されており、職員の負担軽減にも寄与している。

もっとも、職員 5 名は、法学部の事務 (法学部教員の研究費等の管理および学部教授会に関する事務) も一部兼任しているため、法科大学院としては若干の増員を希望している。また、本法科大学院の修了生に、TA として活動してもらうことも検討中である。

3 自己評定

B

4 改善計画

全学的には経費節減に取り組んでいる最中であるため正規職員の増員は困難と思われるので、修了生を中心としたT Aの充実を図り、教員の教育活動への支援をより充実したものとしていきたい。

3 - 2 - 3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1. 現状

(1) 研究費

ア 個人研究費²⁷ 研究費の金額は、年額、専任講師以上 430,000 円、特任教員 180,000 円、助教 185,000 円である。現在、この金額から共同研究室に備える法律雑誌等の共同購入のため、共通費として年額 3 万円を法科大学院の教員は拠出している。

研究費は、研究用資料等（図書・雑誌・DVD など）の入手費用、研究出張費として使用できる。

イ 海外学会出張補助金²⁸ 海外学会出張補助費の研究出張費が別途用意されており、1 人年額 100,000 円を限度として、海外学会の運営者となっている場合、研究発表をする場合に法科大学院研究科長の承認を得て決定される。法科大学院の専任教員は、この制度を利用して海外で研究報告等をする教員が毎年 1 ~ 2 名いる。

ウ 創価大学文系学部等教員研究補助金（オープン・リサーチ・プロジェクト：ORP）²⁹ オープン・リサーチ・プロジェクトという制度があり、学内の研究者との共同研究に対して、3 年間で総額 500 万円を上限として研究資金を獲得できる。学内にオープン・リサーチ・プロジェクトの選定委員会によって選定されたときにそのプロジェクトに研究費が配分される。平成 18 年度にこの制度の利用を申請した法科大学院専任教員がおり、選定されたが、同時に申請していた科学研究費の方も採択されたため、オープン・リサーチ・プロジェクトの方を辞退した。

エ 創価大学文系学部等教員研究助成金³⁰ 文系学部等の教員が、その専門分野において優れた研究活動を行っていると認められ、選考手続を経て選定された教員に研究助成をするものである。金額は 100 万円を上限とし、2 ヶ年にわたり使用できる。この 3 年半の間、法科大学院専任教員でこの研究助成を申請した教員はいない。

(2) 在外研究制度³¹

在外研究は、長期（10 ヶ月以上 1 年以内・支給額 300 万円）短期（2 ヶ月以上 6 ヶ月以内）の 2 つがあり、法科大学院専任教員も申請するこ

²⁷ 資料 42 「2007 年度教員ハンドブック」4~6 頁、参照。

²⁸ 資料 43 「2007 年度教員ハンドブック」8・9 頁参照。

²⁹ 資料 44 「創価大学共同研究補助金規程」「創価大学共同研究補助金委員会規程」学校法人創価大学規則集 811~815 頁参照。

³⁰ 資料 45 「創価大学文系学部等教員研究助成金規程」学校法人創価大学規則集 816 頁参照。

³¹ 資料 46 「創価大学在外研究員の選考手続に関する細則」「創価大学教育職員の在外研究に関する細則」「創価大学教育職員の在外研究費支給に関する細則」「創価大学教育職員の在外研究費返還に関する内規」学校法人創価大学規則集 794~802 頁参照。

とができる。大学全体で年間短期 12 名の枠があり、原則として申請時に本学に満 3 年以上在職したものに申請資格が与えられる。この 3 年半で在外研究を申請した法科大学院専任教員はいない。

(3) 特別研究員(サバティカル)³²

法科大学院専任教員は、原則として申請時満 8 年以上在職した者は、1 年のうち前期又は後期のいずれか一方の学期の授業及び校務が免除される特別研究員になることができる。すでに特別研究員として従事した者は、終了後満 8 年以内に、特別研究員になることはできない。法科大学院に対しても毎年 1 名の有資格者が特別研究員に申請することができるが、この 3 年半に特別研究員になることを申請した者はいない。

(4) 研究室

研究室は、原則として法科大学院専任教員に 24 m²の研究室が用意され、私費あるいは個人研究費によって購入されたパソコンから、法律データベース・インターネットに接続できる研究環境になっている。書架も研究室の両サイドにあり、購入図書を配架するには十分なものが用意されている。長い年月購入してきて手狭になってきている教員に対しては、中央図書館が不要な図書等をその図書等を希望する教員・学生に無償貸与する制度があり、あれを利用して研究室の整理をすることが可能である。

(5) 創価ロージャーナル

法科大学院の教員の論文・判例研究・研究報告・法科大学院における教授方法研究に関する論稿を掲載するための雑誌として創価ロージャーナルを成文堂から出版している。法科大学院の教員の研究活動の発表の場になっている。法科大学院には、法学部のような法学会という組織がないため、大学予算で出版を実施している。

年 1 回刊行の予定であるが、法科大学院開設当初は、法科大学院での授業教材の開発、種々の課題を改善するための取り組みに追われ、法科大学院専任教員は研究活動に従事する時間があまり持てないのが現実であった。したがって、現時点での出版は、創価ロージャーナル第 1 号(2005 年 11 月 10 日発行)、第 2 号(2007 年 5 月 25 日発行)の 2 号のみである。今後は年 1 回をコンスタントに発行していく予定である。

2. 点検・評価

個人研究費に関しては、他の法科大学院における研究費よりも多少金額が低いと思われる。しかし、積極的に研究活動を展開したい教員に対して、「海外学会発表補助金」、「オープン・リサーチ・プロジェクト」、「創価大学文系学部等教員研究助成金」など学内的な競争研究資金が用意され、こ

³² 資料 47 「創価大学特別研究員に関する規程」学校法人創価大学規則集 803～805 頁参照。

れらに選定されるならば、有意義な研究活動をすることができる。しかし、それらの選定件数が全学的にその上限が設定されているため、選定される件数に限りがあり、研究意欲のある多くの教員に対して十分なものは必ずしもいえない点が課題である。

また、在外研究や特別研究員については、これらを希望した場合の授業担当に関するルールがないため、これらの申請をすることを差し控える教員が多数を占めている。法学部・法科大学院を通じて、法科大学院の開設以来、これらの申請をした教員はいなかった。2007年後期に法学部の教員1名が短期の在外研究をするが、これは久しぶりのことである。法科大学院においては現在のところ在外研究や特別研究員の申請をする者は皆無である。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

競争的研究資金の選定数を増加するため、理事会に対し、要望していきたい。

また、今後、在外研究や特別研究員の申請・決定ができるようにするため、専任教員数の増加、代わりの非常勤講師の嘱託について、理事会と協議をしていきたい。

4 - 1 - 1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

(1) F Dの取り組み体制

ア F D・自己点検委員会

設置申請時には、F Dを担当するための「F D委員会」と自己点検・評価を担当するための「法科大学院教育検討委員会」を置くことにしていたが、開設時には、後者は「教学検討委員会」として発足した。その後、2004年10月8日の第7回研究科委員会において、種々検討した結果、実情に鑑み、これをF D委員会と合体して「F D・自己点検委員会」として再編されて今日に至っている。この委員会は学則2条2項、10条3項4号・5号、同条4項に基づき設置されたもので、自己点検および評価の項目を定め、実施し、報告書にまとめることを担当すると同時に、日常のF D活動を行うものである。

イ 公法系・民事法系・刑事法系の各部会

本法科大学院では、理論と実務を架橋した高度な法学専門教育を実現することを目指し、研究者教員と実務家教員が、授業内容の研究とその改善のために協働して組織的に取り組むために、公法部会、民事法部会、刑事法部会を科目群毎に編成し、設置している。各部会においては、研究者教員と実務家教員とが授業実施の方針や運営方法はもとより、授業相互の情報交換・課題の負担の状況について協議・検討を行っている。その上で、各部会相互の調整等が必要な場合は、その都度、教務委員会や研究科委員会がその任に当たっている。

(2) F Dの取り組み内容

教育内容の充実、教育方法のスキルアップに向けては、教員組織（ファカルティー）として取り組む必要性があり、個々の教員の教育内容・教育方法の改善に向けた取り組みを更に促進するため、本法科大学院では、以下のような組織や研修会によって実施している。

ア F D・自己点検委員会

教員研修懇談会の企画立案、今後のF D活動のあり方を検討するため、適宜開催している。2007年度からは会議の定例化を図った。

以下にも記述するとおり、F D・自己点検委員会は、中間アンケート・期末アンケート、授業相互参観制度の実施に向けた具体的な内容を協議し、実施後それぞれの結果について組織的な分析検討を行い、改善点があればそれを協議し、F Dに向けた具体的な方策について、教務委員会および研究科委員会に提案を行う。

イ 担当教員によるF D

(7) 科目毎のFDについて

単独教員で実施している科目は、その教員による教育内容と教育方法の改善の努力がなされている。また、複数教員で実施している科目についても、同一教材の開発、教授内容の調整、担当教員のローテーションを通じて、相互啓発を図り、教育方法の改善に向けて真摯な努力がなされている。

(イ) 系毎のFDについて

公法系・民事系・刑事系においては、各部会を構成して、部会毎に、到達目標を設定して、2年間ないし3年間の教育内容・教育方法の改善に向けて、鋭意努力している。

(ウ) 研究者教員と実務家教員が協働するFDについて

研究者教員と実務家教員の双方が協働して担当する2年次・3年次の演習科目（公法総合演習・、民事法総合～、刑事法総合～）については、授業の教材開発、授業の運営、教育方法の改善に向けて、実務家・研究者のそれぞれの視点から、春季休業時・夏季休業時等に打ち合わせを行い、また、毎回の授業の前後でも検討を加えている。

なお、民事系に関しては、本法科大学院、本学の法学研究科・法学部の研究者教員を中心とする「民事法研究会」に実務家教員も参加して、新たな研究の成果を共有するよう努めている。

ウ 教員研修懇談会

2004年4月以降、毎年2～3回程度、当法科大学院の専任教員、兼担教員および非常勤講師が参加して、教育内容・教育方法の改善のための教員研修懇談会を実施している³³。参加状況は、概ね専任教員が17名前後、兼担教員が5名前後、非常勤教員が3名前後、チューターも6名前後出席している。開催状況は、2004年は、3月26日・5月21日・7月22日の3回、2005年は、3月28日・9月7日の2回、2006年は3月27日・9月7日の2回、2007年度は、3月30日・9月11日の2回である。

エ 本学主催の講演会・シンポジウムへの参加

以下のように、本法科大学院および法科大学院要件事実教育研究所が主催して講演会・シンポジウムを開催し、多くの専任教員、兼任教員、非常勤教員が参加している。

2004年4月10日「創価大学法科大学院開設記念講演会」³⁴

³³ 資料 「法科大学院教員研修懇談会式次第」参照。

従来は、本法科大学院の教員間での授業の総括・参考例などを紹介しあいながら授業改善等のFDに資していたが、2007年度第2回目からは、他の法科大学院の卓越した教員を招き、授業方法等を紹介してもらい、質疑応答等を通して、FDに資するということを始めた。また、臨床心理士等を招き、学生のメンタルヘルスに関するFDも行っている。

³⁴ 資料 「創価ロージャーナル」創刊号19頁以降参照。

- 2004年12月4日 第1回法科大学院における要件事実教育研究会³⁵
- 2004年12月18日 第2回法科大学院における要件事実教育研究会³⁶
- 2005年3月12日「要件事実教育の在り方 法科大学院3年間の教育を通じて」³⁷
- 2005年8月10日 法科大学院における要件事実教育の実情に関する研究会³⁸
- 2006年11月25日 シンポジウム「法科大学院における民法教育と要件事実教育の連携のあり方」³⁹

オ 要件事実教育研究所主催の研究会・研究員会議⁴⁰

2004年度には5回、2005年度には7回、2006年度は5回、2007年度は2回(9月25日現在)の会議が行われ、民法～、民事法総合～、民事訴訟実務の基礎A・Bの各科目の授業内容や方法について検討をしている。

カ 外部研修会等への参加

本法科大学院のFD・自己点検委員会の委員を中心に、以下の研修会等に参加し、研究科委員会や教員研修懇談会などでその内容を報告している(以下、日時・主催・テーマを掲載)。

(ア) 2003年度

- 3月15日 日弁連・日弁連法務研究財団「法科大学院における生きた教育とは」
- 9月1日～7日 アメリカ・ロースクール(Stanford、UC Berkley、UCLA、UC Hastingsなど)の訪問見学⁴¹

(イ) 2004年度

- 3月2日 日弁連法務研究財団「法科大学院の教員の教育に関するシンポジウム」
- 3月20日 京都大学高等教育研究開発センター「大学教育研究フォーラム」
- 5月30日 司法研修所「司法研修所授業見学会」司法研修所
- 7月23日 有斐閣「これからの司法試験・司法修習の理想を語る」
- 10月2日 日弁連法務研究財団「第三者評価評価委員研修会」
- 11月6日 日弁連「法科大学院での消費者法講義のあり方を考える」
- 12月1日 名古屋大学「法曹倫理教育シンポジウム」
- 12月4日 早稲田大学「臨床科目教育シンポジウム」

³⁵ 資料 「法科大学院要件事実教育研究所報」創刊号73頁以降参照。

³⁶ 資料 「法科大学院要件事実教育研究所報」創刊号155頁以降参照。

³⁷ 資料 「法科大学院要件事実教育研究所報」第2号1頁以降参照。

³⁸ 資料 「法科大学院要件事実教育研究所報」第2号103頁以降参照。

³⁹ 資料 「法科大学院要件事実教育研究所報」第5号48頁以降参照。

⁴⁰ 資料 「法科大学院要件事実教育研究所報」創刊号9頁以降参照。

⁴¹ 資料 「創価ロージャーナル」創刊号67頁以降参照。

- (ウ) 2005 年度
 - 1 月 15 日 日弁連「新司法試験サンプル問題検証シンポジウム」
 - 1 月 22 日 T K C・早稲田大学法務研究科「法科大学院における先進的教育の実践研究セミナー」
 - 3 月 11 日 日弁連「法科大学院実務家教員意見交換会」
 - 3 月 11 日 日弁連法務研究財団「認証評価評価員研修会」
 - 3 月 12 日 日本評論社・早稲田「シンポジウム = 法科大学院教育と新司法試験」
 - 7 月 2 日 日弁連「新司法試験科目別シンポジウム」
 - 7 月 30 日 日弁連「民事模擬裁判授業に関するシンポジウム」
 - 11 月 19 日 日弁連「公法系実務教育に関するシンポジウム」
 - 12 月 10 日 日弁連「新司法試験に関するあり方を考える」
 - 12 月 6 日・19 日 法務研究財団「東海大学トライアル評価・評価員事前検討会」
 - 12 月 20 日 法務研究財団「東海大学トライアル評価・現地調査」
- (エ) 2006 年度
 - 1 月 17 日 法務研究財団「東海大学トライアル評価・評価員事後検討会」
 - 2 月 25 日 法務研究財団「認証評価シンポジウム」
 - 3 月 10 日 東京弁護士会「新司法試験に関する意見交換会」
- (オ) 2007 年度
 - 3 月 3 日 法科大学院協会プレシンポジウム「法科大学院の教育成果を検証する」
 - 3 月 26 日 法務研究財団「法科大学院認証評価シンポジウム 第 1 回認証評価の報告と今後の課題」
 - 6 月 9 日 法科大学院協会「法科大学院における成績評価と修了認定」

カ 教員の授業相互参観

教員の授業参観については、法務研究財団のトライアル評価を受ける検討過程で、2006 年 9 月 11 日（火）開催の F D・自己点検委員会において本法科大学院においても授業相互参観制度を導入し、その具体的実施方法について検討した。その会議で実施方法に関し、「授業の相互参観に関する申し合わせ」⁴²を決定し、同年 9 月 22 日開催の研究科委員会において了承され、2006 年度後期から実施することになった。2006 年度後期の段階では、自ら担当する授業を参観対象授業にするかどうか、授業参観をするかどうかは、教員の任意とすることにしたが、なるべく授業参観することが望ましい旨申し合わせた。この後期の教員の授業参観によって 12 通の授業参観

⁴² 具体的な実施方法については、資料 21「授業の相互参観に関する申し合わせ」参照。

報告書が提出された。

2007 年前期においては任意ではなく必ず授業参観することとし、授業相互参観が定着する方向で、2007 年 5 月 18 日開催の研究科委員会においてその実施について協議し了承した。この前期の授業相互参観については、同年 8 月 22 日開催の F D・自己点検委員会において実施状況・授業参観報告書について、法科大学院事務室から報告がなされ、その報告に基づき同委員会で分析検討がなされた。概ね教員からは授業参観をしたことによって自らの授業に関して参考になるとの声が寄せられ、2007 年後期においては、更に充実する方向で実施することを決議した。

キ F Dフォーラム

法科大学院独自のものではないが、創価大学として全学的な規模での教育内容・教育方法の研修会を毎年 1 回実施している⁴³。法科大学院の専任教員にも参加を促している。

2 点検・評価

(1) 本法科大学院の良い点

ア 各科目担当教員は、教育内容の充実・教育方法の改善に向けて、日夜鋭意努力して取り組んでおり、その姿勢には真摯なものがある。それは、授業準備に向けた各教員の取り組みからうかがえる。

特に、公法部会、民事法部会、刑事法部会においては、総合科目（演習）や実務基礎科目は複数教員で担当しているが、各科目とも、毎回の授業に際し、授業内容、方法等について各教員間で協議を行いながら、授業を進行しており、その際、授業の問題点や課題なども話し合われるので、これは実質的な F Dにもなっている。

イ 教員研修懇談会を年 2 回春・秋に定期的実施して、F Dに対する意識啓発をし、授業内容・方法の改善に向けた研修も行っている。

ウ 外部の研修会等への参加を奨励し、毎回原則として複数の教員を派遣して、その内容を各教員が共有するよう努力している。

エ 授業相互参観も 2 セメスター（2006 年度後期・2007 年度前期）を実施し、その効用についても次第に浸透しつつある。実施の制度化・義務化も現在ではそれほど抵抗感なく教員に受け入れられるようになった。

(2) 本法科大学院の問題点・改善点

授業内容・方法の改善に向けた組織的な分析検討について、本格的な議論がなされるようになってきているが、F Dに対して割く時間がいまだ十分とはいえない状況にある。

本格的な F D活動を展開していくためには、効率的な F D活動の実施計画の策定とそれを受け入れる教員の意識改革が重要であり、ようやくその

⁴³ 資料 「F Dフォーラム」参照。

土壌が出来上がりつつある。

3 自己評定

B

4 改善計画

F D活動については、今までの大学の文化の中では異質なものであるだけに、抵抗感があることは否めない。

これを減少していくためには、授業アンケート結果・授業相互参観の報告書内容の組織的分析検討などF Dに向けた組織的な取り組みに対して、それがF Dに役立ち、授業を受講する学生のために役立つことになるという認識を教員間で共有し、コンセンサスを得ることがまず重要であり、徐々にではあるがそれがなされつつある。このようなF Dを受け入れやすい雰囲気作りを更に進めていくことが重要である。地道なF D活動を通して次第に確実なものにしていきたい。

- 4 - 1 - 2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

(1) 授業アンケート

学生に対する授業アンケートについては、期末授業アンケートおよび中間授業アンケートを実施している。以下、それぞれの現状について述べる。

【期末授業アンケート】

授業アンケート調査実施内容

- ア 実施主体 創価大学法科大学院
- イ 調査項目 授業アンケート項目参照⁴⁴
- ウ 無記名か否か 無記名
- エ 実施回数 セメスター終了後1回、年2回
- オ 時期 2004年度 前期・後期
2005年度 前期・後期
2006年度 前期・後期
2007年度 前期
- カ 方法 2004年度前期は、書面を配布して実施したが、2004年後期以降は、キャンパスイオス（Web）⁴⁵において、実施している。
- キ 回収率

法律基本科目の回収率と全体の回収率については、以下のとおりである。なお、2004年度前期のアンケートについては、事実上、展開先端科目の履修者がいなかったため、法律基本科目のみとなっている。

年度	法律基本科目	全体
2004年度前期	50.84%	50.84%
2004年度後期	49.58%	53.01%
2005年度前期	57.08%	54.64%
2005年度後期	55.39%	50.75%
2006年度前期	42.83%	45.83%
2006年度後期	33.47%	33.91%
2007年度前期	53.25%	55.66%

【中間授業アンケート】

- ア 実施主体 創価大学法科大学院

⁴⁴ 資料 「授業アンケート項目一覧」。

⁴⁵ 創価大学における授業の情報提供システム（本法科大学院もこれを利用している）。

- イ 調査項目 中間授業アンケート項目参照⁴⁶
- ウ 無記名か否か 無記名
- エ 実施回数 セメスターの中間時点で1回、年2回
- オ 時期 2006年度 後期
2007年度 前期
- カ 方法 紙媒体で実施している。自由記述方式を取り、「この授業で大変良い・よいと感じた点」「より良い授業のために改善してほしい点」の2項目に対して回答をしてもらう。
- キ 回収率

年度	法律基本科目	全体
2006年度後期	64.59%	57.60%
2007年度前期	41.53%	37.21%

(2) 授業アンケートの活用

【期末授業アンケート】

- ア とりまとめ方法
法科大学院事務室で集計整理を実施している。
- イ 教員への通知
本法科大学院事務室から各教員に担当科目の授業アンケートの結果を通知している。
- ウ 学生への開示
2006年5月から数値部分は開示している（自由記述式の項目は開示していない）。
- エ F D・自己点検委員会での検討
授業アンケートの組織的分析検討の実施が重要であることは認識していたが、教員間のコンセンサスを取ることが困難な状況にあった。その重要性に対する共通認識を醸成することに努力を傾注してきたが、2006年度に行った日弁連法務研究財団によるトライアル評価を受けて、その共通認識を相当程度得ることができた。
しかし、具体的な実施段階になったのは、2007年度前期の授業アンケートからである。授業アンケートの実施方法・授業アンケートの結果の分析検討をF D・自己点検委員会において行い⁴⁷、その分析結果・改善課題等について研究科委員会に報告をしている⁴⁸。
- オ 教員の自己評価の実施

⁴⁶ 資料22 中間授業アンケートのフォーマット参照。

⁴⁷ 資料23 F D・自己点検委員会（平成19年8月22日）の会議メモ参照。

⁴⁸ 研究科委員会（平成19年9月11日）の議事録参照。

実施していない。

- カ 教員の自己評価の学生への開示
実施していない。

【中間授業アンケート】

ア とりまとめ方法

法科大学院事務室によりセメスターの中間時点で中間授業アンケート用紙を履修学生数に応じて授業担当教員に配布し、各教員は授業終了後等適宜な時間に学生に配り、原則として、回収を学生に依頼し回収したアンケートは法科大学院事務室へ提出してもらう。

イ 教員への通知

法科大学院事務室が受け取った回答済みの中間授業アンケートは、各授業担当教員に引き渡す。

ウ 教員の自己評価の実施

授業担当教員は、中間授業アンケートの記載内容に基づき、自分が担当する授業の自己評価を行うため、授業改善報告書を作成し⁴⁹、法科大学院事務室への提出を義務付けている。提出される授業改善報告書の数はまだ十分なものではない。制度として定着するには何回か繰り返すことが重要である。

エ 教員の自己評価の学生への開示

授業担当教員は、原則として中間授業アンケートが実施された翌週又はその次の授業において、中間授業アンケートで指摘された要望や意見に対して回答している。即座に改善できるものは改善する旨を伝え、改善に時間を要する事項については改善に向けた努力をしていく旨を報告し、改善する必要のない事項についてはその理由を付して学生に伝えている。

オ F D・自己点検委員会での検討

F D・自己点検委員会において、中間授業アンケートの回収率・授業担当教員から提出された授業改善報告書の概要を分析検討し、学生に有益な授業の提供が出来ているかどうか、また、授業に関し何が今問題なのかを検討している。2007年度前期の中間授業アンケートの分析検討は、平成19年8月22日のF D・自己点検委員会で行った。

カ 学生への開示

現在のところ、中間授業アンケートの回収率・各授業のアンケートに寄せられた意見や感想などについて開示は行っていないが、前記エのように事実上アンケート結果は学生にフィードバックしている。

⁴⁹ 資料 24 中間授業アンケートにおける授業改善報告書のフォーマット参照。

(3) その他の授業の学生評価の聴取

ア アカデミック・アドバイザーによる面談

本法科大学院では、導入教育がスムーズに行われているか否かなどを含めた個々の学生の学習や授業の進捗状況、さらには生活上の悩み等まで含めて相談にのり、適切なアドバイスをするため、1年次および既修者認定組の2年次または既修者入学の2年次の学生を対象に、学生8名程度を1グループとして、これに対し2名の専任教員が担当して、年2ないし3回程度の面談を実施している。その面談の中で、履修している科目の教育内容・教育方法の改善を求める意見が出されることもあり、その意見を集約して、各教員がその意見の内容の共有化を図れるよう努力している。

イ 学生自治会との懇談会

法科大学院学生自治会（学生の自治組織）役員との研究科長・研究科長補佐の懇談会を適宜開催し、学生からの教育内容・教育方法の改善に関する意見を聞く努力をしている。

ウ 補習担当チューターと1年次科目担当教員との打合せ

毎月1回、補習担当のチューターとの打合せにおいて、教授内容および学生の理解度についての意見交換をして、フィードバックを得、これを改善のために反映している。

エ 司法試験合格者との懇談会

本法科大学院を修了し、司法試験に合格したメンバーと懇談会を持ち、カリキュラムや授業のあり方等について改善した方がよい点などについてヒアリングを行っている。

2 点検・評価

期末授業アンケートについては、学生からの回収率が50%程度の授業が多く、回収率については改善する余地がある。また、学生に対する開示についても、数値部分の開示にとどまっているのが現状である。アンケートを受けた教員による自己評価も記録に残る形ではなされていない。

中間授業アンケートについては、授業教室で実施し、紙媒体で行われるので、回収率は期末授業アンケートよりも高い数値を示している。学生自身が現在受講している授業の改善に関われることは自らの利益にも通じることから提出する学生が多いものと思われる。教員による自己評価も授業改善報告書によってなされており、学生へも適宜な方法でフィードバックがなされていることから、教員と学生の信頼関係を醸成することにも寄与していると思われる。

3 自己評定

B

4 改善計画

中間授業アンケートの実施によって、アンケートの回収率のアップ、教員による自己評価、教員による学生への回答、FD・自己点検委員会による分析検討、分析検討結果の研究科委員会への報告という一連の流れが徐々に築かれつつある。この手法を期末授業アンケートに波及させることがFD活動の充実につながるものと思う。

アンケート項目の内容についても、授業の改善に繋がるための有効な内容になるよう更に見直していく必要もある。それが回収率の上昇にも繋がる可能性もある。

また、年2回実施されている教員研修懇談会の内容の充実が、本学のFDの重要事項であり2007年9月11日に実施された教員研修懇談会の場合のように、他の法科大学院の教員を講師として招いてその授業方法やそのためにどのような努力が払われているかを知見することもFDに対する意識変革につながるものと思う。

FD・自己点検委員会における組織的分析検討、研究科委員会での授業状況の把握・検討についても、委員会活動の定例化とともに検討内容の充実に向けて教員間の更なる信頼関係を築くことが重要である。

- 5 - 1 - 1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることの内容に配慮されていること。

1 現状

(1) 4つの科目群ごとの開設科目

各科目群の編成については、「平成18年度法科大学院要覧」、「平成19年度法科大学院要覧」⁵⁰ならびに「創価大学法科大学院ガイド2007」、「創価大学法科大学院ガイド2008」⁵¹のとおりである。

(2) 履修状況

各科目平均履修単位数一覧表

	法律基本科目	実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
1年次生	30.00	2.00	2.00	0.00
2年次生	21.80	0.50	3.24	10.44
3年次生	6.14	8.28	1.85	16.99

2 点検・評価

- (1) 本法科大学院における必修単位は、2004年度旧カリキュラムでは、法律基本科目群58単位(公法系12単位、民事系34単位、刑事系12単位)、「実務基礎科目群」4単位(選択必修2単位を含む8単位以上選択)「基礎法学・隣接科目群」4単位が必修単位と設定されている。

2007年度新カリキュラムにおける必修単位は、「法律基本科目群」61単位(公法系12単位、民事系37単位、刑事系12単位)「実務基礎科目群」6単位(必修6単位を含む8単位以上選択)「基礎法学・隣接科目群」4単位である(2007年改正創価大学専門職大学院学則別表(1)参照)。

「展開・先端科目群」は、A生活者と法プログラム、B平和と人権プログラム、Cビジネス法プログラムが、それぞれ開設されている。

上記1(2)の現状の履修状況をもても、基準を満たした履修が行われている。

- (2) 法律基本科目で取り扱うべき内容は、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の中では実施していない。
- (3) 司法試験対策、司法試験準備を主目的とした科目は設置していない。
- (4) 授業科目が4科目群全てについて開設されており、学生の履修が、各科目群のいずれかに過度に偏ってはいない。上記1のとおり必修科目の選定、卒業資格を得るための科目群別の必要単位数の選定等によって、過度に偏ることのないような配慮が適切になされていると考えている。

⁵⁰ 資料 「平成18年度法科大学院要覧」33頁以下、資料 「平成19年度法科大学院要覧」10頁以下参照。

⁵¹ 資料 「2007年度創価大学法科大学院ガイド」5頁、資料 「2008年度創価大学法科大学院ガイド」9頁参照。

3 自己評定
A

4 改善計画
特になし。

5 - 1 - 2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1 現状

(1) 授業科目の開設状況

「平成18年度法科大学院要覧」並びに「平成19年度法科大学院要覧」のとおりである⁵²。

(2) 授業科目の体系性・適切性

科目の設置、教材選定、その他の教育内容に関する事項について、各科目群に以下のような適切な工夫を行っている。

ア 法律基本科目群

公法系、民事系、刑事系の科目を置き、法曹として活動するために必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を確実に習得させる教育を行う。第1・第2 Semesterにおいては各系科目の実務に根ざした理論的基礎の習得に努めさせ、その上で、第3 Semester以降、実務に素材を求めた教材を用い、「公法総合演習」(2007年度のカリキュラム改正により「公法総合」と改称)「民事法総合」「刑事法総合」によって、総論と各論、実体法と手続法、さらには各法分野にまたがる問題を扱うことにより、理論と実務を融合する教育を行う。

なお、昨年度、各系において以下のカリキュラム改善計画を策定し、創価大学専門職大学院学則の改正を経て、2007年度より新カリキュラムに基づく授業を実施している。

(ア) 公法系科目

公法関係では、憲法の全領域を「憲法」として第1 Semesterで教えることにした。次に、行政法を「行政法」と改称したうえで、内容を行政法総論とし、従来の2年次科目(第3 Semester)から1年次科目(第2 Semester)とした。そして、従来カリキュラムになかった行政救済法を2年次(第3 Semester)に配当し「行政法」とした。なお、これまで独立の科目であった「司法審査」は「憲法」の中で教えることにした。なお、演習科目である「公法総合(憲法判例事例研究)」、「公法総合(行政法判例事例研究)」は従来どおりの内容である。

(イ) 民事系科目

民法・民事訴訟法関連科目を民法科目とし、商法関連の科目を商事法科目として峻別し、学生にもわかりやすいものとした。

講義科目としては、2006年度までのカリキュラムでは、「民法(法定債権)」、「民法(契約総論・民法総則・債権総論・担保物権)」、「民法

⁵² 資料 「平成18年度法科大学院要覧」33頁以下、資料 「平成19年度法科大学院要覧」10頁以下参照。

(契約各論・物権法)」、「民法 (家族法)」が開設されていたが、財産法に配当されている単位数が10単位であり、授業時間不足の感があったので、2007年度の新カリキュラムでは、財産法の科目を1科目増やし、「民法 (民法総則)」、「民法 (物権法・契約法)」、「民法 (債権総論・担保物権法)」、「民法 (法定債権)」の12単位としたうえで、その内容を入れ替えた。家族法は「民法 」として1単位科目とした。商法についても、2006年度までのカリキュラムでは「商法」(1科目4単位)であってが、2007年度の新カリキュラムでは、「商事法 」(4単位)、「商事法 」(1単位)の2科目を開設し、計5単位として授業時間不足を補い授業の充実を図っている。「民事訴訟法 ・ 」については、単位数4単位は2006年度までのカリキュラムと変更はないが、配当セメスターを第2セメスター、第3セメスターに半期ずつ遅らせ、実体法である民法の理解をある程度経てから、手続法である民事訴訟法を受講できるようにした。

演習科目としては、従来の民法、商法、民事訴訟法すべてを含めて民事法総合とし、民事法総合 から までの科目を設けていたが、新カリキュラムの改定に際して、名称・内容を含めて以下のとおりに整理統合した。まず、民法・民事訴訟法については、「民事法総合 (要件事実・事実認定の基礎理論)」は従来どおりであるが、「民事法総合 (民法判例研究)」、「民事法総合 (民法・民事訴訟法判例研究)」、「民事法総合 (民法・民事訴訟法の判例事例研究：応用能力の養成)」、「民事法総合 (民法・民事訴訟法の判例事例研究：実務的応用能力の養成)」とした。

これとは別に商事法の科目として「商事法総合 (会社法判例研究)」、「商事法総合 (会社法判例事例研究)」を設けた(従来の民事法総合 と の一部を合体して再編成したものである)。

(ウ) 刑事系科目

講義科目については、第1セメスターに「刑法 (総論)」を、第2セメスターに「刑法 (各論)」と「刑事訴訟法」を配置する点は、従来どおりである。

演習科目のうち、第3セメスターに「刑事法総合 (刑法判例事例研究)」、第4セメスターに「刑事法総合 (刑事訴訟法判例事例研究)」が配置されるのは従来どおりである。なお、2007年度新カリキュラム以前は、「刑事法総合 」は第5セメスターに、「刑事訴訟実務の基礎」(実務基礎科目)は第6セメスターに置かれていたが、「刑事法総合 」を第6セメスターに、「刑事訴訟実務の基礎」を第5セメスターに入れ替えることにした。その理由は、「刑事法総合 」は、刑法と刑事訴訟法の融合問題を扱ういわば刑事法科目の総仕上げであることから、より深い理解と効率的な修得が求められるところ、それには、まず実務的な観点を踏ま

えた理解が不可欠である。そこで、第5セメスターの「刑事訴訟実務の基礎」(実務基礎科目群)において、証拠判断などの刑事訴訟実務の基礎について学習し、その後に「刑事法総合」を学習するほうが、より深い理解をすることが可能と考えたからである。

イ 実務基礎科目群

- (ア)「法情報調査」を第1セメスターに置き(旧カリキュラムでは「法情報調査・法文書作成」)、法令集、判例集等の基本的なリソースの活用方法を学習したうえで、課題について調査を行い、その結果を報告することを通じて、基本的なスキルを身に付けるようにした。これは、第3セメスターにも配当し、法学既修者も履修できるようにしている。
- (イ)また、2007年度新カリキュラムでは、新たに第1セメスターに「実務法学入門」を開講し、法学の考え方、法律実務家のものの考え方、法科大学院における教育方針、教育体系を理解させるとともに、法学の学習の仕方、裁判例の読み方、適切な文章作成の方法について学習し、もって実務と理論の架橋を一段と図るよう工夫した。
- (ウ)次に第5セメスターに必修科目として「法曹倫理」を置き、法曹としての責任感および倫理観を確実に涵養するために必要な教育を行う。
- (エ)第5セメスターに「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」を置き、司法修習との有機的な連携を図ることにした(派遣裁判官教員・派遣検察官教員も担当)。なお、従前は民事訴訟実務の基礎Aにおいて民事模擬裁判を行ってきたが、独立の科目として「民事模擬裁判」を設置することとした。公法系については、第6セメスターに新たに「公法実務の基礎」を設定し、実務との架橋をより充実させることにした。
- (オ)第3セメスターまたは第5セメスター終了後の夏季休業期間や第4セメスター終了後の春季休業期間を利用して希望者に対し、法律事務所や企業の法務部等で1週間程度のエクスターンシップA(1単位)または2週間程度のエクスターンシップB(2単位)の研修を行い、実務への架橋の一助としている(履修セメスターは第3・第5セメスター終了後の場合は第4・第6セメスター、第4セメスター終了後の場合は第5セメスターとなる)。

ウ 基礎法学・隣接科目群

「法律家論」、「人権論」、「実定法と基礎法」、「実定法と基礎法」および「外国法基礎」を置き、法曹として求められる不可欠の基礎法学および外国法の基礎的学識を習得させる。とりわけ「法律家論」「人権論」は必修科目とし、法律家のあるべき姿を追求するとともに人権問題に関連する重要課題を理論・実践の両面から習得させ、後記A～Cのいずれのプログラムを選択する者にとっても共通の素養としたいと考えている。

これによって人間主義および平和と人権の尊重を志向する本法科大学院の修了者にふさわしい素養と見識を身につけさせる。

エ 展開・先端科目群

本法科大学院では、展開先端科目群について、「A 生活者と法」、「B 平和と人権」、「C ビジネス法」の3つのプログラムを置き、本学が企図する特色ある法曹を養成するために必要な学識を習得させることを目的としている。

「A 生活者と法」においては、幅広く生活に密着した科目を設置し、重要科目についてはより深い理解をさせるために単位を増やし、合わせて新司法試験受験にも配慮することにした。「B 平和と人権」においては、国際人権法の分野に目を向ける科目を置き、「C ビジネス法」においては、国際知的財産法も視野において科目を設置し、各分野でのあり得べき法曹を目指すよう試みている。

(3) 履修効果を上げるための工夫

1年次第1 Semester（法学既修者は2年次第3 Semester）に「法律家論」と「人権論」を必修科目として設置し、法曹の役割や目指すべき法曹像を考えさせ、法曹としての使命・責任を涵養するよう努めている。「法律家論」においては、本学の建学の精神の根本である「人間主義」に立脚し、一人ひとりのかけがいのない人生に共感し得る豊かな人間性を備えた法曹養成を心がけている。「人権論」においては人権の重要性を体感し人権感覚の鋭い、人間の痛みのわかる法曹養成を志向している。この科目を必須科目として設置することで、目指すべき法曹像をより具体的な形でイメージさせ、法科大学院での法律学習のモチベーションの向上につなげていきたい。

2 点検・評価

- (1) 関連する科目間で効率的・効果的な履修が可能になるように配慮して科目の配置を行っている。
- (2) 学生が現実に履修可能なカリキュラムに各科目を配置している。
- (3) 各年次に教育目標を設定し、適切な科目配置を行っている。特に、1年次には、展開・先端科目の履修は認めず、法律基本科目の学習・習得に時間を割くようカリキュラムの設定を行っている。
- (4) 1年次第1 Semester（2年次第3 Semester）に「法律家論」および「人権論」を必修科目として設置し、本学の理念である「人権と平和を志向する」法曹を養成すべく、人権についての幅広い見識と理解を備えた法曹として市民に貢献できるよう、従来の憲法の人権論講義を超えた、生きた人権論の学習を実施している。

3 自己評定

A

4 改善計画

昨年度、一年をかけて、カリキュラム検討委員会において 2004 年度にスタートした開設時のカリキュラムの見直し・変更を行い、創価大学専門職大学院学則改正の手続を経て、2007 年 4 月より新カリキュラムによる授業がスタートした（なお、2005 年度入学生、2006 年度入学生、並びに 2007 年度に法学既修者として入学した学生については、2004 年度カリキュラムを適用）。

5 1 3 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1 現状

(1) 科目名

法曹倫理

(2) 単位数

2単位

(3) 必修・選択の別

必修科目として第5セメスターに開設。

(4) 授業の概要

法曹の役割と倫理について、現在の日本の法制や実態の検討を行うとともに、歴史的・比較法的視点をも盛り込んで、批判的に分析させ、法曹としての責任感・倫理観を養う。弁護士法・弁護士職務基本規程等の規定をめぐる事例分析も行う。授業全般は、弁護士業務経験を有する教員が担当するが、検察官の倫理については、派遣検察官教員が、裁判官の倫理については裁判官経験を有する教員がオムニバスで担う。

(5) 授業計画および進め方

塚原英治・宮澤節生編著プロブレムブック『法曹の倫理と責任』(上)(下)(現代人文社、2007年)を教科書として用い、基本的事項については要点を講義するが、具体的事例については予習を課して学生にレポートをさせ、それについて学生間のディスカッション、教員との議論等を通して、双方向・多方向の授業を行いながら、法曹としての責任感・倫理観を涵養できるようにしている。

次に、その計画の内容を示す。

ア 弁護士の倫理

- 1 弁護士職務責任の規範と手続
- 2 受任・辞任と事件処理の倫理
- 3 利益相反と調整
- 4 守秘義務
- 5 誠実義務と真実義務
- 6 相談・助言、調査および交渉における倫理
- 7 報酬および依頼者との金銭関係
- 8 他の弁護士および相手方との関係における規律
- 9 刑事弁護の倫理

イ 弁護士活動の拡大と責任

- 10 弁護士の営業活動の限界
- 11 法律実務の独占と競争
- 12 組織内弁護士の諸問題

- 13 共同
 - 14 事務所の弁護士間の諸問題
 - 15 アクセスの保障と公益的活動
 - ウ 裁判官・検察官の倫理
 - 16 検察官の倫理
 - 17 裁判官の倫理
 - エ 法曹の歴史と現状
 - 18 法曹の歴史と現状
- (6) 到達目標
- 法曹の倫理と責任について理解し、具体的問題に直面したときに適切に対応できるようになるための、基礎的知識と感覚を身につけさせる。
- 2 点検・評価
- 第5セメスターに必修科目として配当しており、第1セメスター（法学既修者は第3セメスター）に同じく必修科目として配当している「法律家論」「人権論」と相まって高い倫理観を涵養できると自負している。
- 3 自己評定
合
- 4 改善計画
- 1回の授業で検討・討論する課題の量が多すぎるという受講生からの意見があるが、授業の進め方との関係でどのようにするのがよいか工夫していきたい。

- 5 2 1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

(1) 履修科目の選択

学生の履修選択については、「平成19年度法科大学院要覧」の「学業の手引き」のとおりである⁵³。

法律基本科目のうち、各総合科目については、一定の科目の履修とその合格が、履修の前提条件となっており、実質的には進級制と同一の効果をもたらしている⁵⁴。

(2) 各科目群についての履修指導

ア 法律基本科目群はすべて必修科目のため格別の履修指導はしていない。

イ 実務基礎科目群のうち「法情報調査」「実務法学入門」(2007年度からの新カリキュラム。2004年度旧カリキュラムでは「法情報調査・法文書作成」)が選択科目になっており、格別の履修指導はしていないが、殆どの学生は履修している。また「民事訴訟実務の基礎A」および「民事訴訟実務の基礎B」は選択必修科目になっているが、これらの科目については、双方を履修するように指導している。「エクスターンシップ」については、通常のガイダンス・オリエンテーションとは別個にガイダンスやメールによる案内を行い、より多くの学生が履修するよう指導している⁵⁵。

ウ 基礎法学・隣接科目群については、「実定法と基礎法」と「外国法基礎」が選択科目になっているが、この点については格別の履修指導はしていない。

エ 展開・先端科目群については、3つのプログラムに分け、履修の目安としており、学生は新司法試験の選択科目等も加味しながら自らの選択で適宜履修している。上記のようにいくつかの履修モデルを掲載して学生の履修選択の参考にしてしている。

(3) 入学準備プログラム

2005年度からは、入学希望者(特に法学未修者)に対して、入学準備プログラムを実施し、法科大学院入学後に直ちに法律の学習に取り組めるよう工夫を凝らしている⁵⁶。なお、各科目とも概ね90分を目途に講義を行っているが、終了後に各種相談に応じるなかで、入学後のカリキュラムや科目の位置付けなどを説明して履修選択の参考にしてしている。なお、入学準備プ

⁵³ 資料 「平成19年度法科大学院要覧」35頁以下参照。

⁵⁴ 資料 「平成19年度法科大学院要覧」〔12.進級制について〕29頁参照。

⁵⁵ 資料34「エクスターンシップ実施概要」参照。

⁵⁶ 資料25「2005年度入学準備プログラム実施要綱」、資料26「2006年度入学準備プログラム実施要綱」、資料27「2007年度入学準備プログラム実施要綱」参照。

ログラムへの出席は任意である。

(4) ガイダンスとオリエンテーションの実施

1年次生には、入学時にオリエンテーションとガイダンスを、第2 Semester開始時にガイダンスをそれぞれ実施している。2年次生には第3 Semester、第4 Semester開始時にそれぞれガイダンスを実施している。なお、2年次生のガイダンスの中で、3年次生の修了までを見越しての履修ガイダンスを実施している⁵⁷ため、3年次生に、格別のガイダンスを実施していないが、個別の履修相談については各専任教員が応じている。

(5) 履修相談等

ア 履修ガイダンス

各Semesterの初めに「履修ガイダンス」を行い、各Semesterにおいて必修とされている科目の履修やその他の科目の履修についての注意事項をガイダンスしている。

イ アカデミックアドバイザー制度

法科大学院専任教員2名が1組となって、平均8名程度の学生を担当して、年間3回（5月連休明け・9月後期授業開始時・学年末試験終了直後）1人あたり1回につき30分～40分の時間を費やして面接・懇談を行い、履修相談や学習の仕方などの相談に応じている。

(6) 1年次における工夫

既に、上記「5 - 1 - 2 1 現状 ウ基礎法学・隣接科目群」で述べたように、「法律家論」および「人権論」を設置し、1年次に目指すべき法曹像、法曹としての使命・責任を考えさせるよう科目設定を行っている。

(7) 履修選択の取り組み

履修者が少ないことを理由に不開講としている科目は存在しない。

2 点検・評価

(1) 上記のとおり、必修科目・選択必修科目の適切な配置、様々な機会を通しての事実上の指導・アドバイス等により、学生はほぼ適切に履修科目を選択できるようになっている。

(2) 入学準備プログラム、ガイダンスとオリエンテーション、アカデミック・アドバイザーなどの諸制度によって多角的に履修相談に応じる体制を整えている。

3 自己評定

A

4 改善計画

⁵⁷ 資料30「2007年度ガイダンス・オリエンテーション式次第」

様々な角度から充実した履修指導が行われているが、3年次生へのガイダンスはこれまで実施してきていないが、今後は、留年者も徐々に増加している状況からすれば、3年次生向けのガイダンスの実施についても検討の必要があろう。また、唯一の臨床科目である「エクスターンシップ」の履修者がさほど多くないことについては、単位数の問題（従前は1単位）も影響していると考えられ、2007年度のカリキュラムでは、A、Bの2コースを設置して、Aは1単位、Bは2単位とし、学生の履修のニーズに応える試みをしている。

- 5 2 2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること、および修了年度の年次は 44 単位を標準とするものであること。

1 現状

(1) 履修登録単位数

法学未修者、法学既修者共に、各学年の履修登録単位数の上限は、年間 36 単位である（創価大学専門職大学院学則第 23 条）。但し、2 年次及び 3 年次の各学期（第 3 セメスター～第 6 セメスター）においては、年間履修登録単位数の上限（36 単位）の範囲内で、20 単位まで履修登録ができることになっている（創価大学法科大学院履修成績規程（以下、「規程」という）第 5 条ただし書）。

(2) 修了に必要な単位数

本研究科の修了に必要な単位数は、計 96 単位である。ただし法学既修者については、1 年次に設置する法律基本科目群に属する 30 単位分の科目を一括して修得したものとみなすので、66 単位以上を修得していれば足りる。

(3) 1 単位の授業時間数

90 分 × 7.5 回である。

(4) 補習と補習時間数

カリキュラムとしての補習は実施を禁止している。なお、学生からの質問等はオフィスアワーを利用している。但し、法学未修者を対象に毎週土曜日、4 時間、チューター（創価大学法学部を卒業した弁護士を中心に構成）主体による補習授業を実施しているが、あくまでも出席は自由であり、何等成績に反映するような制度設計は採ってはいない。第 1 セメスター実施の補習授業の出席率は、概ね 8 割強であるが、第 2 セメスター実施の補習授業の出席率は、概ね 6 割程度を推移している。

2 点検・評価

履修登録可能な単位数の上限が、1 年につき 36 単位の履修単位上限を超えないように設定してある。

3 自己評定 合

4 改善計画 特になし。

6 - 1 - 1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1 現状

(1) シラバス

シラバスは、全科目について、年度初頭（4月）に、キャンパスイオス（Web）もしくは文書の配布（ないし掲示）で公表されている。各科目のシラバス公表の状況は別紙「シラバス・教材一覧」⁵⁸を、各科目のシラバスの具体的内容は別紙「シラバス集」⁵⁹のとおりである。このシラバスには、授業概要、授業計画・内容、到達目標、評価・試験方法、教科書、参考書、履修上のアドバイスなどが示されている。

なお、Webによるシラバスとは別に、授業開講段階もしくは途中で、より詳細な授業内容や進行予定などを記載したシラバスが、別途文書で配布又は掲示されることもあるが、その場合には、その旨を学生に周知徹底して学習に支障が来さないように配慮している。

(2) 予習教材の作成と使用教材の指定

予習教材の作成配布および使用教材の指定等の状況は、別紙「シラバス集」の各科目の記載ならびに別紙「シラバス・教材一覧」のとおりである。

展開先端科目を含む全科目について、予習教材を作成配布しているわけではないが、法律基本科目については、大半の科目で、予習教材もしくはレジュメを作成して学生に配布している。また、複数教員で担当する科目については、学生への学習効果の点から教材（教科書）を統一し、さらに授業の同時進行にも配慮している。

2 点検・評価

(1) 本法科大学院では、別紙「シラバス集」ならびに「シラバス・教材一覧」のとおり、全科目について、年度開始時に、Webでシラバスが作成・公表されており、その後変更・修正があった場合でも配布・掲示・メール等の各手段によって随時公表され、授業の効果的な実施に向けて整えられている。学生もシラバス（事後配布の文書も含む）によつて的確に授業の準備をすることができるようになっている。

(2) なお、Web上でシラバスは、授業の進行状況に応じ、適宜修正を加えることができ、学生もその都度修正されたものを参考にしながら授業に臨むことができる。

3 自己評定

⁵⁸ 資料 28 シラバス・教材一覧

⁵⁹ 資料 29 シラバス集

A

4 改善計画
特になし。

6 - 1 - 2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1 現状

(1) 全体的な状況

ア 法学未修者の1年次においては、全体として、法学部において2年ないし3年間かけて習得する内容を1年間で習得させなければならないため、限られた時間でいかにしたら所期の目的が達成されるか、各科目で試行錯誤しながら創意工夫し、一定の成果を挙げている。また、2年生以降の総合科目において、法的思考力を養い、法曹に相応しい法的知識と論理力を獲得させるかについては、少人数のクラス編成に努め、その利点を生かし、双方向・多方向の授業を行い、これも試行錯誤をしながらではあるが、かなりの成果を挙げている。

イ 入学前に法学未修者入学予定者のうちの希望者を対象として、法科大学院で学ぶ意義、目指すべき法曹像を講ずると共に、憲法・民法・刑法につき、課題の提出、入学前講座の提供等を内容とする入学準備プログラムを設定している⁶⁰。また法学既修者に対しては、担当教員からメッセージを送り入学前に学習しておくべきことをアドバイスしている⁶¹。

ウ 1年次(法学既修者として入学した者は2年次)に法情報調査に関する授業を設け、その後の授業に役立てることを図っている。

エ 出席に関しては、1年次の講義科目においては、原則として座席を固定し、座席票に基づき出席を確認している。総合科目においては少人数であるので、点呼により確認している。

オ 法律基本科目のうち成績評価でD評価を受けた科目については、希望者に、教員が個別に面談し、定期試験の答案の不十分な点はもとより、日常の勉学についても指導する機会を設けている。

(2) 各科目の状況

ア 公法関係

(ア) 憲法 ・ 憲法 (未修1年次配当科目)

シラバスに基づいて予め教科書、参考書で予習範囲を指定し、事前に一部が空欄となったレジユメを配付して、受講者が予習の過程で空欄部分を埋め、レジユメを完成させ、授業に臨むように促している。また、授業において受講生がどの程度予習して授業を聴講しているのかを確

⁶⁰ 資料 25「2005 年度入学準備プログラム実施要綱」、資料 26「2006 年度入学準備プログラム実施要綱」、資料 27「2007 年度入学準備プログラム実施要綱」。

⁶¹ 資料 31「メッセージ 2005 年」、資料 32「メッセージ 2006 年」、資料 33「メッセージ 2007 年」。

認する意味をも含めて、積極的に質問することによって双方向的授業を行うよう心がけている。授業時間中にはミニテストは行っていないが、セメスターの半ばに具体的事例問題(これから裁判で争われるであろうと思われるいたって今日の問題)のレポートを課し、修得状況をチェックしている。予習範囲を明確にすることで、学生の多くが予習を着実に行って授業に臨んでおり、おおむね適切な授業が行えていると考える。

(イ) 行政法(2年次配当科目・新カリキュラムでは「行政法」として1年次配当科目)

多くの論点を含む代表的な判例に絞って、それを多角的な観点から分析することで、現実の行政過程で生ずる複雑な行政紛争を解決するのに必要な複眼的な思考方法を養うという方法で授業を行い、限られた時間で効率的に行政法の基本的知識とツールを理解させている。

時間的な制約もあるので基本的には講義形式で行うが、演習形式も加味して行っている。特にミニテストなどは行っていない。

2年次配当科目でもあり、学生はある程度学習のコツを会得しているので、上記方法で授業することにより、所期の目的はおおむね達成できている。

(ウ) 司法審査(2年次配当科目・新カリキュラムでは憲法・に統合)

シラバスで指定した教科書の該当箇所と事前に配付する判例を読んで講義に参加することを前提として、毎回の授業では、問題の所在、事件の概要、憲法上の争点、裁判所の判断などについて、受講者に答えてもらい、さらにそれについて議論をたたかわせる方法、すなわち双方向・多方向的な手法を取り入れて授業を進めている。

1クラスで行っているので、2004年度は14名が対象であったため、双方向・多方向の授業も実質的に行えたが、履修者が50名前後となった2005年度以降は、その手法を十分に使うことがやや困難になってきている。そのような中でも極力学生に発言の機会を与えるよう工夫をしながら授業を進めている。

(I) 公法総合演習(2年次配当科目)

この授業では、少人数(2004年度は1クラス7名、2005年度は1クラス約25名の2クラス体制、2006年度は1クラス約17名の3クラス体制、2007年度は1クラス約25名の2クラス体制)のクラス編成をして、学生には指定教材に従い、予めその事例を告知して十分な予習を経たうえでレポートをさせ、双方向、多方向の法的議論を行っている。毎回課題レポートを提出させ、添削採点して返却している。

これらを通じて、当該事例に存在する実体法・手続法上の重要な事項を、その関係性にも着目させながら、理解をさせるという企図がお

おむね成功している。

研究者教員 2 名で各 1 クラスを担当するが、各授業日には同一範囲の授業を行い、演習授業 14 回の内 7 回で、クラス担当を交代し、両名が全クラスを担当するようにしている。これにより、複数の教員の考え方を学ぶことができ、より多様な考え方を習得することが期待される。

(オ) 公法総合演習 (3 年次配当科目)

これも、少人数 (2005 年度は 14 名の 1 クラス、2006 年度、2007 年度は 1 クラス約 25 名の 2 クラス体制) のクラス編成をして、学生には指定教材に従い、予めその事例を告知して十分な予習を経たうえで、問題点を整理させてから演習に臨ませ、少人数で、教師と学生との双方向的な授業を行っている。2007 年度においては、前半 6 回は課題レポートを毎週提出させ、添削採点のうえ返却している。後半は、隔週で 3 回、自宅起案を実施し、添削採点のうえ返却している。これらにより、公法的思考力の養成という所期の目的がおおむね成功している。

2006 年度は、研究者教員 2 名で各 1 クラスを担当するが、各授業日には同一範囲の授業を行い、演習授業 14 回の内 7 回で、クラス担当を交代し、両名が全クラスを担当することで、複数の教員の考え方を学ぶことができ、より多様な考え方を習得することが期待される。

2007 年度は、当初予定されていた客員教授が体調不良のため急遽退職されたことから、研究者教員 1 名が 2 クラスを担当して連続して授業を行ったが、レポート課題や自宅起案の添削・採点については、行政法に堪能な実務家の専任教員の手を借りて実施した。

イ 民事法関係

(ア) 民法 ~ (未修 1 年次配当科目：新カリキュラム)

民法、
、
の各科目は、その扱う内容が、民法総則・物権・担保物権・債権総論・契約までの財産法の主要部分であることから同一教員が担当することにしている。

また、限られた時間内で膨大な範囲の財産法を網羅的・効率的に修得する必要性から、講義主体の授業を行っている。双方向的授業についても可能な限度で試みてはいるが、民法に関する基本的知識を体系的に講義によって習得した上で、2 年次以降の民事法総合科目において双方向的授業を集中して行い、問題解決能力と法的思考能力を養成するのがより良い授業方法と考えている。なお、フィスアワーでは、双方向的な方法で質問等に答えるようにしており、オフィスアワーを利用する学生に対しては、双方向的な授業の不足を少しでも補うようにしている。

民法 (法定債権：事務管理・不当利得・不法行為) では、事例を

中心として問題解決型の講義を行っている。

毎回レジュメを配付し、予習の範囲等を明確にすると共に、重要判例等については、自学・自習で習得できるようにしている。民法の基本を体系的に理解させるという所期の目的は、おおむね達成されている。

(イ) 商事法 (旧カリキュラムでは「商法」)(1年次配当科目)

シラバスで予習の範囲と教科書の頁数を明示し、予習に配慮している。限られた時間内で会社法の膨大な分量を網羅的・効率的に修得する必要性から、講義主体の授業となっている。

当初(2004～2005年度)は、2週に1度の割合で小テストを実施して、講義によって獲得された知識の再確認を行っていたが、多くの学生が目先の成績評価を気にして小テスト中心の勉強になってしまい、肝心の教科書や条文中心の基本的な学習が疎かになる傾向が出てきたため、2006年度からは小テストを取りやめ、代わりに中間テストを実施することで達成度を確認することにした。

近時の会社法の大改正に伴って学習分量が多くなり消化不良を起こす学生も散見されるが、おおむね所期の目的を達成している。

(ウ) 民事訴訟法 (1、2年次配当科目)

2004年度のカリキュラムでは、民事訴訟法は第1 Semesterに、同は第2 Semesterに配当された。当初は双方向式授業も試みたが、民事訴訟法の基本的知識はおろか民法も修得していない未修者との間では、双方向的授業は困難であったので、その後は、主として講義方式で授業を行なった。2005年度以降は、問答形式のレジュメを配付するなど工夫をしながら学生の理解の促進を図ったが、純粹未修者の中には、実体法の知識もないうちから手続法を学ばなければならないという点で学習に困難を来す者も多く、1年を経過してようやく理解できる者もいるという状態であった。そのため本科目は、授業の時期・内容・方法の全般にわたって、最も検討を要する科目の一つであった。

この3年間の状況を踏まえて、2007年度カリキュラムでは、民事訴訟法を第2 Semester(1年次後期)に、同を第3 Semester(2年次前期)に配当して、第1 Semesterで実体法である民法の学習がある程度進んだことを前提に手続法である民事訴訟法の授業ができるように配慮した。また、授業の内容・方法も、基礎的な民事訴訟手続の流れを早期に習得できるように、具体的かつ簡易な訴訟事件を題材として、演習的要素を採り入れた講義を行うこととした。

(I) 民事法総合 (2年次配当科目)

民事裁判の実務においては、要件事実論と事実認定論は不可欠のものである。この科目は、要件事実と事実認定の基礎理論、特に前者を

学生に習得させることを目的とする。すなわち、要件事実や事実認定の基本的考え方を身につけ、将来の司法修習や実務における応用発展が可能となるような基礎的力を習得させることを企図している。またこの科目は、要件事実等の基礎理論の習得を民法との関係を重視して行うので、これまで民法を要件事実論とは無関係に学んできたことがあるとすれば、民法を異なった視点から再学習することを目的とするものである。

本法科大学院では、この科目を理論と実務の架橋に資するだけでなく民事法学習の基本ひいては法科大学院における法律学習の基本と位置づけ、敢えて法律基本科目の一つとし、第3セメスター（総合科目を開始する最初のセメスター）に、4単位科目（必修）として配置した。

少人数(2004年度は14名1クラス。2005年度、2006年度および2007年度は1クラス15～17名の3クラス体制)のクラス編成をして、長短様々な、また難易度も多様な事例を使用して要件事実と事実認定の基礎的問題を、特に前者については民法との関係を重視しながら授業をしている。学生に予め上記事例のいくつかにつき課題を与え、それに対するレポートを提出させた上、コメントとともに返却し(必要に応じて各レポートの採点もしている)簡潔な講義・討論・学生の報告などを組み合わせて、双方向・多方向の意見交換・討論を中心とした演習を行っている。担当教員の中にその道の第一人者がいることもあり、木目の細かい授業によって、上記の諸目的はほぼ達成されている。

実務家教員3名で各1クラスを担当するが、各授業日には同一範囲の授業を行い、演習授業28回の内9回で、クラス担当を交代し、3名が全クラスを担当するようにしている。これにより、複数の教員の考え方を学ぶことができ、より多様な考え方を習得することが期待される。

(オ) 民事法総合、(2年次配当科目：以下の内容は旧カリキュラムのものである)

民法全般について一通りの学習を終えている学生を対象に、具体的な事例、判例をもとに、基本的には民事法総合では民法総則・物権法の、同では債権法の、各基本的な法概念に対する理解を深め、応用能力を養うことを目的とする。・一体となり、民法全域について理解を深める(なお、付随的に手続法や執行法上の問題についても触れる)。

研究者教員と実務家教員が協働して授業を運営する方式をとり、研究者教員による体系的・理論的観点からの講義を中心とした授業と、実務家教員による双方向の対話形式の演習を中心とした授業とを統合

することにより、民法の法概念や法条に対する理解と論理的な思考力を向上させるとともに、具体的事例に含まれる問題点を抽出し、正しく法律を適用し妥当な結論を導き出す能力を養おうとしている。

少人数（2004年度は1クラス4～5名、2005年度、2006年度は1クラス約17名の3クラス、2007年度は1クラス約23名の2クラス体制）のクラス編成をしたうえで、学生には、指定した予習範囲および配付した教材に基づいて予習し、事前に設定された課題について、基本的知識の確認や指定した判例等の調査を行って授業に臨むことが求められる。授業では、予習を前提として、双方向、多方向の対話・討論形式の授業を行っている。また、応用問題についての起案を提出させ、可能な限りその講評を通じて知識および理論の習熟度を確認している。

実務家教員2名で各1クラスを担当するが、各授業日には同一範囲の授業を行い、演習授業14回の内7回で、クラス担当を交代し、両名が全クラスを担当するようにしている。これにより、複数の教員の考え方を学ぶことができ、より多様な考え方を習得することが期待される。所期の目的はおおむね達成されている。

- (カ) 民法法総合（2年次配当科目：以下の内容は旧カリキュラムのものである）

民事訴訟法についての一通りの学習を終えている学生を対象に、具体的な事例判例をもとに手続原理の理解の深化とその応用、法的思考力の養成を図るとともに、課題の検討にあたって実体法の基礎知識を確認し、手続法理との関連を理解させる。

具体的な授業方法は、民法法総合・とほぼ同様である。所期の目的はおおむね達成されている。

- (キ) 民法法総合（2年次配当科目：以下の内容は旧カリキュラムのものである）

会社法に対する基本的知識および理解を深め、具体的な判例や事例に即して会社法を適用していく能力を高めることを目的とする。また、演習形式の授業によって、討論を通して発言能力や思考能力の向上を図る。

少人数（2004年度は1クラス4～5名、2005年度、2006年度、2007年度は1クラス約17名前後の3クラス体制）のクラス編成をした上で、教科書「ケースブック会社法」（2007年度は、同書第2版を使用）に沿って授業を進め、学生は毎回の範囲を読了して、その範囲内に設けられた設問を充分検討して授業に臨むことが求められている。それを前提にして、双方向・多方向の対話・討論方式の授業を行っている。また、小テスト（2004年度は3回、2005年度および2006年度は2回）を実施して授業成果を検証している。所期の目的はおおむね達成されている。

- (ク) 民法法総合（3年次配当科目：以下の内容は旧カリキュラムのものである）

のである)

民事法総合 は、同 の学習を前提とし、民事法に関する総合的な理解を更に深化させるための科目であるから、民法、商法、会社法、民事訴訟法の交錯した複雑なケースを取り上げ、紛争を適切に処理する能力を涵養することを目指した。

2005年度は、授業の1週間前に授業で取り上げる起案問題を学生に配付し、自宅起案を課して授業前日に提出させるか、または六法を貸与して即日起案を実施し、自らの力で解答を導き出す訓練を重ねた。授業は、起案問題中心の講義、質疑応答、討論の形式で行う。起案問題の中には論点の多い問題もあり、2回分の授業日を使うこともあった。初年度で、受講者14名、担当教員3名という恵まれた体制下、ほぼ満足すべき成果が得られた。

2006年度は、2クラス(各クラス担当教員2名)体制で、即日起案8回、自宅起案6回を実施した。即日起案後に課した問題研究(Web配信)、自宅起案に付加した問題研究や研究課題を事前に検討させたうえ、授業で双方向・多方向の討論を行った結果、相当の成果を得た。

2007年度も、上記同様、2クラス(各クラス担当教員2名)体制で、即日起案8回、自宅起案5回を実施した。起案提出後は、原則として、レジュメをWeb配信し、起案問題の主な論点を十分に検討させたうえ、授業で双方向・多方向の討論を行った結果、相当の成果を得た。

以上のとおり、2004年度(旧)カリキュラムにおける民事法総合 は、その授業内容や方法において、法科大学院の性格を端的に示す代表的科目の1つであるので、今後一層の完成を目指すべく、2007年新カリキュラムでは、本科目を、民事法総合 (第5セメ、改称)および商事法総合 (第5セメ、改称)の2科目に分ち、かつ、新たに民事法総合 (第6セメ、新設)を加えることとした。これら科目が連携することによって、現状より一層幅広い領域をカバーする演習教育システムが実現することとなろう。

ウ 刑事法関係

(ア) 刑法 (1年次配当科目)

刑法 は総論、同 は各論を内容とするが、他の1年次配当の法律基本科目と同様に、限られた時間内で効率的に刑法の基本的知識を習得させるために講義主体の授業を行っているが、授業中に学生に質問をするなど双方向授業を心がけている。

シラバスで、各授業のための予習として読んでおくべき教科書の頁数を明示し、受講生の予習の便宜を図り、授業では、基本的な考え方を中心に重点的に講義し、触れられなかったところは、自習に委ねている。

オフィスアワーで、双方向的な討論・討議を行う場合もあり、授業で

触れられなかった点についての質問等にも対応している。

授業で触れられない部分について習得不十分な学生も散見するが、所期の目的は、おおむね達成している。

(イ) 刑事訴訟法（１年次配当科目）

他の１年次配当の法律基本科目と同様に、限られた時間内で効率的に刑事訴訟法の基本的知識を習得させるために講義主体の授業を行っているが、授業中に学生に質問をするなど双方向授業を心がけている。2006年度までは、短答式ミニテスト等を行って、理解度をチェックしながら講義を進めている。また、オフィスアワーを有効に活用して、授業では行えなかった双方向的な質疑も行っている。一部習得しきれない学生が散見するが、所期の目的は、おおむね達成している。

(ウ) 刑事法総合（２年次配当科目）

刑法総論および各論の基礎知識の習得と基礎理論の理解を前提とし、具体的事例を題材として、総論と各論の関連性に論及しつつ、論理的思考能力を深め、基礎知識と基礎理論の具体的事例への適用を通じて、受講生に各分野の解釈および体系的な思考方法を習熟させ、実践的応用力を習得することを本授業の目的とする。

研究者教員１名と実務家教員３名とが連携して協働で授業を運営する共同教育体制をとる。具体的には、研究者教員が体系的理論的な観点から授業内容全般にわたってコーディネートしつつ、担当教員が共同してシラバス・教材・課題の作成を行い、授業の内容・方法等について綿密な協議を行って授業に臨んだ。

少人数（2004年度は１クラス７名の２クラス体制、2005年度、2006年度は１クラス約１７名前後の３クラス体制）のクラス編成をして、具体的事例を題材に演習形式で授業を行った。原則として、全受講生に対し、事前に具体的事例と設問を掲載した教材を配付して予習とレポートの事前提出を励行させ、演習方式により、教員と受講生ないし受講生相互において、問題点と解釈について議論を行う双方向・多方向の討議によって実施した。

議論の方法としては、教員から多方面からの質問を発し、受講生が多角的な視点と柔軟な思考力を獲得するように努めた。

また、予習の一形態として、事前配付にかかる問題について作成時間を限定し六法のみ参照可の条件でレポートを作成させることにより、受講生の事案分析・処理能力の程度の確認を行うとともに思考力の養成を図った。これらにより、教員からの質問内容をより適切にすることができ、受講生の論理的思考力と応用力が養成され、所期の目的はほぼ達成された。

(エ) 刑事法総合（２年次配当科目）

刑事訴訟法について基本的な理解があることを前提として、刑事手続における主要な問題点を基本的な裁判例を中心として検討を加え、理論的、実地的な思考方法を身につけることを目的とする。

刑事法総合 と同様、研究者教員 1 名と実務家教員 3 名とが連携して協働で授業を運営する共同教育体制をとる。

少人数（2004 年度は 1 クラス 7 名の 2 クラス体制、2005 年度以降は 1 クラス約 17 名前後の 3 クラス体制）のクラス編成をして、2 ないし 3 人の教員が分担して授業を行うが、授業内容については予め協議して、同一内容の授業となるようにした。基本問題および基本判例等を記載した教材を事前に配付し、そこで問題となる諸論点について、事前にレポートを提出させ、授業ではそれを基に、双方向・多方向の授業を行った。

授業の進め方は、基本的に刑事法総合 と同様であるが、基本重要判例を多く題材とし、実務的な視点をから判例の考え方に対する理解を深めるよう留意した。また、オフィスアワーをも十分活用して、できるだけ疑問点を残さないように努め、所期の目的はほぼ達成された。

(オ) 刑事法総合 （3 年次配当科目）

刑事法総合 および刑事法総合 を履修して刑法および刑事訴訟法について深く理解していることを前提に、長文の事例問題を取り上げて、事例分析能力、問題点抽出能力、論述能力、あてはめ能力を涵養することを目的とする。

刑事法総合 と同様、研究者教員 1 名と実務家教員 3 名とが連携して協働で授業を運営する共同教育体制をとる。

出題する事例問題は、刑法、刑事訴訟法分野から、最近最高裁判例が出されたもの、基礎的なものではあるが十分理解しておく必要があるもの、刑事法総合 ・ では十分取り上げなかったやや困難な問題、刑法と刑事訴訟法の両法に関連する分野からの出題のほか、近時の法改正を意識した問題も取り上げた。

少人数（2005 年度は 1 クラス 4 ～ 5 名。2006 年度以降は 1 クラス約 17 名の 3 クラス体制）のクラス編成を行い、双方向・多方向の討論・質疑が効率的にできるようにした。授業を受けるに当たっては、検討課題について、必読の基本判例や参考文献を調べるなどして十分な予習を行うことを前提として、検討課題については、授業前に判例や参考資料を十分検討したレポートを作成して提出させたほか、作成時間を限定し六法のみ参照可の条件でレポートを作成させ、事案に即した問題把握能力を涵養するように努めた。

法科大学院の最終学年を迎えるに当たり、活発な議論を通じて自分の頭でポイントを把握して、論理的思考によって、問われている問題についての結論を導く過程を身に付けるよう教育し、所期の目的はほぼ達成された。

なお、2007年度の新カリキュラムにおいては、「刑事法総合」を第6セメスターに移動した。その趣旨は、第5セメスターに移された「刑事訴訟実務の基礎」(実務基礎科目群)において、証拠判断などの刑事訴訟実務の基礎について学習し、その後「刑事法総合」を学習するほうが、より深い理解をすることが可能と考えたことによる(5-1-2.1.(2).ア.(ウ)参照:49頁)。

2 点検・評価

(1) 講義科目について

多くの講義科目においては、限られた時間内で相当な分量にのぼる各法律基本科目の基本的事項を効率的に習得する必要性から、講義主体の授業を行っている。双方向授業についても試みられているが、基本的方向性としては、1年次の段階では講義中心による授業で体系的な知識を正確に習得させたうえで、2年次以降の各総合科目において双方向的授業を集中して行い、問題解決能力と法的思考能力を養成するのが、3年間を通じてみるならば、より良い授業方法と考えている。

(2) 総合科目(演習科目)について

2年次以上の科目である各総合科目は、できる限りの少人数のクラス編成の演習による双方向的授業を行っており、それによって基本的知識を確認しながら、応用力、問題解決能力を磨けるように進められている。使用する教材、起案の作成・添削等を含めて非常に充実した授業が行われていると考えている。

(3) 講義科目と総合科目への円滑な移行

ア 開設から3年が経過するなかで、授業における大きな課題が、1年次生の講義中心の授業から2年次生以降の演習中心の総合科目への移行に際して、落差を感じる学生が少なからず存在することであった。それは、講義中心の授業がいわゆる「受身」の授業であるのに対し、総合科目の授業が「能動的」な授業であることから、その学習様式・思考様式の違いに大きな戸惑いを感じていると思われる。その違いを解消するためには双方向授業を1年次生から積極的に実施して「能動的」な思考力を養成すべきであるとの考え方もある。しかし、全く法律の素養がない未修者を対象に双方向授業を行うことは事実上不可能か大きな困難が伴うことも経験上疑いのない事実である。そのため、法科大学院教育が3年間を通じて行われることに鑑み、上記のような問題点はあるものの、上記(1)に述べたような考えに基づいて現在の授業を実施している。

イ それでも、1年次生の講義科目から2年次生以降の演習科目との落差を少しでも解消するために、以下のような工夫を凝らしている。

(ア) 公法系の各科目では、講義科目の担当教員と総合科目の担当教員が同

じであることから比較的その落差は大きなものとは感じられていないようであるが、公法系科目の担当者による公法系部会を開催して協議のうえ配慮をしている。

- (イ) 刑事系の各科目では、講義科目（刑法）の担当教員が総合科目（刑事法総合）のコーディネートをしていることや、刑事系担当教員全員が協議を行うことなどによりその点の配慮をしている。
- (ウ) 民事系の科目では、講義科目と演習科目との落差が最も懸念されたところでもある。とりわけ民事法総合では、要件事実と事実認定の基礎理論を扱うことから、従来型の法律学習との落差を顕著に感じるものがあつた。そこで、2007年度からは、1年次生の民法の授業を担当する研究者教員と協議のうえで、法学未修者の民法の授業において、例えば所有権に基づく明渡請求の場面など要件事実論と関係の深い要所で4回ほど、具体的な裁判の場面における民法理論の表れ方を説いて要件事実の導入教育を行うこととした。

また、法科大学院要件事実教育研究所においては、本法科大学院で民事系科目を担当するほぼ全ての教員が研究員となっていることから、法科大学院における民事法の教育にあり方については定期的に協議を重ねており、上記の導入教育もそのなかで検討されて実現したものである。

(4) 1年次科目として「実務法学入門」を配置

2007年度からの新カリキュラムにおいて、1年次生に対する配当科目(選択)として「実務法学入門」を配置した。1年次生を対象に、法学の考え方、法律実務家のものの考え方、法科大学院における教育方針・教育体系を理解させるとともに、法学の学習の仕方、裁判例の読み方、適切な文章作成の方法についても授業を行い、もって今後の法科大学院における学習効果を高めることができるようにしている。判例を読み、レポート書くことを課題として課し、レポートを基に双方向・多方向のディスカッションを行い、初期段階から、アウトプットの能力の開発に努めるようにしている。

(5) 起案・レポート課題についての調整

開設当初の段階では、起案・レポート課題が重複することで学生に過重な負担となった時期もあつたが、研究科委員会などでその点に配慮を求めることが検討されるようになり、各系列科目ごとの調整は実施されることになり、2007年度以降では大きな問題点はなくなったと思われる。もっとも、公法系、民事系、刑事系の各系列間の調整については組織的に行われるシステムが作られていないので、今後はその点が課題となる。

3 自己評定

A

4 改善計画

年度が進むにしたがって、よく出来る学生と十分に消化しきれない学生とが大きく2分される傾向が顕著になってきており、後者の学生にどのように対応していくかが大きな課題となってきた。授業時間が圧倒的に少ない現状のなかで、習得度の多様な学生に、どこまで木目細かく対応し、法科大学院修了にふさわしい能力を習得させるかが今後の課題である。

6 - 2 - 1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

(1) 基本的考え方

本法科大学院における「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」とは、実務に即した法律的考え方の基本を習得させる授業と考えている。従来、法学部で行われてきた、あるいは旧司法試験で問われてきたような、主に法律の基本原則、原則などの理解、あるいは基本的な条文解釈論についての理解を深めていくことに重点のあった教育（基礎理論についての教育）だけでは、実際に法曹として実務を扱うには不十分であるが故に、司法研修所では、要件事実教育をはじめとして具体的なケースの分析・検討を通じて、紛争解決への道筋をつけていくという実務的な教育がなされてきた。

これまでの前期司法修習で行われてきた実務教育の一端を担う法科大学院では、この両者をバランスよく行うことが必要である。そこでは、実務的な技術あるいは理論的に難解な内容を、理解・習得させるというのではなく、具体的なケースの分析と検討を通じて、民事法、刑事法、公法などの法律の考え方の基本とその応用能力を習得させることが求められているからである。

そのために、以下に述べるような具体的な取り組みを行っている。もっとも、実際には、基礎理論の理解が全くないかもしくは不十分な学生に、実務的な観点からの授業を行うことは大きな困難を伴うものであり、これからその教育方法についても、試行錯誤を繰り返しながら積み上げていくほかないと認識している。

(2) 具体的取り組み

ア 民事系科目

(ア) 民法 ～

1年次の科目である民法 から では、判例を中心として民法の基本原則が理解できるように講義をしている。特に、民法 、 、 については講義レジュメも判例中心に作成し、判例に対する学説からの批判を紹介してその理解を深めている。さらに、最新の外国法の動向を紹介し、新たな視点で日本民法を見直すことも努めているほか、近時の法改正の動向もできるだけフォローし、授業中に紹介するように努めている。また、民事法総合 を担当している伊藤滋夫客員教授による要件事実論と民法との関係に関する基本的な講義を数回取り入れるなどして、理論と実務との架橋を試みている。

(イ) 民事法総合 ～

民事法総合の各科目群は、実務に必要な法律知識を深め、基礎的技術を養うとともに事例に即した解決ができるような応用能力を涵養することをテーマとしているが、その最終段階では事実認定までも領域とするものである。具体的には、「民事法総合」は、要件事実および事実認定論の基礎を、「民事法総合・・・」では1年次における理論教育を判例・事例に即して深めていくことを、「民事法総合」では「民事法総合」の更なる深化と要件事実教育のさらなる展開を、「民事法総合」では民事法の学習の総仕上げとしての事例に即しての問題解決能力の養成を、各図っているが、「民事法総合・・・」においては、実際の事件に近い長文の事例を与えて起案をさせるなどし、実務的能力の涵養を図っている。

これらの総合科目は、演習を担当するのは主として実務家教員であるが、科目のコーディネートは研究者教員が行っており、研究者教員と実務家教員の協働がなされると共に、常に理論を意識した実務教育が心がけられている。

「民事法総合」は、要件事実論と事実認定の基礎理論の習得を、民法との関係を重視して行うものであり、まさに理論と実務とを架橋するための科目である。その授業の内容や方法は、前述(6-1-2(2)イ(エ))のとおりであるが、その際には、民法の理論についても学生に考えさせるとともに、実務的思考方・技術についても指導するようにしている。その両者を融合する授業方法としては、できる限り具体的事例を通して、理論的問題も実務的問題も双方とも同時に考えさせ、理論と実務の架橋という視点から工夫をしている。

(ウ) 民事訴訟実務の基礎A、B(3年次配当科目)

2004年度カリキュラムでは、第6セメスターに2つの選択必須科目「民事訴訟実務の基礎A」および「民事訴訟実務の基礎B」を置き、民事法総合～で培った能力を前提として、具体的ケースの下、訴状、準備書面、判決等の訴訟書類および訴訟以外の法律実務文書を作成させている。

「民事訴訟実務の基礎A」は、司法研修所「民事演習教材」「事実認定教材」を利用して主張整理と事実認定の演習を行う一方、これと併行して、日弁連模擬裁判教材作成分科会で作成した記録を用いた模擬裁判を実施し、学生に自分の力で訴訟書類を作成し、証人尋問を行うことを習得させた。

「民事訴訟実務の基礎B」では、具体的ケースに基づく処理方針の策定、訴訟書類の主要部分の起案、主張整理、訴訟以外の法律実務文書の作成等を行った。

これら2004年度カリキュラムを実施する中、「民事訴訟実務の基礎A、

Ｂ」に混在する各種授業内容を整理統合する必要があると判明したので、2007年度カリキュラムでは、これらを法律基本科目と実務基礎科目とに再配分して、以下の編成とした。

民事法総合（第6セメ、新設）は、訴訟および訴訟以外の具体的ケースに基づく基礎的な紛争処理能力を涵養する。

民事訴訟実務の基礎（第5セメ）は、主張整理および事実認定の演習を集中的に行う。

民事模擬裁判（第5セメ、新設）は、訴状、準備書面、判決等の訴訟書類の作成および証人尋問を行う。

イ 刑事系科目

(7) 刑事法総合 ～

刑事法総合の各科目群においても、基礎知識と基本的な理論を具体的な事実関係に応用適用する能力を高めるとともに、実務的な事実評価の視点を教示し、事例に即した適切・妥当な解決を図るための法律技術の基礎を涵養することをテーマとしている。

「刑事法総合」では、主として刑法の諸問題について判例や創作事例問題を題材にして具体的事実に対する法律適用を重視し、「刑事法総合」では主として刑事訴訟法についての判例を中心とした事例研究を行って刑事事件の捜査・公判実務における刑事訴訟法の運用のあり方についての授業を行い、1年次において習得した理論を実務に即して深めていくことを図り、「刑事法総合」では、それを踏まえて、刑法、刑事訴訟法およびそれらの融合問題を題材に事例研究を行い、実務的解決能力の向上を図っている。

「刑事法総合、」では、できる限り重要判例や最近の最高裁判例を取り上げるだけでなく、予め教材に記載した必読の基本判例・参考判例を学生に調べさせ、併せて、学説と対比して判例の立場の根拠などを教示している。

これらの総合科目も民事法同様、演習を担当するのは主として実務家教員であるが、科目のコーディネータは研究者教員が行っており、研究者教員と実務家教員の協働がなされると共に、常に理論を意識した実務教育が心がけられている。

(1) 刑事訴訟実務の基礎

「刑事訴訟実務の基礎」は、刑事系の領域において、理論教育と実務教育の架橋を目指す授業である。これは司法研修所前期における検察、刑事弁護および刑事裁判の実務修習の導入教育の代わりともなるものであり、すでに学習した刑法および刑事訴訟法の理論を、実務上生起する問題解決に生かすことができるようにすることを目的とし、実際の事件を元に法務省あるいは司法研修所が作成した記録教材を用

いて、学生に対しては、法曹三者それぞれの立場からの問題分析をし、解決をはかるという演習を実施した。

ウ 公法系科目

(ア) 憲法

憲法においては、できるかぎり重要な判例を取り上げながら授業を進めている。判例については、事実認定にも注意しながら判旨の全文を読ませるなどの工夫もしている。

(イ) 司法審査・行政法

「司法審査」、「行政法」については、基本的事項の理解を深めるだけでなく、できるかぎり多くの判例を取り上げている。主要な判例については、事実認定の部分にも重点を置きながら判旨を読ませるなど、具体的事実に着目しながら、判例それ自体の十分な理解を図るとともに、学説の立場からそれを批判的に検討することで、批判、検討能力の涵養も目的としている。

(ウ) 公法総合演習

毎回、具体的な設例やその元になった判例をさらに詳しく検討させることを通じて、憲法的あるいは行政法的なアプローチの仕方を学び、その分析・検討を通じて、憲法や行政法の主要な問題点の理解を深めるよう授業を行っている。また毎週、テキスト掲載の判例や設例などについてレポートを作成提出させることで、実務家として必要な法的な分析力、表現力の育成を図っている。

(エ) 公法実務の基礎の新設

憲法・行政法の融合問題など、具体的な判例・事例を題材にして、実体法および手続法的な問題点を総合的に学ぶこととした。

エ その他の科目

(ア) 実務基礎科目群

a 法情報調査・法文書作成（2007年度は、法情報調査）

「法情報調査・法文書作成」（2007年度は「法情報調査」）では、講義形式を採るのではなく、実習中心の授業を行い、実務に必要なリサーチのスキルを身につけられるように工夫している。

b 実務法学入門

新設の「実務法学入門」においては、1年次生を対象に、法学の考え方、法律実務家のものの考え方、法科大学院における教育方針・教育体系を理解させるとともに、法学の学習の仕方、裁判例の読み方、適切な文章作成の方法について、具体的な課題を課し、レポートを提出させそれを基に双方向・多方向のディスカッションを行うなどして、初期段階から、実務に必須なアウトプットの能力の開発

等に努めている。

c エクスターンシップ

「エクスターンシップ」では、法律事務所、企業の法務部などで実習し、授業で習得した内容を実務の現場で体験することにより、理論と実務の架橋を行うと共に、法律学習、法曹になることの意義などについても考える契機としている（後記6 2 2 1参照）。

(イ) 基礎法学・隣接科目群

a 人権論

1年次（法学既修者は2年次）に「人権論」を必修科目として置いているが、この科目の設置自体が、理論教育と実務教育の架橋を試みたものである。すなわち、従来は理論・観念の上での理解に終わってしまいがちであった「人権」というものについて、現場で実践活動を行っている実務家・実践者に実務・実践の上から講じてもらうことにより、人権についての理論教育と実務教育の架橋を目指している。

b 法律家論

「法律家論」も1年次（法学既修者は2年次）の必修科目としておいているが、この科目は、法律実務家としての生き方を考えさせるものであり、法曹としての使命感・倫理観を養成する。

(ウ) 展開・先端科目群

a 多くの科目が、現実にその分野で活動している弁護士等の実務家により担当されており、それらの科目については、その実践活動に基づいた授業自体が、理論と実務の架橋となっている。

その主なものは以下のとおりである。

- ・法と医療
- ・法と家族
- ・環境法
- ・国際人権法
- ・報道と人権
- ・法と宗教
- ・知的財産法
- ・国際知的財産法
- ・アメリカ法
- ・国際取引法
- ・経済法

b そのほかの科目についても、極力実務に即した理論学習を試みている。例えば

- ・「国際法」、「国際機構論」については実務家教員は担当していな

いのでその点では、理論に比重が置かれがちといえるが、それを補うために、出来る限り、理論が判例・事例のなかでどのように適用され、機能しているかについて、意識しながら授業を行うようにしている。

- ・「知的財産法」「営業秘密保護法」についても、各テーマに関し、ある程度の理解が進んだ段階で、実務的な質問を多数取り入れ、理論の実務的応用をその場で経験させている。
- ・「労働法」「法女性学」の授業内容は、多くの具体的事例を取り上げながら、授業を行っている。2007年度カリキュラムからは、「労働判例研究」を設置し、さらに実務を意識した授業を行うことにしている。
- ・「租税法」は、具体例を取り上げながら、常に実務を意識した授業を行っている（なお、2007年度カリキュラムからは、とを設置し、さらに充実を図っている）。
- ・「倒産法」は、科目自体、実務に直結したものであり、授業も実務を念頭に置いたものになっている（2007年度カリキュラムからは、とを設置し、さらに充実を図っている）。
- ・さらに、2007年度カリキュラムからは、「民事執行保全法」「不動産登記法」を設置し、実務との架橋を図っている。

オ 研究者教員の一部は弁護士登録をしたうえで実務に携わる教員もいるほか、実務家教員の一部も、法科大学院要件事実教育研究所の研究員となったり、本学法学部の研究者教員が主催する民事法研究会に参加するなどして研鑽に努めている。

2 点検・評価

上記のとおり、民事系、刑事系、公法系の、主に演習科目において、理論教育と実務教育の架橋を目指した授業が行われており、相当程度の成果はあがっていると思われる。これらの演習科目はすべて必修科目であるから、すべての学生に履修の機会が与えられている。また、演習科目については、1クラスの学生数が、25人から15人ほどであるため、双方向・多方向の授業を名実共に実践することができている。

もっとも、法学未修者を対象とする1年次科目やいわゆる講義科目においては、出来る限り判例を取り上げるように努力しているが、すべての科目について理論教育と実務教育の架橋を実現できているか（またそれが適切か）についてはなお試行錯誤を経なければならない。また演習科目では予習のため与えられる判例や、課題となる起案の数が多いため、それに追われて十分な理解が出来ていない学生もあり、今後の課題となっている。

3 自己評定

A

4 改善計画

上記の点検評価において課題としている点のほかに、実務家教員と研究者教員が統一のテーマについて検討しあう形態の協働授業の実施などについても検討する余地がある。

6 - 2 - 2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

(1) エクスターンシップ

ア 第4～第6セメスターの配当科目として、エクスターンシップが置かれており、夏季休業（第4、第6セメスター）、春季休業（第5セメスター）を利用して、35時間程度、法律事務所や企業の法務部等で実習する。単位数は、エクスターンシップAが1単位、同 が2単位⁶²。

イ 2005年夏季休業中に11名（3年 第6セメスター配当、2年 第4セメスター配当）が履修し、2006年春夏季業中に5名（新3年 第5セメスター配当）、2006年度夏季休業中に6名、2007年度夏季休業中に9名が履修した。研修期間は35時間以上となっており、概ね5日間程度の研修が多かった。

殆んどは法律事務所（別紙エクスターンシップ先一覧表を参照）⁶³での研修であったが、上記全期間とも、各1名ずつ企業（同別紙一覧表参照）で研修した。

ウ 5日間程度の研修であるので、実務が十分修得できるわけではないが、実務の現場で、実際に活動している弁護士等に接し、また実務の一端を垣間見ることによって、法科大学院で法律の学習をしている意味を再認識したり、実務家になることについての意義を実感するなど、今後の学習の強いインセンティブになった学生が多かった。

担当弁護士や企業法務部の担当者には、研修指導報告書⁶⁴を作成してもらい、学生に対しても研修報告書および研修日誌を提出させている⁶⁵。

エ 学生に対しては、エクスターンシップのガイダンスを実施して、注意事項を徹底させ、とりわけ守秘義務の問題等については、学生に秘密保持等誓約書⁶⁶に、署名捺印をさせている。終了後は、総括の報告のための懇談会を行っている。また、全学生について、入学時に法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入させている。

(2) 民事実務の基礎A

民事訴訟実務の基礎Aの授業においては、日弁連模擬裁判教材作成分科会で作成した記録を用い、派遣裁判官の教員が裁判官役となって、民事模擬裁判を実施した。これには、2005年度6セメスターでは、3年生のほぼ全員が受講している。

⁶² 資料34「エクスターンシップ実施概要」参照。

⁶³ 資料35「エクスターンシップ先一覧」。

⁶⁴ 資料36「研修指導報告書」。

⁶⁵ 資料37「研修報告書および研修日誌」（研修日誌は数葉）。

⁶⁶ 資料38「秘密保持等誓約書」。

2 点検・評価

(1) エクスターンシップの実施については、受講した学生にとっては有益であり、法曹への意欲をより高める結果となっている。もっとも、学生全員が受講を希望しているわけではないので、より多くの学生が受講するよう周知徹底と啓蒙活動が必要と認識している。

単位数が1単位ということも、授業意欲に影響しているのではとないかと慮んばかられるので、2007年度からの新カリキュラムでは、エクスターンシップをA、Bの二つ設置し、Aを1単位（5日間程度）、Bを2単位（10日間程度）として、履修の選択の幅を広げた。

(2) また、エクスターンシップは選択科目であるため、すべての学生が受講するわけではないが、選択必修科目である民事訴訟実務の基礎Aについては、民事訴訟実務の基礎B、刑事訴訟実務の基礎と合わせてすべてを選択するように事実上指導しており、少なくとも民事模擬裁判を経験することができるようにしている。

(3) 実務の修得は、司法研修所の実務修習において本格的に行われることになっているので、法科大学院においては、それに耐えられる基本的な力の修得がなされれば、当面は十分であると考えている。本法科大学院においては、要件事実教育の充実、民事・刑事訴訟実務基礎科目などにより、そのために必要な力は、十分に養成できていると考えている。

3 自己評定

B

4 改善計画

今後、さらに上記のとおり、2007年から、エクスターンシップを期間、単位数の異なる2種類設けることにし、充実を図った。また、「民事模擬裁判」を正式科目として設置することにした。エクスターンシップの履修生を増加させるとともに、実施について、派遣先の担当者との事前・事後の協議の機会を制度的に設けることなどを検討していきたい。

7 - 1 - 1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 2つのマインド 法曹としての使命・責任の自覚、法曹倫理について

ア 本法科大学院における重要な教育方針であること

本学（創価大学）の建学の精神に通底する「人間教育」という観点から、法曹としての使命・責任の自覚および法曹倫理の徹底は、本法科大学院における教育の中で最も力点を置いているところである。

本学は、1971（昭和46）年、「人間教育の最高学府たれ」「新しき大文化建設の揺籃たれ」「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」を、建学の精神として創立された。この建学の精神に共通の理念は、人間主義であり人間教育ということである。人間教育とは、個々の学生がもつ無限の可能性を開拓し、将来、人間指導者として、様々な分野で思う存分活躍する人材を育成することであり、そのために、生命や人権の大切さを理解し他者への思いやりがもてる豊かな人間性を育み、地域や国を超え、人間としての共感、生命への共感をもち得る人材に教育していくことを最大の理念としている。開学以来36年を経過し、この理念が伝統となり校風ともなっている。

これは、司法制度改革審議会が志向する基本的理念とも一致するところである。すなわち、今回の司法制度改革の根底にある「法の精神」「法の支配」の基盤にある理念は、法を真に国民の利益のために、国民の側に立って運用していこうという理念であり、これは「個人の尊厳」を最大の価値とする「個人の尊重」の理念であり、突き詰めれば「人間尊重」「生命尊重」の理念である。これはまさに、本学の建学の精神の根本理念でもある。

また、今回の司法制度改革の志向する法曹像は、「国民の社会生活上の医師」としての役割を担いうる法曹ということであり、そのために、「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性」の涵養、向上を図るといった法科大学院の教育理念が示されているが、建学の精神に基づいて、本学が実践してきた人間主義の教育は、まさにこのような教育である。

本法科大学院は、このような理念・伝統を受け継いで開設されたものであり、その教育も、そのような理念を基底に置いて行っている。

学生一人ひとりに、将来の法曹になるための自覚、すなわち法科大学院に入学して学ぶ意味の自覚をさせることが基本的に重要であり、これを常に強調している。そして、入学時における研究科長の挨拶から始まり、入学後も学生に対しては、授業のみならず、オフィスアワーその他あらゆる接触の機会を捉えて、「諸君は単なる法律屋になるのではなく、人間性豊かな法律家に

なるべきである」ことを強調し、「創価大学法科大学院ガイド」⁶⁷においても、「生活者の側に立つ人間性豊かな法曹」が本法科大学院の重要な方針として強調されている。

イ カリキュラムへの反映

このことはカリキュラムの上にも如実に表れている。すなわち、「法律家論」(1単位)、「人権論」(1単位)、「法曹倫理」(2単位)、「実定法と基礎法」(2単位)をいずれも必修科目として、「同」(2単位)、「外国法基礎」(2単位)を選択科目として設け、そうした教育の推進を図っている⁶⁸。

例えば、本学の特徴としての「法律家論」では、あるべき法曹として目標にすべき優れた人間像を、古今東西の優れた法律家の具体的な業績・生き様等を通じて学習し、各人があるべき法曹像を具体的に考えられるようにしている。「人権論」では、自ら人権闘争や活動を実践している者、具体的には人権活動の現場で人権のための実践活動をしているNGO関係者や実務家などに、オムニバス形式で授業を担当してもらい、実体験などを交えながらの授業により、単に机上の理念としての人権ではなく、生の「現場での」人権の重要性を体感できるようにしている。

また、他の法科大学院にはない科目として、「実定法と基礎法」(各2単位。は必修)という科目を設置し、実定法の解釈適用が単なる法技術の視点からのみなされるのでは相当でないとの視点から、実定法を学ぶ上でどうしても必要な正義の考え方、市民の法意識・社会の実態とあるべき法解釈との関係などを、具体的判例・学説の検討を通じて行っている。基礎法学との協働を通じて、真に正しく、社会の実態にも合致したいわば血の通った法解釈学の学習を実践している。また、このような検討・研究は、時として立法のあり方などに繋がる。

さらに、例えば、「環境法」といった現代社会において生じる多くの難問を扱う授業においては、いわゆる4大公害訴訟などの取扱いを通じて、人の生命の尊厳さ、人間を取り巻く生態系の尊重を学ぶと共に、環境問題に果たすべき法曹として使命・責任を真剣に考えさせるという姿勢を貫いている。

環境法に限らず、「生活者と法プログラム」に配置されている科目の多くは、「人間」の焦点を当て、人間一人ひとりをいかに尊重し、法を運用していくかという志向性をもって教授するようにしている。

また、「平和と人権プログラム」も、このようなプログラムを置くこと自体が本法科大学院の特色であり、その法曹として育成しようとする方向性を示している。当該プログラムを構成する科目にも、特色がある(例えば、「法と宗教」は、宗教という人間の営みの根幹を成すものと法との様々なかかわりを研究することにより、信教の自由や基本的人権の諸相を考えさせる。「国際

67 資料 「2008年度創価大学法科大学院ガイド」2、8頁参照。

68 資料 「平成19年度法科大学院要覧」45頁および21頁参照。

人権法」や「国際政治論」等も、広い視野から人権や人間を考えさせる)。

「法曹倫理」については、プロブレムブック『法曹の倫理と責任』を教材にして、多くの事例を題材に、毎回履修者との双方向・多方向の対論方式の授業を行っている。各人が事例に即して参考資料等を基に法曹としてのあり方を考えるので、極めて有効である。なお、弁護士倫理が主ではあるが、検察官の倫理については派遣検察官が、また裁判官の倫理については裁判官経験の長い教員が担当し、より臨場感に溢れた倫理の習得が図られている。

従来このような教育を体系的に行うことがなかっただけに、法科大学院教育の新しい試みとして、大変に意義が大きいと実感している。

(2) 7つのスキルについて

本法科大学院における、法律専門職として求められる各能力(問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力)の養成への取り組みは、以下のとおりである。

ア 本法科大学院の教育の基本的考え方

(ア) 法律基本科目についてのカリキュラムの基本的なコンセプト

まず、法曹の能力の核となる、法律基本科目の習得のために、カリキュラムを次のような考え方で編成している。

a 3年コースの1年次においては、第2年次以降の授業の基礎となる、基本的な体系的法的知識の習得や理解に主眼をおいて、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法などの基本科目に重点をおいて教育をしている(2007年度カリキュラムからは、行政法も第2セメスター1年後期に配当している)。授業は、主として講義形式で行っているが、適宜質問をするなどして、双方向・多方向の対論方式の授業も取り入れている。また、民法においては、随所で要件事実論の基本的考え方を講じ、早い時期から実務との架橋に繋がるような授業を行っている。

b 2年次(既修者として入学した者については1年目)以降は、少人数クラス(原則として20名未満)による総合科目(演習)が授業の中心であり、具体的事例・判例などの分析・検討を行い、随時課題を与えてレポートを提出させ(場合により即日起案もさせ)、必要に応じてその添削をして学生に返却している。授業の進行方法は、いわゆるソクラティックメソッドを中心にして行い、活発な双方向・多方向の授業を行っている。

総合科目については、各系共に、セメスターが進むに従って、基本から応用へ、個別的問題から総合的な問題へと発展するように課題の設定などを工夫している。それを如実にあらわしているのが、定期試験の問題である。例えば、民事系についてみるならば、「創価ロージャーナル」第

2号⁶⁹に掲載・紹介されているように、セメスターが進行するごとに問題文が長文化し複雑になっている。他の系についても同様の工夫がなされている。

- c 3年次においては、民事訴訟実務の基礎A・B（選択必修、事実上ほとんどの学生が両方を履修している）、刑事訴訟実務の基礎（必修）を配当し、2年次までの学習の成果などを基に、具体的記録を題材にした各種実務書類の起案、模擬裁判、実務の実際などについて学び、法律基本科目の学習の総仕上げをしながら、実務との架橋を図るようにしている。

(イ) 要件事実論を中心とした「考える力」の養成

1年次で習得した基礎知識を基に、2年次以降の総合科目では、考える力を徹底的に鍛えることを目標にしている。旧司法試験の弊害の一つが、「覚えたことを吐き出す」ことにあったことに鑑み、法曹にとって重要なのは、自分で考え問題を解決することであるという意識を徹底的に植え付けるようにしている。

- a その一つが、「民事法総合」である。本法科大学院では、「要件事実・事実認定論基礎理論」を、「民事法総合」として、3セメスター（2年前期）に配当した。

法科大学院においては、理論と実務の架け橋ということが謳われ、司法修習前期終了程度の実力をつけることが要請されている。より具体的には、民事系に関しては、いわゆる要件事実教育が必須のものとして叫ばれている。本法科大学院では、このような要件事実教育の重要性に鑑み、まず2年次前期に「民事法総合」（4単位、必修）として「要件事実・事実認定基礎理論」を実務科目ではなく、法律基本科目として位置づけて、配当している。学生はこれにより、実体法上の議論を具体的な法的請求を巡る攻撃防禦という視点から検討することを学ぶことになる。それが、いわゆる従来民法その他の実体法の一段と深い理解にも資するものとなっている。

それと同時に、この科目の履修の中において、「なぜ」を徹底的に追求する訓練をしている。要件事実を単に類型別に覚えるのではなく、「なぜ」そのような事実が要件事実となるのかを、基礎原理に立ち返って考えることを習得させている。多様な生の事実関係の中から法的に意味のある事実を抽出して要件事実を組み立てることもこの「なぜ」の訓練に有効である。

- b なお、本法科大学院は2004年度に、文部科学省の法科大学院形成支援プログラム中の教育高度化推進プログラムに、「法科大学院における要件事実教育の充実と発展」プロジェクトが採択され、同プロジェクトの一環として「法科大学院要件事実教育研究所」が設立された。この研究所

⁶⁹ 資料 「創価ロージャーナル」第2号215頁

を基盤にして、法科大学院3年間を通じての要件事実教育のあり方について定期的に研究員会議などで討議を重ね、その結果を授業実践に活かしており、多様な事実関係の中から法的に意味のある事実を抽出して適正な事実の認定、法律の適用をするスキルには特に力を入れているといっている⁷⁰。これは、学生の実事調査・事実認定能力、法的分析・推論能力の向上に大いに有益な結果をもたらしている。これも本学の大きな特徴である。

- c このように、法科大学院の法律基本科目のいわば応用編を学習するに当たっての早い機会に要件事実についての基本的思考方法を習得させ、それを通じて「なぜ」の追求を徹底的に訓練し、その後の学習を通じてもこれを基軸に据え事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力の向上を図っていることは、ひとり要件事実の学習のみならず、民法法全般更には法律全般の学習の基礎を常に確認しその諸能力向上に資するものとなっている。
- d そのほかの民法法系の各科目はもとより、刑法法系、公法系の各科目の授業においても、常に既成の考え方のみには捉われないことなく、「なぜ」そうなるのかを考えることを強調しており、これらの授業を通して、「覚える」ことだけでなく「考える」ことがいかに重要であるかを会得できるようにしている。

(ウ) 少人数教育によるきめ細かいスキルの習得

- a 総合科目では、アウトプットの力（法的議論・表現・説得能力）の習得に大きな意を用い、事実関係に争いのある事例も含む、多くの課題に対するレポートの提出、教員のそれに対するコメント、授業中におけるディスカッションなどを通じて、こうした力の向上に努めている。それには、本法科大学院の少人数クラス制が大きな利点となっている。これにより、授業時においては、活発な双方向・多方向のディスカッションが可能であり、レポート等に対するコメントも密度が濃くでき、上記アウトプットの力の習得に大きく寄与している。
- b 3年次においては、訴訟実務の基礎などの科目において、学生が実際に裁判の構成員となって行う模擬裁判などを通じて、法廷における表現能力・コミュニケーション能力などの涵養にも努力が払われている。また、前述のとおり各授業においては、常に既成の考え方のみには捉われないことなく、「なぜ」そうかを考えることを強調しており、創造的・批判的検討能力の啓発にも力を入れている。最終的に判例・通説で纏めるにしても、その過程においては判例や通説にもある疑問点について学生に気付かせるように、あえて多くの問題点を挙げて議論をさせている。取り

⁷⁰ 資料 「法科大学院要件事実教育研究所報」創刊号 48 頁以下参照、資料 「法科大学院要件事実教育研究所報」第2号 323 頁以下参照。

上げる範囲も訴訟外の和解・調停などの問題に及んでいるが、このことは学生のコミュニケーション能力の向上にも役立っている。

イ 7つのスキルへの取り組み

以上の教育方針に基づき教育していく中において7つのスキルは自ずと習得できるものと考えているが、以下、各スキル毎に再述する。

(ア) 問題解決能力

社会に生起する様々な事象に関して何が問題かを発見し、その解決策を策定、提示し、推進することのできる能力の養成について本法科大学院では以下のような工夫をしている。

a アで述べた「なぜ」を徹底的に追求する「考える力」の養成、少人数教育によるきめ細かいスキルの習得は、問題解決能力を涵養することを目的としている。現実に本法科大学院におけるこのような教育により、多くの学生が、そのような能力を習得している。

b 問題解決には様々なアプローチがあり法的アプローチにも様々な手法（訴訟、仲裁、調停、和解等）があること、および各選択肢の特質等の理解のためには、民事訴訟法・や民法総合～、民事訴訟実務の基礎などの科目が配置されているほか、民事保全・執行法、不動産登記法などの科目も新設した。

また行政法・および市民と行政では、ADRを含む行政救済制度全般の理解を図っている。

c そのほか、展開先端科目群の各専門科目においては、消費者救済制度の概要（消費者法）、知的財産保護制度の概要（知的財産法・、国際知的財産法、営業秘密保護法など）、国際的な人権救済制度の概要（国際人権法など）、租税関係訴訟の概要（租税法・）環境保護のための制度の概要（環境法・）など、各専門分野ごとの法的アプローチのあり方について学ぶことができる。

(イ) 法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査）

a 基礎的法的知識および専門的法的知識の修得のために、ア(ア)で述べたように、年次毎に体系的に構成されたカリキュラムを配置して対応している。なお、本法科大学院では、確実な基礎的法的知識の修得のために前提科目制をとっている。また、2年次生からは、展開先端科目として、A生活者と法・B平和と人権・Cビジネス法の各プログラムを設けて、各分野の専門的授業科目を設けている。

b 法情報調査については、1年次生（既修者は2年次生）に対し、法令集・判例集等の基本的リソースの活用方法を学習した上で、課題について調査を行い、その課題を報告することを通じて、基本的なスキルを身につけることを実践している。また、その調査を踏まえて、判例の意義・読み方の基本を学習するなど、極めて実務的な訓練を行っている。

学習の初期に、特にそうした操作に熟達した教員による指導が大きな成果を挙げていると考える。

(ウ) 事実調査・事実認定能力

a 「民事法総合」において、要件事実・事実認定の基礎理論を集中的に学習することで、主要事実、間接事実、直接証拠、間接証拠、経験則、間接事実による主要事実の推認などの事実認定の基本的仕組みを徹底して学んでいる。また、ア(イ)で述べたとおり、法科大学院学習の早い機会に要件事実についての基本的思考方法をとおして「なぜ」の追求を徹底的に訓練することは、その後の学習においても事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力の向上に繋がり、独り要件事実の学習のみならず、民事法全般更には法律全般の学習の基礎を常に確認しその諸能力向上に資するものとなっている。

b また、民事訴訟法・および民事法総合～ならびに刑事法総合・の授業において、証拠能力、証拠力、証拠評価、証明度、裁判上の証明と科学的証明との関係なども同時に学ぶこととしている。さらに、証拠の種類やそれらを収集する方法や技術のあらましについては、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎などで学ぶことができる。

(I) 法的分析能力・推論能力

法的分析能力・推論能力とは、事案に対して適用される法を見出し、その法の効果、要件を整理したうえで、事実を主要事実、間接事実等に整理し、法的結論に至る論理的道筋を整理する能力であるが、これらの能力の修得については以下のとおりである。

a 民事系科目においては、特に民事法総合で、要件事実と事実認定の基礎理論を学習するなかで、法律効果と事実との関係の基本的仕組み、および立証責任と要件事実・構成要件事実の関係の理解と、それに基づく分析の訓練をしている。この学習によって証拠と証明責任のルールにより事実認定がなされるという事実認定能力を養成している。この民事法総合で培った能力を、民事法総合～の各科目において確実なものとし、さらに応用力を養成している。

b 刑事系科目においては、刑事法総合～で、具体的な事例検討を通じて法的分析能力・推論能力を養成している。

c 公法系科目においては、公法総合演習・において、多くの具体的な判例を題材にした事例分析を行い、法的分析能力・推論能力の養成に努めている。公法総合演習（行政法判例事例研究）では、例えば耐震偽装問題のような今日的な問題のなかにある行政法的な問題を発見・分析し、その法的構成を考え、解決することを検討させるなどしているほか、教材である各判例の訴訟形態、訴訟物、原告の主張内容などに着目しながら授業を進めている。

(オ) 創造力・批判的検討能力

現行の法制度や実務を、適正かつ根本的な問題解決という視点から批判的に検討し、発展させていくための創造的な提案をする能力、法の空白地帯に対して立法を提案できる力、判例のない問題に対して新判例をつくる力の養成のために以下のような工夫を行っている。

- a 公法・民事・刑事系の各総合科目において、裁判例や事例問題の検討を双方向・多方向授業で実施するなかで、実定法や判例を批判的に検討している。
- b さらに本法科大学院では、実定法と基礎法 において、法の規定や判例が存在しない問題、あるいは法や判例の妥当性に疑問がある問題に対して、どのようにアプローチしていくべきなのかを検討することで、実定法解釈学の根底にあるものに目を向けさせることにしている。

(カ) 法的議論・表現・説得能力

自分の意見を表明し、理論的、説得的に法的な議論を展開する能力、および事実・問題・結論・理由等を、口頭および文書により第三者に解りやすく表現する能力の養成のために、本法科大学院では以下のような工夫をしている。

- a 各総合科目における、日常の少人数による双方向・多方向授業の実践はもちろんのこと、レポート課題の報告、あるいは模擬裁判の検討会、証人尋問の実践などを通じて、問題に対する自分の意見と理由を明確に口頭で述べる能力、相手方の理解を補助する図表や映像等を利用する能力、問題に対する結論に向け効率的に議論をする能力、交渉をする力・技法などの養成を図っている。
- b 法的問題を検討するメモ作成の能力、問題に対する自分の意見と理由を明確に文書で表現する能力の養成のためには、2年次生以降の各総合科目ではほぼ毎週のようにレポート課題・自宅起案・即日起案の作成を行っているほか、講義科目でもレポート課題の提出を課すなどしている。
- c また、「実務法学入門」においては、1年次生を対象に、法学の考え方、法律実務家のものの考え方、法科大学院における教育方針・教育体系を理解させるとともに、法学の学習の仕方、裁判例の読み方、適切な文章作成の方法についても授業を行い、もって今後の法科大学院における学習効果を高めることができるようにしている。判例を読み、レポート書くことを課題として課し、レポートを基に双方向・多方向のディスカッションを行い、初期段階から、アウトプットの能力の開発に努めている。

(キ) コミュニケーション能力

カウンセリング、面接、交渉、メディエーション等の問題解決のために法曹として必要とされるコミュニケーションの技法や能力については、以下の工夫をしている。

- a 各総合科目における少人数クラスでの双方向・多方向の授業は、アウトプットの訓練であるとともに、コミュニケーション能力の向上にも資するところが大きい。
- b エクスターンシップにおいては、法科大学院での授業で習得した知識を基に、法律事務所、企業法務部等での臨床教育を通じて、具体的事件における問題発見能力、事実認定能力に加えて、顧客等とのコミュニケーション能力等の向上をめざしている。
- c その他、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、民事模擬裁判などの科目においてもその養成を行っている。

2 点検・評価

本法科大学院においては、上記1の現状において示したように、2つのマインド、7つのスキルについては、相当程度の取り組みがなされていると考える。クリニック等の臨床科目について一部の法科大学院に比してやや不足している面があるが、小規模校の利点を活かしたきめ細かい教育による各能力の涵養は、それを補って余りあるものと考ええる。

また、実務的な面での訓練は、司法修習や実務家になってから十分期待できるものであり、法科大学院においてはそれに耐えられるだけの基礎的能力を習得すればよいと考えられる。要件事実論の習得に力を注いだ教育は、他校に比して重厚で充実したものであり、本法科大学院の特色として、クリニック等における訓練に勝るとも劣らないものと自負している。

3 自己評定

A

4 改善計画

2つのマインド（法曹としての使命・責任の自覚、法曹倫理）についての本法科大学院の取り組みは、たいへん充実したものと自負している。7つのスキル（問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）についても、本法科大学院の規模からすれば、十分な教育を行っていると考ええるが、しいて言えば、臨床科目について若干改善の余地がある。

また、各系において、例えば、1年生の主として基礎理論的科目を担当する教員と2年生以上の主として実務的応用科目を担当する教員の意志の疎通を更に緊密に行うことにより、各セメスター、各学年における到達目標について共通の認識を持つこと、そのために試験科目についても相互にチェックしあう体制を組織化することなどを計画している。

8 - 1 - 1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

(1) 全体

本法科大学院は、授業や学習のための施設・設備を、大学キャンパスの本部棟と、そこから徒歩1分程度の学修館（図書室と学生自習室）に集中させている。すなわち、本部棟8階には法科大学院事務室（法学部、法学研究科事務室を兼用）を、同棟9階には専任教員の研究室、非常勤講師室、法科大学院共同研究室、教材作成室、授業方法の改善等を検討するための会議室（第1、第2）を置いている。

(2) 教室・演習室

ア 授業の行われる教室・演習室は、本部棟に集中している。講義については1階から3階までの各教室（M102、103、203、301）を使用し、法情報調査の授業ではLB111教室を使用している。

イ 演習は、8階にある法科大学院専用の演習室2室（M801、802）と、学部と共用ではあるが2階（M204、206）及び3階（M304、306）の演習室4室を主に使用している。

ウ 各教室には、マイク、黒板、ホワイトボード、プロジェクター、モニター等の備品が配置され、各教室とも無線LAN対応となっている。なお、M103教室は、法廷教室になっており、模擬裁判などの授業で使用されている。

(3) 自習室・図書室

ア 本法科大学院には、本部棟から徒歩1分程度の距離に学修館がある。学修館の1階には図書室を、3・4階部分には自習室として計150席（各階75席）の専用机を用意している。自習室の机はすべて固定席であり、椅子、本棚、タスクライト、キャビネット（鍵付）、ロッカーを同数用意している。また無線LANが設置され、在籍者全員に電子メールのアドレスが付与され、連絡等に利用されている。

なお、学修館から徒歩で7分程度の距離に中央図書館があり、約85万冊の蔵書と、80台のパソコンが設置されている（但し利用時間は午前9時30分から午後9時まで）。

イ 学修館1階の図書室、3・4階の各自習室の利用は、1年中24時間の利用が可能である。また、学修館内には、湯沸室、自動販売機、男女トイレ、身障者用トイレ、ラウンジ（3・4階に各一つ）があり、ラウンジには、仮眠が可能なラウンジチェア等が置かれている。

(4) 議論スペース

本法科大学院では、学生が自主ゼミ等で使用するための場所として8階

のM801、802教室、9階の第1合議室、第2合議室（但し演習等で使用中は使えず、時間も午後9時までである）などを用意すると共に、学修館1階のホール部分に、パーテーションで区切った一角にテーブルと椅子を設置した。また、事前に予約が必要であるが、本部棟の各演習教室等も使用できる。

(5) コピー機・プリンター等

法科大学院専用のコピー機としては、学修館1階の図書室内に1台、学生寮（桂冠寮）に1台を設置しているほか、本部棟3階、4階などに有料コピー機を設置している。プリントアウトのための共用プリンターを、学修館1階図書室に1台、3・4階の自習室横のラウンジ部分に各1台設置（合計3台）している。トナー、紙等については、1階図書室のプリンターは大学の負担であるが、3・4階の自習室の各プリンターは、トナーは大学負担、用紙は学生の負担である。また学修館1階図書室には、法律文献検索だけでなく文書等の作成にも使える共用のパソコンを10台設置している。

(6) 教育支援システムの利用

本法科大学院では、キャンパスイオスという教育支援システムを使用しており、Webによる教材アップロード・ダウンロード、レポートボックスによるレポートの提出などを積極的に利用している。

2 点検・評価

本法科大学院では、教室、演習室、自習室、図書室、コピー機、パソコン、プリンター等、学習に必要な施設・設備が、在籍学生数に相応して適切に確保・整備されていると思われる。

もっとも、自習室の専用機の数150席と定員数分しか確保されていない点は今後の改善が必要である。今後、厳格な成績評価の実施に伴い留年生が増加することを考えると、専用機（椅子、キャビネット、ロッカーなどを含む）を増設することが不可欠と思われる。また、学生の議論スペースが、一応の手当てはあるにしても、少ないことは否めないため、あと2箇所ほど議論スペースの確保が望ましい。

3 自己評定

A

施設・設備は整っており、改善の必要性は質的・量的に少ない。

4 改善計画

喫緊の課題としては、自習室の専用機を増設することが必要である。

8 - 1 - 2 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

(1) 書籍の整備・充実

ア 法科大学院専用図書館を設け、法令、裁判例、関連文献に関する書籍を充実させている。

イ 公的判例集のほか、判例時報、判例タイムズなどの図書をそろえており、重要な書籍については複数を購入し、利用希望者が重なった場合にも利用可能としている。

ウ 担当教員及び学生が希望する図書を直ちに購入できるシステムが確立しており、図書の整備について、年間購入予算をあらかじめ確保している。

(2) データベースの整備・充実

法令情報・裁判例については、インターネットを通じてデータベース⁷¹にアクセスできるよう、全学生にID及びパスワードを付与している。

(3) 図書・データベース利用環境の整備

ア 法科大学院専用図書館は法科大学院生のみが入館可能であり、24 時間開館している。

イ 法科大学院専用図書館は、法科大学院の授業が行われる本部棟に隣接する建物にあり、同建物内の自習用スペースと併設されており学生の利用を容易にしている。

ウ 法科大学院専用図書館、中央図書館、本部棟 1 階、A 棟地下、C 棟 2 階等に学生が利用可能なパソコンが設置されている。

エ データベースへのアクセスは自宅からも可能としている。

2 点検・評価

インターネット経由のデータベースアクセスについては、接続データベース及び接続環境のいずれについても充実していると評価できる。

しかし、法科大学院専用図書館の蔵書については、今後更なる充実を図っていく必要があると思われる。

法科大学院専用図書館の閲覧スペースについては、自習室と同一建物内にあるため不足は感じられない。

禁帯出図書の利用についても、コピー機が設置されているので特段の不都合はないものと思われる。

3 自己評定

A

⁷¹ 資料 「平成 19 年度法科大学院要覧」38 頁

情報源やその利用環境は整っており、改善の必要性は質的・量的に見て少ない。

4 改善計画

現在進行中の計画としては、データベースによる検索対象の拡大（法律雑誌等）とローレビューのデジタルデータ化及び他法科大学院のローレビューとの相互公開を準備中である。

8 - 2 - 1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

1 現状

(1) 経済的支援

ア 本法科大学院は、学生に対して以下の給付奨学金を給付している。2007年度の受給者は以下のとおりである。

創価大学給付奨学金 A（年 100 万円）12 名

創価大学給付奨学金 B（半期 30 万円）19 名

（2007 年度後期からは 1 年次生 5 名への受給が加わる）

創価大学創友会法科大学院スカラシップ（年 30 万円）30 名

牧口記念教育基金会奨学金（入学時 50 万円）10 名（2007 年度入学生）

（2005 年度入学生及び 2006 年度入学生も各 10 名支給されている）

創大法曹会奨学金（年額 30 万円）27 名

上記給付奨学金の支給に関しては、の創価大学給付奨学金 B（半期 30 万円）を除いては、重複しないように選考することで、一人でも多くの学生に給付奨学金が支給されるように配慮し、約 3 分の 2 の学生が、何らかの給付奨学金を受給している。

イ そのほか、貸与奨学金としては、日本学生支援機構の第 1 種奨学金（合計 34 名）、第 2 種奨学金（合計 44 名）を利用しているほか、創価大学の貸与奨学金（合計 118 名・貸与額 2,106 万円）も利用している。

(2) 学生寮の提供

本法科大学院では、法科大学院生専用の学生寮を、比較的低廉な寮費で提供している。大学の敷地内に桂冠寮（部屋数 53 室）、大学の敷地外に、正義寮（部屋数 20 室）、創英寮（部屋数 23 室）を用意しているが、96 室全室に入寮しており、在籍学生の 3 分の 2 が利用している。なお、各学生寮には、無線 LAN が設置されており、寮からでも教育支援システム（キャンパスイオス）を通じて、レポート課題や自宅起案の提出をすることも可能となっている。

(3) ハラスメント等の相談

本法科大学院は、各種ハラスメントについて、学生が教職員に相談することができる体制となっており、必要な場合には大学に設置されているセクシャルハラスメント等防止委員会の相談窓口を利用し、また申立てをすることができるようにしている。また、創価大学学生課の学生相談室の利用や、創価大学保健センターでの健康面、精神衛生面の相談等も受けられることになっている。本年 4 月から 5 月上旬にかけて麻疹の集団感染が生じたが、法科大学院生については保健センターでの予防ワクチンの無料接種を実施して感染の拡大を防止した。

2 点検・評価

多角的で充実した給付奨学金制度の整備や、学生寮の整備など、学生を支援する体制は充実している。

3 自己評定

A

支援の仕組みが非常に充実しており、十分に活用されている。

4 改善計画

特になし。

8 - 2 - 2 学生が学習方法や進路選択につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

(1) 教員によるアドバイス

本法科大学院では、専任教員を中心にオフィスアワーを設定し、学生の相談・質問に応じている。教員の研究室も法科大学院の授業が行われる本部棟9階にあり、学生が教員によるアドバイスを受けやすいようにしている。

(2) アカデミックアドバイザー制度

専任教員がアカデミックアドバイザーとなり、個人指導を実施している。特に1年次では、グループごとに夕食懇談会を実施するほか、年2～3回程度、1人30分程度の個人面談を全学生について実施して、学習方法のアドバイスはもちろん、大学院側への要望、生活面・健康面等の相談にも応じている。

(3) チューター等によるアドバイス

本法科大学院では、本学出身の若手弁護士が中心となりチューター制度を設け、1年次生を中心に法律基本科目についてゼミを行い、授業の復習等を行っている。その際、個別に学習方法や進路等についての相談にも応じている。

(4) 人権論における実務家による授業

「人権論」(基礎法学・隣接科目)の授業では、人権活動の現場で実際に活躍している弁護士やNGO関係者などをオムニバス形式で招いて授業を行うことで、学生にとっては、進路選択の重要な契機になっている。

(5) その他入学準備プログラムを充実させて、法学未修者に対し、法律の勉強の仕方について説明するほか、入学後のガイダンスでも資料をもとにアドバイスをするなどしている。また本学修了生の有志が、在学生の要望に応えて勉強方法のアドバイスを自主的に行っており、法科大学院としても側面支援している。

2 点検・評価

(1) 専任教員によるオフィスアワーやアカデミックアドバイザー制度、チューターによるアドバイス、人権論の授業での実務家による授業など、できるだけ多角的に対応できるよう体制を充実させている。

(2) もっとも、2年生、3年生、留年生に対するアカデミックアドバイザー制度はほとんど機能しておらず、個人的に信頼関係をもつ一部の教員に、進路相談や受験相談をすることが多く、これら上級生に対するアドバイスの体制はまだ十分とはいえない。

3 自己評定

B

アドバイス体制は充実しているが、新設や改善の余地はある。

4 改善計画

2～3年次生・留年生へのアドバイス体制の整備については、アカデミックアドバイザー制度の拡充などを検討中である。

8 - 2 - 3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

(1) カウンセリング体制

本法科大学院は、学生の精神面の相談先として大学全体のメンタルケア体制を利用している。学生課に設置されている学生相談室のほか、創価大学保健センターには「こころ元気科」が設置されており、継続治療等の必要がある場合には、他の医療機関を紹介している。

(2) 学生への周知等

創価大学保健センターより、大学ホームページでその旨学生への周知を図っている。また、本法科大学院でのガイダンスでもその旨周知している（平成19年度法科大学院要覧39頁参照）。

(3) 本法科大学院（学生）の利用状況

ア 学生相談室の利用状況は以下のとおりである（6月29日現在）。

年 度	利用の有無	利用人数	利用頻度
2004年度	有り	1名	1回
2005年度	有り	2名	7回
2006年度	有り	2名	4回
2007年（4～6月）	無し	0名	0

イ 保健センターの利用状況は以下のとおりである。

年 度	利用者数	利用頻度	全学の利用状況
2004年度	0	0	こころ相談（内科医）90名 こころ元気科相談 81名
2005年度	5名	8回 （こころ元気科4回）	こころ相談（内科医）71名 こころ元気科相談 91名
2006年度	4名	4回 （こころ元気科3回）	こころ相談（内科医）86名 こころ元気科相談 96名
2007年（4～6月）	1名	1回 （こころ元気科1回）	こころ相談（内科医）14名 こころ元気科相談 21名

(4) 法科大学院生へのメンタルケア・ガイダンスの実施

法科大学院の全学生を対象に、平成18年9月13日（担当：創価大学教育学部の鈎治雄教授）及び平成19年4月3日（担当：創価大学教育学部の園田雅代教授）にメンタルケア・ガイダンスを実施した。

2 点検・評価

大学全体としてのカウンセリング体制は充実しているといえるが、短期間での集中した学習を余儀なくされる法科大学院教育の特殊性をよく理解したうえで専門のカウンセラーを用意するなど改善の余地は残っている。

3 自己評定

B

カウンセリング体制は充実しているが、改善の余地はある。

4 改善計画

法科大学院の特殊性に十分配慮したカウンセリング体制が確立できるよう関係部署と今後も協議を継続していきたい。

8 - 2 - 4 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1 現状

(1) 国際的科目履修の機会

本法科大学院の開設科目には、外国法基礎、国際法、国際人権法、平和学、国際政治論、東アジア法、アメリカ法、国際取引法、国際私法、国際経済法、国際知的財産法などの国際的な問題や外国の法制度を扱う科目が開講されている。東アジア法では、韓国法を研究している尹龍澤教授による授業が行われ、また国際知的財産法やアメリカ法などは、実際にアメリカを本拠地として弁護士・弁理士として活躍しているヘンリー幸田教授によって行われている。

(2) その他

創価大学自体が、世界 44 カ国地域、101 の大学と国際交流を結び、交換留学、語学研修制度など多彩な国際交流システムを整備し、国際性の涵養に積極的に取り組んでいる。法科大学院生も出席する様々な大学主催の行事において諸外国の首脳・要人や世界の学術機関の関係者が参列するなど、国際性の涵養に努めている。

2 点検・評価

本学のような比較的規模の小さい法科大学院としてはカリキュラムのなかで国際性の涵養に資する科目を、割合多く開設している点は、十分評価に値するものと考えている。今後は、海外のロースクールとの交流や法律事務所でのエクスターンシップなどの実現に向けて努力をしていきたい。

3 自己評価

B

国際性の涵養に配慮した取り組みが質的・量的に見て充実しているが、改善の余地はある。

4 改善計画

海外のロースクールとの交流や海外法律事務所等でのエクスターンシップなどの実現に向けて努力したい。

8 - 3 - 1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること

1 現状

本法科大学院における 2006 年度後期及び 2007 年度前期の開設科目毎の履修登録者数は、資料（別添）のとおりである。また公法、民法法、刑事法の各総合科目（演習科目）は、いずれも 2～3 クラスの複数クラスで授業を実施しており、クラス数毎の履修登録者数は資料（別添）のとおりである。

2 点検・評価

(1) 2006 年度後期の開設科目のうち、1 クラスの学生数が 50 名を超えているのは、実体法と基礎法（基礎法学・隣接科目）法と居住（展開・先端科目）法と家族（展開・先端科目）市民と行政（展開・先端科目）であり、法律基本科目以外の科目である。それ以外の開設科目においては、すべて 1 クラスの学生数は 50 名以内となっている。

(2) 2007 年度前期の開設科目のうち、1 クラスの学生数が 50 名を超えているのは、法曹倫理（実務基礎科目）法情報調査（実務基礎科目）法律家論・人権論（基礎法学・隣接科目）倒産法（展開・先端科目）であり、法律基本科目以外の科目である。それ以外の開設科目においては、すべて 1 クラスの学生数は 50 名以内となっている。

3 自己評定

合

法律基本科目の 1 クラスの学生数が 50 人以内である。

4 改善計画

担当教員の確保と授業日程の関係で、法律基本科目の各系の総合科目（演習）について、2 クラスで実施している科目と 3 クラスで実施している科目があるが、できる限りすべての総合科目において 3 クラス体制を実施していきたい。

8 - 3 - 2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1 現状

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率(B/A)
2005年度	50名	50名	1.00
2006年度	50名	51名	1.02
2007年度	50名	53名	1.06
平均	50名	51名	1.02

2 点検・評価

過去3年間の入学者数の平均は、51.3名で、入学定員50名の102%に相当し、特に問題はない。

3 自己評定

合

過去3年間の平均入学者数は入学定員の110%以内である。

4 改善計画

特になし。

8 - 3 - 3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1 現状

	07年度					
	収容定員(A)	在籍者数(B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
第1年次	50名	45名	0.90	0	0	
第2年次	50名	45名(1)	0.90	1	2	0
第3年次	50名	63名(2)	1.26	1	2	9
合計	150名	153名	1.02	2	4	9

(2007年5月1日現在)

- 1 2007年度に既修者として入学した学生8名を含む。
- 2 2006年度に既修者として入学した学生13名と、2004年度に入学したが留年・休学等で標準の修了年次で卒業できなかった学生9名の合計22名を含む。
- 2 点検・評価
本法科大学院の在籍者数は153名で、収容定員150名の102%であり、特に問題はない。
- 3 自己評定
合
在籍者数が収容定員の110%以内である。
- 4 改善計画
特になし。

9 - 1 - 1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1 現状

(1) 厳格な成績評価基準の設定

ア 本法科大学院の成績評価方針

成績評価については、創価大学専門職大学院学則第 27 条(成績の評価)において、評価の区分、考慮要素および不服申立てに関する一般的事項を規定し、考慮要素のウエート付けなど、成績評価の基本方針については、研究科委員会で定めた「創価大学法科大学院履修成績規程」⁷²で、次項以下のとおり定めている。この基本方針は、従前の定期試験結果の積み重ねと試行錯誤を経て、整備されてきたものである。

イ 成績評価の考慮要素

成績評価の考慮要素は、平常点(出席状況、授業中の発言、レポートの提出状況と内容及び小テストの結果など)と定期試験結果の双方であり、これを一定の割合で総合評価して成績評価を行っている。ただし、特定の科目(民事訴訟実務の基礎 A・B、法情報調査 2006 年度までは法情報調査・法文書作成、実務法学入門、エクスターンシップ、法律家論、人権論)については、科目の性質上、定期試験を行わず、平常の起案等に基づいて成績評価を行っている。

各科目における成績評価の考慮要素のウエート付けは、上記履修成績規程の範囲内で、各科目の担当教員の裁量に任されている。

なお、平成 19 年度から、新カリキュラムの実施とともに、成績評価を 1 段階増やすなどの修正を行うこととしたので、当分の間、不合格判定は、「D」と「E」とが併用されることとなる。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

不合格は絶対評価であり、合格者中の成績評価区分は相対評価による。評価区分は、A B C 評価を原則とするが、特定の科目(法情報調査 2006 年度までは法情報調査・法文書作成、法律家論、人権論、実務法学入門、エクスターンシップ A・B)については、その科目の性質上、単に合・否の別により成績評価を行っている。

エ 再試験・追試験

再試験・追試験については、上記履修成績規程に基づく研究科委員会の申し合わせ「成績評価について(07 前期)」⁷³を経て、学生に対する告示「2007 年度前期定期試験の遅刻・追試験・再試験について(2 年次

⁷² 「創価大学法科大学院成績履修規程」(資料 「平成 19 年度法科大学院要覧」13 頁。)

⁷³ 資料 39 「成績評価について(07 前期)」

生・3年次生対象)」⁷⁴をもって学生に周知している。

(2) 成績評価基準の客観性、公平性

ア 各科目の成績評価基準

各科目の成績評価基準は、上記履修成績規程⁷⁵で定められた成績評価の基本方針に基づいて、各担当教員が具体的な成績評価基準を定め、成績評価を行っている。

イ 成績評価基準の公平性・客観性確保のための工夫

(ア) 公法系、民事系、刑事系の各総合科目では、1学年2～3クラス体制をとり、複数教員が担当するシステムを採用しているが、各クラスは、教材、定期試験問題の統一はもとより、日常の起案、レポート、小テストに至るまで、全て同一内容のものを実施している。

定期試験の採点は、公法系、民事系、刑事系の各総合科目では、各科目の担当教員全員が全答案を採点したうえ、合議に基づいて成績評価を行っている。

(イ) 公法系、民事系、刑事系の講義科目（主として1年次配当）は担当教員が1人であるので、レポート、小テスト、定期試験問題の作成・採点、成績評価は原則として当該担当教員に委ねられている。

しかしながら、上記履修成績規程に基づいて具体的な成績評価基準を定めて、客観的・公平に成績評価をしている。

(ウ) その他の選択科目等単独教員が担当しているものについては、上記(イ)とほぼ同様の対応をしている。

(エ) 定期試験終了後、答案のコピーを学生に返却し、解答のポイントを説明する文書を配布するなどの方法で、学生の勉学に供している。これは、研究科委員会の申し合わせ事項「答案・レポートの返却について」⁷⁶に基づくものであり、目下、円滑に実行されている。

(オ) 成績評価後、学生から成績評価に関する質問を受けた場合、文書によるか面接するかして、採点基準を説明し、採点結果を講評している。

(3) 成績評価基準の学生に対する事前開示

不合格の絶対評価基準については、各年度開始時、シラバスに各科目の到達目標を掲げることにより、教員側の考え方を示している。

各科目における成績評価の考慮要素のウェイト付けや具体的な成績評価基準の決定は、上記履修成績規程⁷⁷の範囲内で、各科目の担当教員の裁量に任されているので、各担当教員は、シラバスまたは開講時の説明によって、その内容を学生に開示している。

⁷⁴ 資料40「2007年度前期定期試験の遅刻・追試験・再試験について（2年次生・3年次生対象）」

⁷⁵ 「創価大学法科大学院成績履修規程」（資料「平成19年度法科大学院要覧」13頁。）

⁷⁶ 資料41「答案・レポートの返却について」

⁷⁷ 「創価大学法科大学院成績履修規程」（資料「平成19年度法科大学院要覧」13頁。）

さらに、定期試験が近づくと、上記履修成績規程に基づく研究科委員会の申し合わせ「成績評価について(07前期)」⁷⁸を経て、学生に対する告示「2007年度前期定期試験の遅刻・追試験・再試験について(2年次生・3年次生対象)」⁷⁹を掲示して、上記履修成績規程の概要を改めて学生に周知するとともに、この一連のプロセスを通じて、成績評価の考慮要素のウェイト付けや具体的な成績評価基準の開示の重要性について、教員側の注意を喚起している。

2 点検・評価

(1) 研究科委員会が定めた成績評価の基本方針は、「創価大学法科大学院履修成績規程」⁸⁰として成文化され、公表されている。

また、成績評価の考慮要素のウェイト付け、評価区分およびその分布、絶対評価と相対評価のあり方、再試験・追試験の実施等の成績評価に関する重要事項は、全て学生に事前開示されている。

(2) 公法系、民事系、刑事系の各総合科目では、複数教員を配置して少人数クラス制をとっているが、その成績評価は、担当教員全員の採点、合議に基づいて行われるので、公平性・客観性が高いと考えられる。

(3) 単独教員による担当科目についても、上記のとおり事前・事後に採点基準や解答のポイント等を示しており、後記9-1-3に述べる成績評価についての異議申立制度の完備と相まって、公平性・客観性が担保されていると思料する。

3 自己評定

A

4 改善計画

成績評価基準については、適宜、微調整を加えながら現在に至っており、今後も同様に推移すると思われるので、大きな改善計画はない。

情報開示の一環として、定期試験終了後、答案のコピーを学生に返却し、解答のポイントを説明する文書を配布している。これをさらに一歩進め、採点基準や得点分布等の公表を含めた「定期試験の講評」を行うべきか否かについては、一部の科目で試みられているが、かなりの時間・労力を要する点から、全面的実行については今後の課題である。

単独教員の成績評価について、本人以外の目からの評価をどのように確保するか、総合科目についても担当者だけの評価でよいか等につき、事後に制

⁷⁸ 資料39「成績評価について(07前期)」

⁷⁹ 資料40「2007年度前期定期試験の遅刻・追試験・再試験について(2年次生・3年次生対象)」

⁸⁰ 「創価大学法科大学院履修成績規程」(資料「平成19年度法科大学院要覧」13頁。)

度的に検証する方法・機関等を含め、引き続き検討し、より良い方向性を模索していきたい。

9 - 1 - 2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価が成績評価基準に従ってなされているか

本年度に新設したデータベース「創価大学法科大学院生成績評価データベース」⁸¹は、創価大学法科大学院創設以来の全学生に関する成績等の諸情報を網羅的に収納している。これによれば、必修科目の成績評価は、概ね「創価大学法科大学院履修成績規程」⁸²の評価基準に準拠して行われているが、選択科目においては、受講者数が少ないため、それを守ることが難しい科目もある。

(2) 法科大学院としての確認方法

本年度、上記成績評価データベースが新設されたことにより、各科目における上記履修成績規程の評価基準の遵守状況を検証し、研究科委員会に報告することができるようになった。

2 点検・評価

(1) 成績評価の厳格性・期末試験問題の適切性・出席の扱い

ア 上記成績評価データベース⁸³のとおり、必修科目の成績評価は、概ね上記履修成績規程⁸⁴の評価基準に準拠して行われているが、選択科目は、受講者数が少ないため、それを守ることが難しいものもある。

イ 複数教員で担当する総合科目については、複数教員間で合議して出題するので、少なくとも当該教員間ではその適切性が検証、吟味されると言えるが、単独教員で担当する科目については、その機会もない。

定期試験問題は、FD活動の一環である教員研修懇談会の資料として、あるいは、ロージャーナルの掲載レポート⁸⁵として、一部の科目について開示されたことがあるが、義務的な開示制度や、試験問題の当否を第三者が検証するシステムは設けられていない。

ウ 定期試験を受験するための要件として一定の出席日数を課しているため、出席状況を確認する必要がある。出席の確認は、通常、講義科目においては座席表を用いて、演習科目においては点呼または出席カードの提出等によって行っている。

(2) 関知された問題点

定期試験で不合格判定を受けた場合でも、再試験で合格判定を受ければ、

⁸¹ 資料 42「創価大学法科大学院生成績評価データベース」

⁸² 「創価大学法科大学院成績履修規程」(資料 「平成 19 年度法科大学院要覧」13 頁。)

⁸³ 資料 42「創価大学法科大学院生成績評価データベース」

⁸⁴ 「創価大学法科大学院成績履修規程」(資料 「平成 19 年度法科大学院要覧」13 頁。)

⁸⁵ 「創価ロージャーナル」第 2 号(資料)215 頁 嘉多山宗「創価大学法科大学院民法・民事訴訟法分野の演習」

当該科目の単位を取得することができる制度となっているが、この場合、合格判定を受けた者の成績評価を「ABC評価方式」で相対評価するべきか否かが問題である。

本法科大学院では、再試験合格者の成績評価は全て「Q」(2006年度生までは「P」)と称し、GPAの算定上「0点」としているが、再試験合格者に対する教育効果の点からは必ずしも好ましいことではないかもしれない。しかし、再試験の実施時期が1セメスター後にずれ込む科目があるため、仮に、GPAの算定上、再試験合格者に何らかの点数を与えると、GPAの算定時期をそれだけ遅らせることとなり、修了生に対する成績証明書の発行にも支障が生じる。この事務手続上の理由から、再試験合格者の成績評価には「ABC評価方式」を採用できない。

3 自己評定 合

4 改善計画

定期試験問題の適切性を実質的に担保する方法は、検討課題の1つであるところ、少なくとも、定期試験問題(追試験、再試験問題を含む)を学内で恒常的に開示する制度を新設することは比較的容易であるので、早期にこれを実現したい。

- 9 - 1 - 3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価に対する異議申立制度等の存在

ア 本法科大学院では、研究科委員会で定めた「創価大学法科大学院成績評価に対する不服申立規程」⁸⁶において、成績評価に対する異議申立制度等を以下のとおり定めている。

学生は、成績評価について不服ないし疑問がある場合は、教員に質問し、説明を求めることができる。

学生は、不合格評価（2004年カリキュラムのD評価、2007年カリキュラムのE評価）について研究科委員会に異議を申し立てることができる。

研究科委員会は、成績評価委員会が行う審理およびその意見に基づいて、異議に対し適切な処置をとる。

研究科委員会のとるべき処置は、当分の間、担当教員に対する勧告を限度とする。

イ 各セメスターの成績発表と同時に、上記の概略を学生に説明する文書「異議申立て制度」⁸⁷を掲示して、学生に周知している。

ウ 法律基本科目等、再試験実施科目の不合格評価は、通常の成績発表より早く通知して、質問や異議の申立ての機会を早めに与えている。

(2) それらの制度の活用状況の実情

法律基本科目等、必修科目においては、定期試験のつど、数名の学生から説明を求められるが、全て口頭または書面による説明で対応することで解決しており、正式の異議申立てが行われたことはない。

2 点検・評価

(1) 成績評価に対する学生からの異議申立手続の整備ならびに運用状況

異議申立手続は整備されており、学生からは特に不満の声は出ていない。

(2) 実情における充実度や問題点等

現状では、異議申立手続について特に問題点はない。

3 自己評定

A

⁸⁶ 「創価大学法科大学院成績評価に対する不服申立規程」(資料「平成19年度法科大学院要覧」15頁。)

⁸⁷ 資料43「異議申立て制度」。

4 改善計画

目下、異議申立手続について改善計画はない。

9 - 2 - 1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。

1 現状

(1) 修了要件

修了要件は、創価大学専門職大学院学則第 29 条に定めるとおり、修了に必要な所定単位数を修得すること以外に特別の要件はない。修了に必要な所定単位数を修得したことを、研究科委員会が確認して、修了判定を行う。

(2) 進級要件

各学年における進級について特別の進級要件は課していない。したがって、下級学年の必修科目で不合格となった場合でも、上級学年に進級し、その授業を受講することができる。ただし、上級学年における履修科目については、例えば、「平成 19 年度要覧」の「学業の手引き 12 進級制について」のとおり、下級学年で不合格となった必修科目の再履修を優先させなければならない。

さらに、次の表の右欄記載の科目においては、左欄記載の科目をすべて履修しこれに合格していることを履修の前提要件とする運用を行う⁸⁸。

公法総合	憲法 、 憲法
公法総合	行政法
民法法総合	民法 、 民法 、 民法 、 民法
民法法総合	民法 、 民法 、 民法 、 民法
民法法総合	民法 、 民法 、 民法 、 民法
民法法総合	民法 、 民法 、 民法 、 民法 、 民事訴訟法
民法法総合	民法 、 民法 、 民法 、 民法 、 民事訴訟法
商事法総合	商事法
商事法総合	商事法 、 商事法
刑事法総合	刑法 、 刑法
刑事法総合	刑法 、 刑法 、 刑事訴訟法
刑事法総合	刑法 、 刑法 、 刑事訴訟法

このような運用により、形式的には上級学年に進級しても、下級学年の必修科目の履修に専念しなければならない場合（実質的な進級制と同一の効果）も発生しうる。

2 点検・評価

⁸⁸ 資料 「平成 19 年度法科大学院要覧」29 頁

- (1) 修了認定基準の内容、修了認定の体制・手続の整備状況
基準が明確であり、認定の体制・手続も適切に整備されている。
- (2) 良いと評価される点と問題点
 - ア 一義的基準であって、単純明快である。
 - イ 個々の科目では最低基準を満たすが、全体的に見て法曹としての能力に欠けていると見られる場合にも修了認定される可能性がある点、若干の問題なしとしないが、個々の科目の成績評価を厳正に実施することによって解決するものと考えている。

3 自己評価

A

4 改善計画

現時点においては、特に改善する必要は感じないが、今後の推移を見て、上記問題点について、検討し必要であれば改善する。

9 - 2 - 2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

1 現状

(1) 2006 年度修了認定の実施状況

ア 対象者数：14 名

イ 修了認定者数：14 名

ウ 修了単位数

(ア) 最多 100 単位

(イ) 最少 96 単位

(ウ) 平均 97.7 単位

エ 修了予定であったにもかかわらず修了認定されなかった者はいない。

(2) 2007 年度修了認定の実施状況

ア 対象者数：49 名

イ 修了認定者数：40 名

ウ 修了単位数

(ア) 最多 100 単位

(イ) 最小 96 単位

(ウ) 平均 97.1 単位

エ 修了予定であったにもかかわらず修了認定されなかった者（修了に必要な単位が習得できなかった者）が、9 名いる。

2 点検・評価

修了認定は、所定の修了認定基準、体制・手続により実施された。

特に問題点はない。

3 自己評定

合

4 改善計画

現時点で特に問題はない、所定の単位を修得すること以外に修了要件を設けるか否かについては、なお検討し、必要があれば改善する。

9 - 2 - 3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1 現状

(1) 修了認定に対する学生からの異議申立手続

ア 所定の単位の修得以外に修了要件は定めていないので、修了認定に対しては、通常、不服申立てがなされる事態は考えにくいですが、不測の事態に備えて「創価大学法科大学院修了判定に対する異議の申立規程」⁸⁹を設けている。

(2) 学生からの異議申立等とそれへの対応の状況

2007年度修了生については、特になかった。

2 点検・評価

修了認定に対する異議申立手続の設定および実施については、特に問題はない。

3 自己評定

A

4 改善計画

現時点では、特に考えていない。

⁸⁹ 「創価大学法科大学院修了判定に対する異議の申立規程」(資料「平成19年度法科大学院要覧」17頁。)

第4 その他

1 2007年度新司法試験における本法科大学院の結果について

- (1) 去る9月13日に第2回目の新司法試験の合格者が発表され、本法科大学院からは、39名の修了生が挑戦し、幸いにも20名が合格し、合格率では全国9位、私立の法科大学院の中では、慶應、中央、早稲田につぐ4位の成績となった(本法科大学院の合格率：51.3%・全国平均：40.2%)。ちなみに昨年は14名中8名が合格した(本法科大学院の合格率：57.1%・全国平均：48.3%)。
- (2) 本法科大学院は、学生第一の教育環境を整えて、人間性豊かな実力ある法曹を育成することを目的として開設され、本報告書で詳述しているように、極めてオーソドックスな法曹教育を実践してきた。換言するならば司法制度改革審議会が提示した法科大学院の教育理念を忠実に実践し、新司法試験対策に特化した特別な授業などはあえて一切行ってこなかった。
- (3) いまだ道半ばであるが、昨年、本年と一応の成果を示せたことは、これまで愚直に実践してきた本法科大学院の教育方針や教育方法が、大筋において間違いはなかったとの確信を持たせていただいた。とりわけ、未修者の合格率(本法科大学院：46.2%・全国平均：32.3%)と、論文試験の合格率(本法科大学院：66.7%・全国平均：53.2%)において、ある程度の実績を残せたことは、本法科大学院での教育力が一定の水準にあることを示すものと自負している。今後とも、現状に満足することなく、社会に有為な法曹を一人でも多く輩出すべく、教職員一体となって学生の教育に当たって行く決意である。

2 評価チームへの要望

本法科大学院は貴財団によりトライアル評価を受け、様々な点について有益なご意見をいただき、その後のFD等にも参考にさせていただいた。その点については、貴財団および評価を担当された評価員および評価委員会の各委員の皆様には深く感謝する次第である。

ただ、残念なことに、一部の評価員において、本法科大学院やその教育方法に対して偏見ないし思い込みがあるのではないかとと思われる言動があった。その結果、本法科大学院にとっては心外な事実認定と評価をいただいたと感じる箇所もあり、本評価においてもその種の懸念が全くないわけではない。

もとより評価員の方々には十分な見識を持ち、ご自身の意見をお持ちであることは重々承知しているが、その上で、あえて申し上げるならば今回の認証評価に当たっては、社会的な偏見や先入観等にとらわれることなく、また持論に固執されることなく、評価に臨んでいただくことをお願いしたい。

3 法科大学院制度のあり方に関連して

最後に、直接今回の評価には関係ないが、法科大学院制度のあり方について、2点述べておきたい。

(1) 新司法試験の合格率低下の問題

ア 合格率低下のもたらす弊害

新司法試験の合格率は、昨年(2006年)度こそ48.3%であったものの、本年(2007年)度は40.2%となり、来年(2008年)度は30%代になることが必定で、それ以降は20%代に突入することが予測される。

合格率の低下は、法科大学院の教育のあり方にかかわる重大な問題である。当初修了者の7～8割の合格者を想定して制度設計がなされたが、現状では、単年度で見ると上記のように2～3割になり、最終的にも修了者の5割程度しか合格できない。司法試験が資格試験から競争試験に質的变化をしてくる。学生も法科大学院そのものも戸惑い浮き足立たざるをえない。制度の提唱時に排斥された予備校教育の復活を招き始めている。これは、決して好ましいことではない。当初の目標に合った地に足が着いた教育を行うことにより、力ある法曹を養成し、結果として司法試験にも合格できるようにしなければならない。

また、合格率の低下は、法科大学院志望者数の減少に繋がり、ひいては法科大学院入学者の質の低下に繋がっている。早急にこれを改善しないと、ますます良質の法科大学院志望者が減少するという負のスパイラル状況が始まる(もうすでに始まっているといえる)。

このような状況においては、法曹の量と質を充実させることを目的として発足した法科大学院制度が瓦解する。

イ 早急な解決策の必要

これに対する解決策は、早急に合格率をあげる方策を講ずることしかない。そのためには、合格率の分子(合格者数)を大きくし、分母(受験者数)を小さくすることが最も有効な方法である。

前者のためには、合格者数3000名の前倒しとともに、将来的には3000名を越えてもよいようにする(3000名上限にこだわらない)。

後者のためには、法科大学院の定員総数を削減することが不可欠である。しかもこれを心あるいくつかの法科大学院が行っただけでは、殆んど効果がない。各法科大学院が一斉に削減することが必要である。とりわけ定員数の多い法科大学院が率先してそのような方向性を志向することをお願いしたい。目安は3割削減である。これにより、1年間の入学者が約4000名程度になれば、長期的には3000/4000が合格できるようになり、法科大学院構想の所期の目標に近づく。

法科大学院協会が音頭をとって各法科大学院が自主的に定員を削減することが望ましいが、それができないのであれば、文科省・法務省が何らかの行政指導を行うことも止むを得ない（もとより望ましいことではないが）。

貴財団がそのような方向性を強く打ち出すことも極めて有効な方法であると考えている。

これは焦眉の急の事柄であり、来年の学生募集（2009年度生の募集）に間に合うくらいの早急な解決が必要である。

(2) 司法試験審査委員のあり方について

今回の慶應義塾大学法科大学院の元教授の問題漏洩疑惑問題を契機に、司法試験審査委員のあり方が問題になっている。

これについて、結論的には、現職の法科大学院教員と審査委員の兼職を禁じるべきであると考えている。したがって、現職の法科大学院教員が審査委員を委嘱され受けるときには、その職（教員）を辞さなければならない（委員の職を離れた場合は教員に復帰しても良い）。一方、審査委員の期間中に知りまたは知りえた情報については、在任中はもとより離任後も含め、厳しい守秘義務を課し、違反者および違反者の所属する法科大学院には、募集停止等も含めた厳しい制裁を課すようにすべきである。

問題の作成等に法科大学院教育の経験者がいることは必要なことでもあるので、経験者まで排除する必要はないと考える。

法科大学院にかかわらない実務家に審査委員を任せるべきであるという考え方もありうるが、そのような実務家も将来法科大学院にかかわることは大いにありうることであり、上述のように経験者の知見も必要な部分もあるので、守秘義務を厳しく課すという前提の下に、あえてそこまで分離することはないと考える。

別紙 学生数および教員に関するデータ

入学者

単位：人

	入学定員	入学者数	法学既修者	法学部出身者	他学部出身者	実務等経験者
05年度入学者	50	50	9	28	4	18
06年度入学者	50	51	13	34	5	12
07年度入学者	50	53	8	35	6	12

学生数の推移

単位：人

		05年度退学者数	05年度留年者数	06年度退学者数	06年度留年者数	07年度退学者数	07年度留年者数	休学者数	在籍者数
05年度入学者	未修			1				1	40
	既修							1	1
06年度入学者	未修			1				1	37
	既修								13
07年度入学者	未修								45
	既修								8

- [注] 1 「在籍者数」とは、07年5月1日時点における在籍の法科大学院生の数をいう。
 2 退学者数、休学者数は、各年度の入学者のうち、07年5月1日時点における各年度の退学者数、休学者数をいう。
 3 留年者数は、進級制限がある場合において、05年度、06年度の入学者のうち、各年度に進級できなかった者の人数をいう。留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含まないこと。

修了者

単位：人

		修了者総数	法学部出身者	他学部出身者	実務等経験者
05年度入学者	未修				
	既修	8	6	0	2
06年度入学者	未修				
	既修				
07年度入学者	未修				
	既修				

教員一覧

氏名	年齢	性別	職名	専任/みなし専任/非常勤の別	「5年以上の実務経験」の有無	着任年月	期	科目名	コマ
桐ヶ谷 章	64	男	教授	専任	有	平成16年 4月	前	実務法学入門	0.25
								法曹倫理	1
							後	人権論	0.5
								法と宗教	1
集中	エクスターンシップ	0.5							
川崎 一夫	65	男	教授	専任	無	平成16年 4月	前	刑法	1
								刑事法総合	1
							後	刑事法総合	1
								刑法	1
小野 淳彦	64	男	教授	専任	有	平成16年 4月	前	民事法総合	1
								民事法総合	1
							後	民事訴訟法	1
								民事訴訟実務の基礎B	1
ヘンリー幸田	65	男	教授	専任	有	平成17年 4月	前	知的財産法	1
								アメリカ法	1
							後	国際知的財産法	1
今出川 幸寛	60	男	教授	みなし専任	有	平成18年 4月	前	民事法総合	2
								民事法総合	1
							後	民事法総合	1
								民事訴訟実務の基礎B	1
若柳 善朗	58	男	教授	みなし専任	有	平成18年 4月	前	民事法総合	2
								民事訴訟実務の基礎B	1
							後		
藤井 俊二	58	男	教授	専任	無	平成16年 4月	前	民法	1
								民法	2
								民事法総合	1
							後	民法	2
								法と居住	1
								民事法総合	1
藤田 尚則	54	男	教授	専任	無	平成16年 4月	前	憲法	1
								憲法	1
							後	公法総合演習	1
花見 常幸	54	男	教授	専任	無	平成16年 4月	前	司法審査	1
							後	公法総合演習	1
岩元 隆	53	男	教授	専任	有	平成16年 4月	前	民事法総合	1
								民事法総合	1
							後	民事法総合	1
								民事訴訟実務の基礎B	1
								国際取引法	1
黒木 松男	52	男	教授	専任	無	平成16年 4月	前	民事法総合	1
								外国法基礎	1
							後	商事法	2
								民事法総合	1
								東アジア法	0.5
尹 龍澤	52	男	教授	専任	無	平成16年 4月	前	行政法	1
								公法総合演習	2
							後	行政法	1
								東アジア法	0.5

氏名	年齢	性別	職名	専任/みなし専任/非常勤の別	「5年以上の実務経験」の有無	着任年月	期	科目名	コマ
池田 秀彦	52	男	教授	専任	無	平成19年 4月	前	なし	
							後	刑事訴訟法	1
							後	刑事法総合	1
							前	刑事法総合	1
矢部 善朗	51	男	教授	専任	有	平成16年 4月	前	刑事法総合	1
							後	刑事法総合	1
							後	刑事訴訟実務の基礎	1
							前	環境法(環境法)	1
島田 新一郎	48	男	教授	専任	有	平成16年 4月	前	環境法(環境法)	1
							後	(公法総合演習)	2
							後	(公法総合演習)	1
							前	刑事法総合	1
秋山 仁美	47	女	教授	みなし専任	有	平成17年 4月	前	刑事法総合	1
							後	刑事法総合	1
							後	刑事訴訟実務の基礎	1
							前	民事法総合	1
嘉多山 宗	42	男	准教授	専任	有	平成16年 4月	前	法情報調査	0.5
							後	民事訴訟実務の基礎A	1
田村 伸子	36	女	講師	専任	有	平成19年 4月	前	民事法総合	2
							後	民事法総合	1
							後	民事訴訟実務の基礎B	1
							前	法と労働	1
高橋 保	69	男	教授	兼任	無	平成16年 4月	前	法女性学	1
							後	法律家論	0.25
松岡 誠	64	男	教授	兼任	無	平成16年 4月	前	実定法と基礎法	1
							後	なし	
高村 忠成	64	男	教授	兼任	無	平成16年 4月	前	なし	
							後	国際政治論	1
千野 直邦	63	男	教授	兼任	無	平成16年 4月	前	営業秘密保護法	1
							後	知的財産法	1
小島 信泰	49	男	教授	兼任	無	平成16年 4月	前	法律家論	0.25
							後	なし	
花房 博文	48	男	教授	兼任	無	平成16年 4月	前	民事執行・保全法	1
							後	民法	1
中山 雅司	47	男	教授	兼任	無	平成16年 4月	前	国際機構論	1
							後	国際法(国際法)	1
小出 稔	44	男	准教授	兼任	無	平成16年 4月	前	なし	
							後	平和学	1
須藤 悦安	44	男	准教授	兼任	無	平成16年 4月	前	なし	
							後	消費者法	1
三井 哲夫	75	男	客員教授	非常勤	有	平成16年 4月	前	なし	
							後	国際私法	1
伊藤 滋夫	75	男	客員教授	非常勤	有	平成16年 4月	前	実務法学入門	0.25
							後	民事法総合	5
加藤 幸嗣	54	男	講師	非常勤	無	平成19年 4月	前	実定法と基礎法	1
							後	なし	
							後	市民と行政	1
							後	特殊テーマ講座	1

氏名	年齢	性別	職名	専任/みなし専任/非常勤の別	「5年以上の実務経験」の有無	着任年月	期	科目名	コマ
岩城 正光	52	男	講師	非常勤	有	平成16年 4月	前	なし	1
							集中	法と家族	
大島 淳司	51	男	講師	非常勤	無	平成19年 4月	前	なし	1
							後	民事訴訟実務の基礎A	
増田 英敏	51	男	講師	非常勤	無	平成16年 4月	前	租税法(租税法)	1
							後	なし	
鹿野 元	48	男	講師	非常勤	有	平成16年 4月	前	法と医療	1
							後	なし	
大塚 章男	48	男	講師	非常勤	有	平成16年 4月	前	民法法総合	1
							後	民法法総合	1
								経済法	1
本間 佳子	47	女	講師	非常勤	有	平成18年 4月	前	民法法総合	1
							後	民法法総合	1
仲 隆	46	男	講師	非常勤	有	平成16年 4月	前	民法	0.5
							後	なし	
阿部 英雄	46	男	講師	非常勤	有	平成19年 4月	前	刑事法総合	1
							後	刑事法総合	1
山下 幸夫	44	男	講師	非常勤	有	平成16年 4月	前	刑事法総合	1
							後	刑事訴訟実務の基礎 報道と人権	S 1
中村 壽宏	42	男	講師	非常勤	無	平成17年 9月	前	倒産法(倒産法)	1
							後	なし	
大谷 美紀子	42	女	講師	非常勤	有	平成16年 4月	前	国際人権実践論(3年)	1
							後	国際人権法	1